

勝田主計氏の質問

諸君、私は現内閣の内政並に外政に關しまして、多大の疑問を持つて居る所の一人であります。而して是等の疑問の範圍は極めて廣大でありますので、私の質問を致さむとする範圍は最も國民の生活に關係を有つて居ります所の財政、經濟、斯様な範圍に於て質問を致したいと思ふのであります。而して此質問を致すに付きまして、私の順序と致しましては、先づ私の質問の起る所以を演述を致し、而して最後の質問を列擧して總理大臣の御答辯を煩はす、斯様に致したいと思ふのであります。又茲に皆様に御諒解を得て置かなければならぬ事柄は、既に先回竹越君又は山岡博士の失業問題、斯様なことがありました。是皆要するに財政經濟の問題に關聯を致した事柄であります。故に私の申述べますることが、或は重複を免れぬやうなことも有るかも知れませぬが、左様なることが有りましたならば、何卒惡しからず御諒承下さることを御願を致して置きます。

濱口内閣の財政策の根柢を爲すものは、私は申上げます迄もなく、目的は金解禁と云ふことであるのであります。私は既往に溯つて種々なる言辭を實は弄したくないのではありまするが、財政計畫と云ひ或は經濟施設と云ひ、悉く金解禁を根基として進捗をされて居る所の此濱口内閣の政策でありますからして、どうし

ても此事に言及を致さなければならぬのであります。濱口君は御承知の如くに十年一日の如くに解禁のことは御熱心な方であり、即行論者である。此方が解禁を斷行されたと云ふことに付きましては、私共は多大の希望を以て之を見て居つたのであります。定めし多年の御主張、御研究の結果として、解禁を致しても其事後に於て種々なる經濟上の變動或は財政上の困難、斯様な事が起つて来るやうなことは必ず爲さるまい、斯様に私は濱口君を尊敬するの餘りに考へて居つたのであります。然るに事實は私の想像を裏切つたのであります。濱口内閣の解禁を爲されるに付て、何を準備としておやりになつたのであるか、斯う申しますると財政の根本的立直しと稱せられて居る所のものが一、其二是正金銀行に命じて在外の正貨を御積みになり、或は亞米利加と約束して「クレジット」を御設定になつた、是だけであります、是は争ふべからざる事實であるのであります。財政の立直し、而も根本的立直し斯う仰せられる所のものを其内容に付て概観いたして見ますならば、極めて簡單なことであります。將來に於て發行すべき所の公債、之を御減じになつた、地方の財政に於ても亦然り、二億五千萬の地方債を募集する、之を御延べになつた、之に過ぎない、のみならず此財政計畫即ち現に實行なをされて居る所の實行豫算此實行豫算、は濱口首相の言明の如くに、其主義方針、金額に於つ此一月に御提出になつた所謂不成立豫算、此不成立豫算と同體のものと大體見て宜しいのである。此不成立豫算、即ち實行豫算と、斯う申しても宜

し位のものである。

此實行豫算と云ふものを拜見 いたしますると、誤つたる……私はさう考へる……缺點が非常に多いやうに私は感ずるのであります。之を重なるものを列挙いたして見ますると、第一は消費の觀念是であります。濱口内閣の整理は、國民に消費節約の強調を致された。中央及び地方財政の緊縮と云ふことは、即ち之は政府の消費節約である。一言にして之を言へば消費節約と云ふことである。消費節約と云ふことは世間に於て既に廣く論ぜられて居るのであります。經濟の理窟に於て、生産、消費、分配、此三者が甘く鼎立して調節を得てこそ、初めて正當の効果が生れて來るのであります。消費を重んじ、分配を重んじ、生産を輕んずる、斯うなつて來ますると云ふと、是は所謂共產主義國の財政經濟見たやうなことに、極端に言へば、なつて來る譯であります。斯様な理窟を私が濱口首相の如き財政經濟に、御通曉になつて居る方に強ひて私は申上げるのではない。過日竹越君の御演説の中にも、水野越前守とか、或は白河樂翁公の御話も出たやうであります。私共は白河樂翁公の如きは決して今日の濱口首相が御執りになつて居る如き左様な偏見な方ではなかつたやうに思ふのであります。樂翁公が所謂節約をなされる、之に付て話を承つて居る所に依りますと山下幸内なる者が居つて、是が樂翁公に上書を致した、其上書は儉約は民を殺すものなりと云ふ結論である。儉約は民を殺すものなりと云ふ結論である。

此上書に樂翁公は非常に鑑みられて、唯儉約一點張ではいけない、儉素、勤勉、貯蓄、今日の言葉で申せば即ち生産、之を加味したる所の儉約をやられたのである。今日の經濟學者の説を俟たない、古くより我國に於てもチヤンと樂翁公の如き者があるのであります。國民に向つて奢侈を戒め國民に向つて浪費を戒める、是は結構なことであるのであります。又國民に向つて成るべく國産を獎勵せよ、國産の消費を獎勵せよ、斯う云ふやうなことは、是は結構なことである、唯無暗に消費節約を強調する。之を能事として財政の整理と云ふものが出来るかどうか、經濟の調節と云ふものが出来るかどうか、斯様なことが一つである。それから生産に關する所の施設と云ふものは全くお忘れになつて居る。濱口君は國際貸借の改善に付て強調をされて居る。御尤な次第であるが、何等左様なものと云ふものは豫算の上などに付ては現れて居らぬ。のみならず財政の整理の方法がです、生産を獎勵する新規事業の經費の如きは大體に於て悉く削つて居られる、斯様な性質の豫算であるのであります、私は濱口内閣が金解禁をさるるに臨んで、外國の解禁を致した其事例をよく御研究に相成つたかどうかと云ふことすらも、甚だ失禮であります。疑はざるを得ないのであります。

御承知の通りにどの國を見ましても、是は主に強國に付て申します、數年掛かつて……數年掛かつて、さうして一面に於ては公債を償却するとか、或は租税を減ずるとか、之を年々やり、一面には濱口君の御唱道に相成つ

て居る産業合理化です。是は日本では此頃合理化など申しませるけれども、あちらでは諸君の御承知の通りに歐洲大戰直後に於て之をやり出した、此産業合理化に依つて生産の奨励發達をする。斯うして始めて解禁を致した。所が我國のはです、僅に一回所謂財政緊縮をなさつてそれが國民の負擔でも減じて居るか、斯う申しますれば成程公債に於ては將來に發行すべきものを、之を多少止められたと云ふことで、其將來の負擔と云ふことはありませうけれども、現に是だけのことを斷行するのに國民の租税を御減じになつたこともない、又既往の公債を御償還になつたこともない。人民には何にも與へない、さうして斯様なることを急遽として御斷行に相成つて居ります、斯様なことがある。それから公債の整理、之に依つて免に角中央の經費に於ては一億五千萬を節減したと仰せられて居る、其通りである。地方の經費に於て是亦地方債、大體地方債、地方債に於て二億五千萬、合せて四億萬、是だけのものを御節減になつたと稱せられて居る。諸君、中央の財政に於て今日十六七億、地方の財政に於て同じく十六七億、此中より四億萬圓と云ふものを、政府が消費をせなくなつた、此事を斷行するに當りましては、必ずや多大なる茲に産業上、或は勞役上等に影響の來るべきと云ふことを、之を苟も濱口君の如き賢明なる所の政治家は洞察をされなければならぬのである。之に對する準備ありしや否や、私は見出すことか出來ぬのであります。唯解禁後失業問題の聲が喧ましく、又經濟が常調を缺く、斯様なることより、甚だ是も失禮

な言葉でありますが、周章狼狽若干の手段を御講じになつたと云ふことであります。

能く政府は此政府の御蔭で物價が下落した斯う云ふことを仰せられる。成程、物價は下落を致して居りまする下落を致して居りますが、其下落を致して居りまする所の程度は、歐米諸國の率から見ますると云ふと、まだくなく高い、のみならず此下落の原因が非常に違ふのです。今我々が物價が下落を致したと云つて左様に樂觀すべき時ではない。歐米の事情を見、能く御分りになつて居る方々に對して、斯様なことを申すのは如何かと思ひますが、外國の物價下落なるものは、所謂産業合理化に依て、天然の物産農産物又は諸工藝品、斯様なる物の生産過剰に依つて來る所の物價下落であるのであります。我國の物價下落と云ふのは何であります。無暗に物を買ふな、使ふなよ、斯う云ふことに依る所の物價下落である。其證據は何處に現れて來て居るか申すと、我々の生活に於て最も注意いたすべき所謂生活費、此生活必需品なる物の、他の物價と比しては物價が高いまだ今日高い、此點などは歐米諸國は非常に注意して居る、生活費……と云ふものは、どの國の經濟に於ても之を重要視して、終始其統計を取り、其物價の安定と云ふものを企圖して居るのである。所が我國では無理な物價の下り方であるからして、此生活費と云ふやうなものに付ては他の物價が下つたように申すか、或は下る程度に於て下つて居るか云ふと、さうはいかぬのである。是等も單に物價が下つたから大變に結構なことぢやと言ふ

て、斯う我々か樂觀することを許さないものであると思ふ。而して財政の根本の整理だと仰せられるけれどもが、斯様な先づ天引に類似する所の節約、而して總てか公債一點張り、斯様なものは其程度の多少こそあれ、從來歴代の政府に依つて屢々爲された所のものである。が是は必ず直ぐ元へ還つて来る、元へ還つて来るものである、現にもう此政府でも元へ還つて居る、何が左様な不確實なる整理の因を成すかと言へば、根本に立入つて整理を爲されて居らぬのである。私は濱口首相が豊富なる財政經濟の資質を以て財政の根本的整理を爲される、斯う云ふことであれば、必ずや是は一度整理する、其ものは容易に動かすことの出来ないものである。例を申しますれば、行政の根本的の改革をする、或は官業の整理をする國防の整理をする斯う云ふやうな所でチャンと押へて置けば、是は戻さうと思つても中々戻すことは出来ぬ、併し今のやり方ではもう裁量次第で幾らでもずる／＼べつたりやり得る。是は私は賢明なる首相の財政整理の御やり方としては甚だ遺憾に感ずる。而も之を以て根本的の整理なりなど、是は首相は仰せられぬかも知らぬが、世間に宣傳するに至つては私は國民を誣ふるも甚しきものなりと考へるのであります。

國防の問題殊に此陸軍の整理の問題 是などは濱口君などは確か餘程意氣込んで居られた。國防を整理して宜いか、惡いか、是は別問題であるのであります。併し財政或は經濟、此方面よりして我國の豫算を見渡すなれば

免に角歳出の三分の一を擁して居る所の此國防費、是が減ると云ふことは必ず希望されることぢやらうと思ふ。私共は濱口首相が是等の點に付ても相當の御考があつたやうに承つて居る。陸軍大臣亦然り。而して其蹟を尋ねると云ふと、殆ど何等是等に付ては話がない。杳として聲なし、斯様なことなどが私は非常に遺憾であると思ふ。斯様な次第でありますので所謂失業、經濟界の不調節、是が起ると政府は何と言はれるか、是は已むを得ない外國の事情、世界の是は事情である……私は是は驚かざるを得ない。苟も外國の事情を御承知になつて居るやうな方、私の如き所謂閑雲野鶴に伴ふ者でも、此世界の不景氣なるものが今日決して發生したと云ふことぢやない。發生すべき原因は既に亞米利加に於ける所の産業合理化の大運動、此處に發して居る、英吉利邊りの新聞或は雜誌等を見ますると云ふと、二三年前から此事を言つて居る。而して是が特に顯著になり、特に人目を惹くと云ふことは、昨年十月に於て、亞米利加に於て證券界の大反動があつた、大破瀾がありました。此警鐘に依つて稍々世間が眼が醒めた様であります。それはもう當り前のことであるので、故に今日此大不景氣が來ると云ふことは、私は政府當局者が御承知にならないと云ふやうな左様なことは私はないと思ふ。左様に私は政府當局を輕々して見て居らぬ、少くとも我々よりも一步進んで、ものを御承知になつて居ると私は考へる。此不景氣を御承知になつて、而して解禁を急速に御斷行を爲された、さうすれば是は何でありますか、私は政府の不見識

と決して認めないが、政府の是は妄断と言はなければならぬ。妄断と言はなければならぬ。斯様な財政計畫を以て是で金解禁を急にやると云ふことを御断行に相成り、一面政府の御聲明に依りますると云ふと、亞米利加に二億何千萬の正貨を積んだ。又亞米利加に一億の「クレヂット」をやつた、斯う云ふことを言ふ、是れなどは大變むづかしいことのように御話に相成りますけれども、是は苟も財政經濟の一端を窺つて居る者から見ますれば、所謂一擧手一投足の是は勞であります。正金銀行に電命すれば直ぐ出来る事であります。こんな事は是は何時でも出来ることなんです、私は茲に如何なる資金を以て左様な事を爲された。或はそれが損失になつたとか何とか云ふ左様な細かい事の論議をしやうとは思はぬのであります。私は左様な事、左様な事で、要するに解禁の即行を……断行された、斯う云ふ事情であるのである、是は私は大體に於て其事情を決して偽らない積りで申上げて居るのであります。借之を御やりになつて、而して茲に現在どう云ふ結果が來たか、之を次に私は順序として列擧して見なければなりません。

第一は歳入の減少であります。御承知の如くに政府は此一月に御提出になつた所の歳入豫算を、實行豫算に於て御改訂に相成つた、即ち關稅に於て五百何十萬圓減、或は酒の稅に於て百八十萬圓減、官業收入に於て三百萬圓減、其他……兎に角千萬圓内外と云ふものを御削りになつた。是は私は誠に政府の正直な御やり方で結構であ

ると思ふのであるが、尙ほ是等の御削減に付て、私はもう少し以上のものが有るであらうと思ふのみならず將來……具體的に申せば來るべき豫算を編成さるる其時期に於ては、所得稅、營業收益稅其他消費稅、官業收入等は等の減收と云ふものが數千萬圓に私は上ぼるであらうと思ふのであります。是は今日私は確定の數字を申し上げる譯に行きませぬが、私の兎に角に經驗に依り直覺的に斯う考へて見ますると云ふと、我國の歳入は數千萬……私は尙ほ以上には是から減る。斯様に私は考へて居る。兎に角斯う云ふことが一つ起つて居る、尤も此不成立豫算と實行豫算と、其歳入の差と云ふものは、必しも此金解禁と云ふことだけに依つて來て居るかどうかと云ふやうな問題になりますと是はなか／＼微細な問題、多少他の關係もありませうが、大體そこに來て居ると云ふことは概括論として申して私は差支ないと思ふのであります。それから次は内外正貨の激減です。是は第二の結果、濱口首相は過日山岡博士の御質問に對し、質問せられざる以外に於て、特に此場合我々議員に闡明を致して置く必要がある、斯様な冒頭で以て、金解禁のことに付て御一言に相成つた、諸君も御記憶の通りである。即ち自分が内閣を組織すると、正貨の關係が誠に杞憂に堪へぬ狀況に居る、もう遅れて居る、金解禁をやるのは遅れて居る直ぐでもやらなければならぬ、斯う思うたと云ふことを述べなされて居るのであります。其折には日本銀行の正貨は十億五千萬位はあつたのであります、又政府の在外正貨と稱するものも、私は詳しくは知りませぬけれ

どもが少なくとも六七千萬圓位はあつたので、此狀況を見て頻に御心配に相成つた。私は政府が貸借の狀況に付て御心配になると云ふ其こと自身は、流石に首相たる濱口君が財政經濟の蘊蓄を持つて居られる、之に依ると私は感心を致すのでありますが、兎に角之を非常に御心配になつた、而して今日の結果は如何、日本銀行の正貨は殆ど今日では二億以上でせう……、二億以上も現送されて居るそれから外國に在る所の所謂何……で御拵へになつたか知れませぬが、二億何千萬と云ふ金があるさうであります、是も政府が數字を御發表に相成りませぬから分りませぬが、私共の見る所を以て見ますと云ふともう半分どころぢやない。餘程是は私は減つて居ると斯う思ふ。左様な澤山な正貨と云ふものが流出し、或は減じ、而して一面此貿易以外の正貨貿易以外の受取勘定、是は昨年あたりは二億位もありました、是は例年はさうは無いのです。是なども此經濟のやり方、財政の建方では、うんと私は減ると思ふのである。貿易以外の收支、是の一番數字に影響をするものは、外國人が日本に来て、日本に對して投資するの金額である、左様なことは私はもう無からうと思ふ。是も減る、正貨と云ふものはうんと激減をした。今日と致しては濱口首相は此結果を見て……曩に組閣の當初に方つて、國際貸借の上に非常に心配をされて解禁を斷行され、而して此結果を御覽になつた折には事志と違ふと云ふ感じを私は御持ちになりはせぬかと思ふのであります。

次には商工業貿易の不振であります。是は詳しいことは説明をする必要はなからうと思ふのであります。今日の事業會社にして儲けを致して居る事業會社と云ふものは殆ど無い。或は中小商工業者にして業を休むか、或は之を疊むか、又小さいものなれば田舎に歸つて行くと云ふやうな慘澹たる狀況である。貿易の不振勿論であります。是は種々なることを申上げなくても、濱口首相などの餘り衷心御好みにならなかつた所謂絲價補償法と云ふものの御發動をなされたことだけでも分ります。是は此問題一つとしても、必ず議會の矢張り質問の問題になるべき領分のある問題で私はあらうと思ふのであります。兎に角非常なる價格を御補償になり、而して一面に於ては先きの物、即ち新絲に對しては何等の御成算かない、言葉を換へれば、現内閣は農民と云ふものをどう一體考へられて居ると云ふことすらも疑はれる如きやうな狀況に於てある。是は併し私は此問題を茲では再論は致さぬのであります。綿絲綿布はどうであります。綿絲綿布、外國に輸出する四億五千萬圓、而して其價格から申しましても、生絲が割五分下がつて居れば、三割も下がつて居る。非常に困厄、是には或は印度の關係もある、銀の關係もある種々なる關係もありませうが、是亦救済を迫つて居るのである。立行かない、其他各種の業態に付て之を觀察を致して見まするなれば、どれも是もいかぬ、斯う云ふ狀況を呈して居る。是は勿論唯濱口君が皆其責任を背負はれると云ふのではあるまいと思ふ。それは從來から色々な關係もありませうが、併し此影響を絶大

ならしめたと云ふことは、所謂準備なき所の金解禁を速に斷行されたと云ふことに私は在ると信するのであります。

次には有價證券の暴落です。是は私は單に、茲に有價證券と云ふのは決して有價證券だけではない、それは日本^の國富が減つて居る、動産も不動産も減つて居るが、有價證券の暴落と云ふものは、是は非常な事で、殆ど極度に達して居る。之を私が特に其悪い現象として申すことは、我國の信用經濟の破壊に是はなりはせないかと云ふことを非常に憂慮するのである。御承知の通りに我國の全體の金融機關、是は二十四億の公債を持つて居る、是は政府の公債政策で、其分は大變に宜しい。併し一面に債券株券、斯様なもの、之を保持して居るのが二十億位あるでせう。又擔保にして貸して居るものが二十何億ある、四十億以上ある。一面には公債は辛うじて價格を保つて居るから宜しいが、免に角今日の如き此暴落を致すと云ふことになれば、貸金の頭金を拂ふ奴と云ふものは無くなる、利子を拂ふ者も段々無くなつて来る。私は斯う云ふ事情に付て實例を色々知つて居りますけれども、却つて私は言はざるに若かずと考へますから申しませぬが、免に角斯様な現象があると云ふことは疑ふべからざるの事實であります。

次に失業、是は過日此議場に於て、山岡博士の仰せられたるが如くに、八萬餘の學生が免に角就職難に陥つて居る、或は三十五萬と稱し、或は七八十萬と稱する此失業者と云ふものが一面に起つて居る。是等必しも全部濱口内閣の金解禁政策の結果でないかも知れませぬ。それは過日濱口君が仰せられたことは、私は是認しても宜しい、宜しいのであります。流石は濱口君、過日山岡君の質問に對して、政府と雖も全然無責任無きにあらず全部幾分と云ふことは出來ぬが、責任はあるんだと云ふことを此處で御明言に相成つて居る。私は是は濱口君を責めるどころがはない、同君が如何にも虚心恒懐に其非なる所は非として、責任は若干あるんだ、斯う仰せられたことは、寧ろ濱口君の私は徳を高うすると思ふのであります。免に角左様に濱口君が言はれる位であるんだから、此狀況と云ふものは實に偉いものであると、私は思ふのであります。

次は國民の思想です。之に生活難が非常に影響を及して居る。私は詳しいことなどを茲で申すのではない、御通知の通り從來共產黨事件に鑑みましても、あの當時は彼等の主張する所は極めて露骨大膽而して其行動するや極めて秘密斯様な狀況であつた。今日では是が非常に合理的になつて居る、其主張はボかし、其行動は殆ど公然とやると云ふやうなことに相成つて來て居る。或は「ストライキ」の裏面其他の狀況を見ますと云ふとどうもさう云ふことに相成つて來て居る。文學、音樂、左様なものに合理的に這入つて來つつある。是は私は非常に恐るべきことで、其主張の赤裸々猛烈にして、其行動の隱密なる、尙ほ之を救済し得べしとするも、斯様に合理

的に主張をばかして、さうして國民の思想と云ふものが段々段々と悪化すると云ふ、是は餘程重大である。殊に私は貴族院などと致しては、漫然と之を看過することの出来ないものであらうかと考へるのであります。先づ……まだありませうか、詰り主なる結果として現はれて來たのが左様な事である、然れば之に對し假令事前でないにしても事後に致しても政府は一體どう云ふことを爲され、又爲さむとしつゝあるか、之を検討して見なければならぬ。

國際貸借の改善即ち貿易の伸張 其他此事に付て政府の爲されて居る所を列挙して見ますと、調査委員會を御作りになる、二萬圓か二萬五千圓御出しになつて調査會を御作りになる、それから鐵道省に觀光局と云ふやうなものを御作りになる。農林省に貿易局と云ふものを御作りになる。先づ斯う云ふもの、それから國產獎勵と云ふことに付て、從來から國產獎勵の經費が出て居るのでありますが、之を確か豫算で十萬圓位御増しになつて居る其輸出獎勵と云ふことに付ては、所謂輸出補償制度と云ふものを……此輸出補償制度と云ふものは、名は非常に美にして而して極めて規模の限局したものである。二十四萬圓之に御計上に相成つて居る。其他十五品に限つて生絲外重要輸出品十五品に限つて運賃を二割を減じてやる。正金銀行の利付手形五分五厘を、輸出品の特別なのに限つて五厘減じてやる、斯様なことです。是れ以外には産業合理化と云ふ物はないのであります。産業合理

化に付きましたは、私共は能くは分らぬ、言葉としては大變結構な言葉で、産業合理化と云へば……併し産業合理化と申して、何が産業合理化であるかと申せば、私の寡聞を以てしても、外國でも色々是には定義が違ふ。安ものを澤山拵へ、さうして國民の福利、民福を増進するのだとか、何だとか、學者、教科書が定義すれば色々なことがなるかも知れませぬ。併し是は色々違ふ、現に私共が、外國では一體どう云ふことを、亞米利加や英吉利などでは産業合理化と言つて居るかと云ふと、是は今の定義ではない、今の定義とか理論とかさう云ふものよりは、成べく實際に考へたいのでありますが、見ると、英吉利の「エコノミスト」などに産業合理化は「ナショナルリゼーション」と云ふ字を使つて居る、是は亞米利加の合同「アマルガメーション」よりは、少し意味の廣いものであると云ふやうなことを言つて居る。其大體の事實としてはどうかと云へば、英米の如き、あの從來の先進國で産業の既に數段發達して居る所に於ては、大概會社の合同、縦と横の合同、それから品物の何と申しまするか「スタンダチゼーション」是です。是が實際になつて居る。日本で一體色々御説明もあつたやうでありますかどう云ふことを一體なされるのか、具體的に、是は政府の仰せらるゝ所を聞くと、從來産業の振興だとか何とか云ふことを何にも使はないのであるが、特に産業合理化などと言つても、何を一體具體的になされたか何をなされたのであるか、具體的に、是が産業合理化、斯う云ふものを私は知りたい。斯様に申すと、是は甚だ失禮で

ありますが、不可解な、唯言葉の……新しい言葉を、新しい外國の翻譯を……西洋ぢや古い、歐洲大戰が済むと直ぐ皆之をやつて居る、之を今日持つて来て頻に最後の、詰り眞打にして居られる、どうも是だけのやうに私は思ふ、それも何にも働いて居らぬ、是だけしかないので。是が濱口内閣の、國際貸借の即ち正貨問題の解決策斯う云ふことであります。

次に失業に對してはどう云ふ見解を持つて居られるか、對策を持つて居られるか、是は山岡君の御質問に依つて色々内務大臣よりも總理大臣よりも御話がありました、所が多少内務大臣の御考と總理大臣の御考と違ふやうでありましたが、是は兎に角、彼此私は申さぬ、申さぬのであります、結局、職業紹介局と云ふものを内務省に置く。是が一つの對策、それから地方で仕事をさして、其勞働費を若干補助する、六十一萬圓と云ふ豫算を計上して居られる。是と、それから濱口首相の言明さるる地方債と云ふものをやかましく取締つて居つたが、是はいかぬから、此方面に於て手心をして緩和するのだ。此大方二千萬圓か、そこら私は緩和されて居るだらうと思ふのであります、其他色々内務大臣の御話を聞いて見ましても、大體對策と云ふものは是だけしかない。失業に對しての對策と云ふものは是だけしかない。其他、或は強ひて申せば、質屋の公營、是は從來からある、之に對して若干の建設費……是も十萬圓か八萬圓、之を計上して居られるやうなことで、何も取留めて、政府が

國際貸借の關係を非常に重大視せられ、又失業關係の問題を非常に重要視せられ、此重要視されて居る割合には其施設として見るべきものと云ふのは、只今列舉いたしたものとみである。或は小さいものがもう一つ二つあるかも知れませぬが、さう云ふものである。是が現實であるのであります。諸君只今私の申述べましたことは、決して事を過大には致して居ませぬ。事實の實際に即して多少細かいものに至つては、そしは違ふことがあるかも知れませぬが、荒削りを致して大體の上から觀察すると、政府の爲したることがどうである。茲に缺點がある。其結果と云ふものはどう現れて來たか、之に對する所は寛恕して、前以て準備が無しとしても、兎に角、事後の處置としても、爲されたことがどれ程あるかと云へば、あれ程なものである。斯様なことで我國の國際貸借の關係が改善されるものでありまするか、斯様なことで此滔々たる所の失業者を救ふことが出来るのでありまするか、是は私は後に至つて政府に聴きますが、諸君に能く私は御考を願ひたいと思ふのであります。……私の質問を列舉する迄にはまだ申上げたいことが大分あります。それで只今議長さんにも御相談いたしました、好い加減な所で今日は切つて置いたらどうかと云ふことでありますから、丁度切りでありますから、是で私は失禮して又次回に申上げること致します。(質問演説は翌日に續く)

諸君私は昨日御承知の如くに、現内閣が金解禁に付て執りました所の主要なる財政政策、此財政政策其他より

はなければならぬと思ふのであります。私共は茲に自己の説と致きまして、如何にして之を救済するかと云ふやうな事柄を、彼此れ論辯することは、此機會ではしないのであります。併ながら政府に左様なる意思があるや否やと云ふことを確める爲には、二三の例を以て私は政府に聴かざるを得ないのであります。今日のやうな状態に相成りますれば、先づ私は政府が合理化を唱へられるが、官府の合理化を第一になされ、官府の合理化を以て得たる所の財源を以て、生産の事業に供せられて生産工業を興す、國際貸借の關係、失業者の關係、其他の關係自から之に依て調節が出来て行くであらうと思ふのであります。若し萬一之に依つて足らずとせば……政府は公債と云ふものを大いに怖がつて居られるが、是も場合に依つては、公債を御發行になつても私は差支ないと思ふ我國の公債が内外債を合せて六十億近くある。内債は四十四億、成程相當に多い、多いのであります。是は御承知の如くに日露事件、或は震災事件、是等に募集を致しました所の所謂不生産的公債、之を除きますれば、他は殆ど生産的公債であるのであります。我國の國力を以てして、是だけの公債を以て最早國が潰れる、斯様に悲觀を爲される所の必要はない。公債を以て國が潰れば、英吉利などはもう潰れて居る、七百何十億の公債を持つて居る。米、佛三百何十億の公債を持つて居る、伊太利も百億近い公債を持つて居る。彼の國民の元氣のあり、努力する、其精神に依つて、倭に世界の列強として立つて居るのである。左様に私は恐れられる必要はないと思ふ。

それで或は政府の御方針を誤解して、斯様に言ふ者もある。例へば内債に付て申せば、内債が四十四億ある、此四十四億の中で誰が此公債を有つて居るか。斯うしますれば、二十四億は銀行が有つて居る、其他の多數は預金部或は保險會社、公共團體、左様なるものが有つて居る、個人の極めて少い有産階級の者が若干有つて居る、斯う云ふことである。斯様な現象より推理をして政府は一部金融業者の保護をするのである。有産階級の保護をするのである、唯々公債のことばかり心配をして居る、而して中流以下の今日の状態はどうである、政府は殆ど顧る所はない。農民の状態はどうであるか、湯地君より農村振興の御質問があつた如くに、今日は農民は其困難の極に達して居る。如何にも政府の政策と云ふものは偏頗な政策、國民の多數を見ざる政策、斯う言うて論議を致す者があるのであります。併し私の見地より申しますれば、是は主に所謂盾の半面より論議をして居るものであつて、必しも全然贊同することは出来ぬのであります。一部眞理はある、が又政府のやり方に付ても大に諒とすべき所が、盾の半面より考へれば是は有り得ると私は思ふのであります。併し左様な説が中々ある、是は餘りに此公債を恐れ過ぎて、外のことは何もやらない。公債の將來の發行を停止する。之を嚴守する。是ばかりやつて居られる。茲に斯様な誤解と申しまするか、或は過大なる反對説と申しまするか、が起る所以ではなからうか

と私は思ふのであります。故に國家困難の場合、即ち今日の如き状態に於ては、生産的公債を多少御發行になつた所で、何も國が翌日潰れるものでも何でも無い、のみならず之に依つても或は失業者も救はれませう、總理大臣の御心配になつて居る國際貸借の關係も改善されませう、私はさう思ふのであります。而も左様にも拘らず、餘りに此事にこだわつて居られると云ふ事柄は、是は私は賢明なる總理大臣の御考としては殆ど解し兼ねる所であります。諸君、世の中に或は産業振興と云ひ、産業の合理化と云ふことを論ずる者がありますが、先づ左様な理窟を言ふよりか、産業の振作をする、合理化をやつて行くと云ふのには、何が一番必要であるかと云へば、資金なのです、此金融の状態、或は今日我國に於ける金融制度の状態は是はどうでありますか、私は此點に向つても政府の反省を促さなければならぬと思ふのであります。

先づ第一に是は私の説として御聴きにならないで、斯様な説もあつて、而して中々是は必要なことだと云ふ意味に於て、御聴き下さることを希望するのであります。日本銀行の如き……日本銀行が全國の金融機關に對して統制の力が無い、是は殆ど今日識者の輿論である、然れば此日本銀行に力を附けて統制力を與へてやつて行くと云ふやうな改善……太政官の布達で出來て居る所の其日本銀行を之を改善して行くと云ふやうな事柄、是などは私は急務だらうと思ふ。殊に私共の經驗に依りますると云ふと、日本銀行即ち中央銀行の金融の統制上に於

て重大なりと云ふことを知つて居る者は多々ある。而して彼が何を爲しつゝあるか、如何なる状態に置いてあるか、と云ふやうな事柄に付きましては、餘りに知つて居る者はない、恐らくは此議政府に於かれても若干の御方を除いては御承知はあるまいと思ふのであります。是等に付ても私共の考へ、又聞く所に依りましても、中央銀行の所謂政府と銀行との利益配當分配、此制度などは是は今日大に考慮せられなければならぬ研究は餘程詰んで居る。外國の中央銀行皆其制度である、唯我國だけが兌換券の税を取つて居る、若し此利益配當を、外國の例に倣つた組織に變へますれば、忽ち是は議會に出來る上下兩院の議員の御方は之を討議し、而して其如何なるものであるかと云ふことを能く御承知になる機會が出來る。從て國民全般は、中央銀行なるものは如何なるものであるか、と云ふやうなことに付て、能く了解が出來て行くことに相成るのである。今日の我が憲政の上になつて、由らしむべし、知らしむべからず。斯様なことは何時迄も續くものではない、どうしても是は國民に分らさなければならぬ。又此日本銀行に力が出來、所謂統制力が付くと致しますれば輸入を防遏する、輸出を獎勵する斯様なことは最も容易い手段に於て私は出來得ることであらうと思ふのであります。即ち濱口君が御心配になつて居る國際金融改善、此事に付ての目的を達する上に於ての甚大なる威力を私は有つて居るものと考へるのである。尙ほ最も金融制度の上で重大に考へなければならぬことは、不動産金融のことです。諸君の御記

憶に新なるが如く、昭和二年の恐慌、是は何で起つたか、種々なる原因がありませう、併ながら我國の何千と數へる所の商業銀行が不動産を抵當に取つて居つて、取付に遭つて支拂が出来ぬ。其結果困る、是が主なることである。のである其折の輿論なり、或は政府一部の意見と致しましては是は怪しからぬ、商業銀行なるものが不動産をさう抵當に取つて金を貸すなど云ふことはあるべきものでない。有價證券、商業手形其他のものを擔保に取つて金融を致すべきものである、斯う云ふやうな論が大分あつた。是で銀行はバタ／＼と倒れて、今日と雖も尙ほ不動産は持つて居りますけれども、是等の銀行に對する不動産の融通と云ふものは殆ど杜絶を致したと云ふことを言うても宜しいのであります。

我國の銀行が、成程商業銀行であらう、併し是は兎に角、自然に出來、政府が又之を認許して偕て銀行を營業を致して見ますと云ふと、質草と云ふものは左様に日本には少い。不動産を擔保にして貸付をするに云ふことは是亦已むを得ないことであつた。併し今日となつて見ると、銀行の性質より、其他の關係よりして、それは不動産を有つて居ると云ふことが餘り宜くない、それで、所謂普通銀行に對して不動産の金融をして居ると云ふことが是が止まつてしまつた、不動産が動かない、斯う云ふことになつてしまつた。然れば何があるかと云へば政府に於て直接監督を致されて居る日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、或は財團其他の關係に於ては日

本興業銀行、斯う云ふものがある、ありまするが是はなか／＼是だけの機關で日本の不動産……殊に我國人は世界無類に土地を愛好する人間である、人民であるのでありますから、之を動かして行くと云ふやうな事柄は到底出來ない。諸君も多分御記憶であらうと思ふのでありまするが、殊に濱口首相などは能く御承知のことである。第二次桂内閣の當時に於て當時の大藏大臣たりし桂さんは不動産銀行を起さなければいかぬ、此幾百億の不動産を資金化して我國の生産事業に投資すると云ふ途を開かなければならぬと云ふことを絶叫を致されたのである。此の場合に政府の……政府と申しますか、大藏省と申した方が宜いかも知れませぬ。大藏省の省議は、成程、桂公の仰せられる所の理窟は御尤もである。併し此處に不動産銀行を作ると云ふやうな事柄を、新たな試みとしてやるのには、まだ是は時期が早いのではないか、故に勸業銀行、農工銀行に其途を開いて見て、其經驗に依つて將來之をどうすると云ふことを決めたら宜からう、斯う云ふやうなことになつて、故桂公も其意見に賛同されて乃ち勸業銀行、農工銀行等に市街地を擔保とする所の貸付を許すやうなことに相成つたのであります。今日、勸業銀行の貸付をされて居る額は、遠ふかも知れませぬが、先づ八億か、そこらのものであらうと思ふのであります。農工銀行の貸付をして居るものが六億内外、此内で三億七八千萬圓は市街地抵當の貸付に相成つて居るのである。此結果はどうであるか、成程、一面に此法律の改正に依つて不動産の融通の便利を與へたと云ふことがあ

ると同時に勸業銀行或は農工銀行本來の使命、是が幾らか寛かになつて、緩慢になつたと云ふやうな結果を私は來たして居りはしないかと思ふのであります。

今日我國の農村困憊は是は實に言ふに忍びない。状態に於てある。是等の金融機關が十分なる目的を達し能はぬと云ふ事柄は、私共の考としては、不動産全體に對する資金化の機關の缺如が、どつかにあるのではないかと思ふのであります。私共としては勸業銀行なり農工銀行、斯様なものは其制定當時の精神に歸り、別に何か此不動産を消化する所の機關を設けてやる、斯う云ふことを考へなければならぬ時期に到達して居るのではないかと云ふことを思ふのであります。今日の不動産の動かざること、諸君の御承知の通りである。我國では不動産が資金化せぬと云ふことであつて、之で全體の商工業に對する所の改良發達を圖らう、是は無理な話なんで、是等の點に付ても深甚なる考慮を私は拂はなければならぬ今日は正に其時期に達して居ると云ふことを信ずるのであります。又中小の商工業者、是等に對する所の金融、是は大分世間の問題で、主には都會地の問題、政府にも之に對して何か相當の措置を執られたかの如くには聞いて居りますけれども、餘り効果は現れて居らぬ。是等もです、或は外國の例に倣つて庶民銀行を作るとか何とか云ふやうな方策を立てられて、中小商工業者の勇んで仕事が出来るやうな陣立を御拵へになると云ふやうな事柄も、是も私は今日の急務ではないかと思ふのであります。

す。斯様なことを詳論いたしますれば、實に際限ない。要するに餘りに細かい技術を御弄しになるよりかはもう少し大所高所より斯様な問題に付て御考慮に相成り、然れば濱口君の御心配になつて居るやうな事柄は、是は日ならずして消える、左様なことをやらると云ふことだけでも、私は人心が安定を致す、斯う思ふのであります。大戰後、掌で堰くやうな左様な細かい、何處やらに觀光局を設けるとか、輸出獎勵に二十何萬圓を出すとか左様なことばかり御注意に相成つて居つては、此種勢を挽回することは私は頗る難いと思ふのであります。

又輸出の獎勵等に對しましても、大分世間には、此頃はなか／＼民間の實業家其他は我々が考へるよりは發達をして居る、此民間の人の説を聽いて見ましても、鐵の問題、或は肥料の問題、鐵の問題の如きは我國が歐洲大戰の際に、鉄鐵交換のあの苦き經驗を嘗めて居つて、之が自給自足を計ると云ふ所の殆ど國策に相成つて居つたのであります。此頃になつては殆ど之に付ては否として其聲を聞かないのであるが、假にです、此問題などを十分にやると致せば、鐵の輸入は昨年でも二億であります。半分出したとしても半分は輸入を防ぐことは出来る、肥料の問題の如き、昨年の輸入は一億四五千萬圓、是も半分出來るとすれば七八千萬圓と云ふものは忽ち出来る。さう云ふ如き、即ち大所に著眼をされて國際貸借改善の途を立てられる、是なれば聞えるのであるのです。又私は政府が斯様な奮發をなされて大識見を以て御立ちになる、斯う云ふことであれば今日の我國の状態は、一

面には物質的よりは心理的に來て居る状態が多いので、餘程私は平靜を致し、即ち此難關を濱口首相が御切抜けに相成ることか出来るのではないかと云ふやうな感じをしております。昨日列擧したる如きあの小さい、甚だ失禮でありますが、小細工で、是で此難關を御切抜けにならうと云ふやうな御考へでありましたならば、是は大間違ひ、益々是は悪くなりましたも宜くはなりません。私の達觀を致して居ります所では左様に考へるのであります。それで私は政府に質問を致すのである。是まで演述いたしました事柄を一々質問の形式に於て致しますれば、何十と云ふことに相成るのである。併し質問の形式で演述を致しましても、政府に質問などを致して其御答を聴くに足らぬ、聴く必要のないものが澤山ある。故は私は演述の中よりして、私の質問すべき事項、之を是より朗讀いたします。勿論質問文章でありますから、法理的などに出來て居らぬですから、常識で以て御聴取りを願ひたいと思ひます。

第一政府は今日となりても**金解禁の時機**を得ざりしことに想到せられざるや、是はちよつと常識から考へて見て妙な質問のやうでありますが私の此質問を致す所以は、濱口首相は頗る坦懐、失業の問題に付ても飾らず、若干責任はある、斯う仰せらるる、官吏減俸問題、斷然として撤回される是などは世間で大變攻撃を致す、私は攻撃せぬ、いかぬと見たことは縦令やらうとしたことでも引込めると云ふことは何でもないのである。それが即

ち國家の爲である、斯う云ふ御方であるから今日の事情を能く御考へに相成りますれば、其當初に於てはどう御考へになりましたも如何にも、此時機が悪かつたのではなからうかと云ふやうに、御反省なさるだけの雅量を持つて居られる總理大臣と私は拜承するのである。それ故に斯様に常識から見ても頗る變なやうな質問を致すのであります。第二、政府は世界不景氣の際にも拘らず、中央地方歳出約四億圓を削減し、今日の如き一般の不景氣と失業者の續出とを豫見せざりしや、若し豫想したりとすれば、其救済策に付き、何故に何等の準備をもなさざりしや、是が第二であります。第三、政府は中央地方に互る行政組織の根本的整理を爲すの意思ありや否や、是は政府の合理化、官府の合理化、獨逸でやつて居る。それを云ふのであります。第四、政府は陸軍費の根本的整理に意ありしが如きも、之を拋棄されたるや、若し然りとせば其理由如何、是が第四であります。第五、政府は成立豫算に於ける歳入の過大なりしを自覺し、實行豫算に於て之を訂正せり、將來尙ほ所得税、營業收益税其他消費税及官業收入等に於て多大の収入減ありと信ず、地方税に於ても又然り。政府の所見如何、是が第五であります。第六、政府は將來尙ほ緊縮政策を持続すべきことを屢々言明せるが、其公債緊縮政策に於て既に破綻を來せり、是は地方債も御發行になり、又公債も千五百萬圓ばかり御發行になることに相成りましたのであります。而して一面極端なる不景氣と失業者の續出、又一面には歳入の減少豫想等に鑑み、公債緊縮政策に於て公債緊縮

政策を漸次拋棄するの已むを得ざるに陥るべしと考ふ、政府の所見如何。第七、政府は將來國債貸借の均衡を保つ上に於て、現在の施設を以て遺憾なしと考へられるや否や。第八、政府の執れる失業救済方法は到底恐るべき現下の窮狀を救ふに足らずと考ふ、政府は其救済に付き何等か他に考案を有せらるるや否や、是は總理、内務大臣等からも過目承つたのでありまするが、あんなことでは、逆も私はいかぬと思ふから御尋ねするのであります。第九、政府は有價證券暴落の結果、信用經濟狀態は、是は銀行と申しても宜しいが、私は特に銀行と申さず信用經濟上何等憂慮すべきことなしと思考せらるるや否や。第十、政府は生活費「コスト・オブ・ライヴング」生活費の安定方法に付き何等かの考案を有せられるや否や、合理化など云ふことは、私は生活費などに最も第一に試みらるべきものであると云ふやうな考を有つて居る、それ故に之を問ふのであります。十一、政府は日本銀行の改善、不動産金融機關の整理、庶民金融機關の創定等に付き、來る議會に於て之を提案さるるの意思なきや否や。十二、政府は或種の重要輸入品に代るべき基本的生産品の達成に關し、何等かの腹案を有せらるるや否や。十三、最近に於ける就職難、生活難が思想問題に……深刻なる影響を與へつつあると思考す、政府の之に關する對策如何、此一部は失業問題の時に文部大臣あたりから多少は仰せられて居るのでありまするけれども、私が承つた所では、説いて詳かならず、まだ安心が出来ない故に之を私は問ふたのであります。

最後にもう一問問ひたい。是は私の演述の中には少しも申さなかつた事であるのであります、それは軍縮の剩餘金の事です。軍縮の問題は是は重大な問題である、恐らくは他の諸君より種々又御研究御質問なりがあることと思ひますが、左様な事を私は此場合申すのではない。唯軍縮の結果どれだけの一體金が浮いて來るのであるか、之に付て濱口總理大臣は衆議院に於ては、今日は尙ほ言明するの限りにあらず、斯う仰せられて居るのであります。成程是は濱口君が左様に仰せられるのも、代換建造線とか、或は飛行機隊の何とか、むづかしい事が一部にはあるだらうと思ふ。それでどれ程がさう云ふものになり、どれ程が濱口首相の希望されて居る國民負擔の軽減、之に充てらるるや、斯う云ふ事は私は御尋ねするのはむづかしいと思ふ。併し凡そ此軍縮に依つてどれだけの金が出て來ると云ふ事は、是は算盤を御入れなれば直ぐ私は出來ることではないかと思ふ。是までも祕し隠しに御隠しに相成つて居ると云ふことは、却て是は首相の爲には私は宜しくないとと思ふ。此剩餘金を問ふ所のものは御互に議員の職責として將來に於ける財政の計畫、或は經濟の調節、之に付て考へなければ相成らぬ又責務を有つて居るのでありますから、大體の數字は……數字は大體で宜しい、國民は惑ふて居る。或者は曰く三文も出ないのである、或者は曰く三千萬圓出るのである、或者は五千萬圓、八千萬圓、何が何だか少しも分らぬ。此軍縮をやられるのには濱口首相は、國防の頭は勿論でありまするが、一面には經濟の頭を以ておやりにな

ますと、七割を缺けた米國案を基礎にした讓歩である。此兵力量では、どんな事をしても國防は出来ない、國防は是では出来ない、斯う斷言致して居るのであります。それ故に總理大臣が政治的、經濟的、種々な方面から斷定致したと言はれますが、肝腎の國防力は是では出来ないと言ふことは、全責任を持つ所の用兵の責任者たる軍令部は是では出来ないと言つて居るのであります。然らば何れが眞であるか、軍令部は世を惑はすやうな言を放つて居るか、決して私はさうとは考へない。何に依つて之を斷定されたか、國務大臣は軍事専門家の意見を十分に斟酌したと申されて居る、併ながら軍事専門家の意見と言へば、軍令部が其中心でなければならぬ。軍令部は絶対に反對致すと聲明を出して居るのであります。是では國民は安心出来ない。國務大臣の言はれる如く、神經過敏ならずとも、非常な鈍感を以ても、國の存亡と云ふことに付ては憂慮しなければならぬ。是は國民全體の安心すべきまでの御説明があると考へるのであります。

それから、もう一つは之に依つて國民負擔の輕減が出来る。それで是は果して新聞が誤りであつたかどうか知りませぬが、總理大臣が新聞に對して話を致した。此剩し得た金を以て減稅社會政策、之に使用するのである。只今の御演說中にも、明瞭には指して居られないが、確に是から剩し得ると斯う云ふ計算のやうであります。併ながら是は減じたのではない、繰延したのである、減じては居ない。況や製艦能力維持の爲には、只今の御演說

の如く代換建造を繰上げて行く、即ち繰上げ建造、此繰上げ建造の方へ段々用ひきすと云ふと、減じた中の大部分は是は消費しなければならぬのである。唯々そればかりではないのである、そればかりではないと言ふのは、當局者が國民を慰安の爲に大聲疾呼される所の所謂保留條件である。千九百三十五年に再び會議を開く、其以後は拘束されない。是は申されるまでもない、日本が拘束されぬばかりではなく、關係列國何れも條約期限が済めば拘束されないのである。此拘束されないと云ふ中には斯う言ふことを言外に含まれて居る。今は十對六で屈して居るが、併ながら年限が明ければ、相當の兵力を備へると云ふことも主張する自由は持つて居るのである、斯う云ふ意味に解せられる、又さう説明されて居る。所が是は事實どう云ふことであるか、三十五年に再び集まると云ふのは、主義としては軍縮の會議である。世界の平和、國民負擔の輕減と云ふ上から、段々徐々に減じて行かうと云ふ會議である。此會議に持つて行つて、十對六のものを、再び十對七にしようと言ふことは、軍縮ではなく、日本は軍縮會議に至つて、獨り我國が軍擴を主張するのである、さう云ふことが常識で判斷して出来るか出来ないか、そんなことを行ひ得ると云ふ確信を持たれて居るかどうか、軍縮の會議に出て、更に一國のみ軍擴を主張すると云ふ大手腕、大決心があつたならば、今日は程讓歩なさらなくとも済むではありませぬか。それで此御考を御持ちになつて、聊か慰安されて居るとするならば、餘程をかしたものであると私は考へるのである。

それからもう一つは之に付て斯う云ふ矛盾が出来て居る、一つの大矛盾が出来て居る、此減じ得たものを以て減税に向ける社會政策に向ける、所が是は減ぜられないと云ふことは、既に代換線上で大部分消費するのである。そのみではない、只今外務大臣の口氣から察しても、年限明けには更に兵力を増して行ける、相當な兵力を増し得る斯う云ふものを言外に含まれて居るのである。さうするならば此年限明けに拘束されぬ間に、日本の望み通りに出来得られたとするならば、十對六を更に引上げて、幾らかの軍力を増すと云ふ意味が確に含まれて居る、然らば此年限明けの軍艦製造費として金が要るのである、さうするならば今日は之を減じたものとして減税に振り向けられるが、年限明けの金は何とせられるか、即ち増税を致されるのであるが、増税でもせられなければ其資金の出様はないのである。それ故に如何なる計算で之を減税に向けると云ふことを大聲疾呼されるのであるか、私には其計算が分らない、是は十分御説明を願ひたいのである。

それからもう一つは現在の大問題であります……只今御演説中にあります失業問題に對しては、内閣は餘程御心配になつて居ることは認めて居ります。併ながら此失業と云ふことに付て、是れ以上に大體の大局より見た一つの政策が御決定にならなければならぬと考へる。無論今日の根本問題としては人口——此人口は年々増加する有様で、他の原因なくしても餘程困難に陥ると云ふことに明かなのである。それに持つて來て、現在の不景氣に

突込んで來て、それに加ふるに現内閣の最も大聲疾呼される産業合理化であります。此産業合理化を段々と進めて行かれましたならば、是から生ずる失業者も出るのである。それに對してはどう云ふ方策を立てられてあるかと云へば、現在調査機關は設けられてある。調査機關が設けられて、随分長い問題であるが、是は何れ根本からの對策を立てられるとすれば、多少の時間は要ると云ふことは私は認めて居る。併ながら此對策を何時迄に切上げられるか、餘り長い、是が長いと逆も餘り効能がないのであります。それから是は根本の大問題として調査機關に掛けられるのも宜しいが、應急の問題としては、前の議會に承つた時と何等變つて居りませぬ。地方に於ける公營事業之を多少小仕掛で始めた、こんなことでは現に片付いて居らぬではありませぬか、現に失業者は官廳の統計で示すだけが三十五六萬もある。此以上實査をしたならば五六十萬は確にあるのであります。此應急手當が今日の如く小仕掛の仕事では逆も收まるものではないと考へるのであります。其故に一面から言ひますと、全體の失業に對する——さなきだに此人口問題からして失業者は起り、それに持つて來て産業合理化で更に此失業者を増加すると云ふ速度を加へて行く。之に對してはどう云ふ方策を以て臨まれるかと云ふことは、無論段々に調査機關にも掛けられてあるのであらうが、早く之を決定して、大局から一つの方針を定められなければ、由々しき事に行くことと云ふことを憂ふるのであります。是は長い話で、根本問題應急問題としては今日の儘ではいけ

ませぬ。更に新案を案出せられて、此の當面の急に應ずるだけのものを爲されるや否や、此考は無論有つて居られるだらうと思ひますが、此處で御説明を願ひたいのであります。

それからもう一つは、綱紀肅正問題は尾崎君から何れ御尋もあらうと存じますから、私は此處では御尋致さぬが、先に御約束を致して置きたいのは、どうか總理大臣に十分御考慮を願ひたいと云ふのは、前年私が御尋致した時には、唯々内閣に入る以前の事でありしと云ふだけの簡単な御答であつたが、是では相済みませぬ。是は私は總理大臣を困却をさせると云ふ意味から尋ねるのでありませぬ。從來の世道人心の上、それから又之を總理大臣自身に取りましては輔弼の責任の上、即ち奏薦の責任の上から、唯是は事前でありしと云ふだけを以て御答になると云ふことは、甚だ私は遺憾に存じます。此處で直ぐ御答を求めないのでありませぬ。尾崎君から何れ御尋ねになりませうが、十分御思慮の上で後來に悪例を遺さぬだけの御答を爲されることが必要である、之を先に私は御断り致して置きます。私の御尋申すことは極めて簡單、それで同僚から各事項に付て御尋致しますが御互に國事を議するのであるから、成るだけ互に妨害せず、互に辭を盡すと云ふ習慣を付けたいと存じます。是は御互に慎みたいと存じます、是だけを御尋ね致します。

濱口首相の答辭

大養君の御質問に御答致します。第一には軍縮の問題に付て此度我が全權が調印を致した、あの條約に記載してある帝國の兵力量で、果して國防の安全が保障が出来るか、其責任が取れるかと云ふ御質問であります。御言葉の中には海軍軍令部長の聲明云々と云ふことを申されました、併ながら議會に對する國防の責任は飽迄も政府が負ひます。私責任を以て申します。帝國議會に對する國防上の責任は政府が之を負ひます。此度協定を致しました條約案に記載を致しました條約案に記載を致してあります帝國の保有勢力に依つて、帝國の國防は極めて安固であると云ふことを責任を以て申します。其次には軍縮に依つて生ずべき所の剩餘金を以て、國民負擔の軽減に充てることが出来るや否やと云ふ御質問であります、是は此處の協定通りに致しますれば、果して幾何の財源の剩餘が出来るかと云ふことは、今日計算は出来ませぬ。それは大養君も言はれる通り、此度の保留條項に依つて、相當の代換建造の繰上げの權利を得て居るのであります、其得ました權利を如何なる程度まで行使すべきやと云ふことは、條約の批准がありました後に於て慎重考究を致し、然る後に決定すべき問題であります。隨つて其金額を具體的に申すことは出来ませぬけれども、之を軍縮會議の目的に照しまするに、政府は相當の財源の

剩餘を生ずると云ふことを期待を致し、且つ希望して居ります。相當の剩餘が出ますならば、其剩餘金は軍縮會議の目的に照し、主として之を國民負擔の輕減に充てると云ふ決心であります。

次に犬養君は、次回の會議、即ち千九百三十五年の會議に於て、或は軍備擴張になりはせぬかと云ふ御意見もあつたやうでありますけれども、此度の倫敦會議の結果に依つて表はされたるが如く、關係各國が孰れも協調友好の精神を發揮しました以上、此世界平和の精神が必ずや將來に向つて有効に働くであらうと云ふことを期待致します。隨つて次回の會議に於て、軍備擴張になるが如き事はないと云ふことを私は希望する者であります。併ながら今日より次回の會議まではまだ五六年の歲月もあります、今日に於て千九百三十五年の會議が軍擴になるか、軍縮になるかと云ふことを論議すべき適當なる時機ではないと思ひます。其次には此度剩餘金が出来て、それを以て減税に充てると假定した所で、次の會議に於て、若しも軍備擴張になると云ふことがあつた時に於ては折角減税を致したものを再び増税をすると云ふ必要が起りはせぬかと云ふ御質問であります。私は其次回の會議に於て左様な結果にならざることを希望致しますが、萬一其時に於て、已むを得ざる必要に際會すれば、亦それだけの考慮を要することであらうと存じます。

次には失業問題の御質問がありました、是は犬養君も御承知の通り極めて困難なる問題であります。さうして事財政に關するが故に、尙更困難なる問題であります。獨り日本のみではありません。世界各國に於て、孰れも失業問題に悩まされて居る今日の場合であります、併ながら此失業問題の起りました責任が何れに在りやと云ふことを論ずる場合ではない。私は必ずしも此席に於て失業問題の責任を論ずると云ふ考は持つて居りませぬ。さう云ふ考は持つて居りませぬけれども、既に失業問題なるものが現はれて參つて居りまする以上は、是は政府の責任と致しましても、相當の措置を執らんければならぬことは勿論であります。其失業問題に對する所の根本方策と致しましては、先刻大藏大臣の説明にもありました通り、諸般の方策を講じて、國內産業の振興を圖ると云ふことが根本問題であります。其根本問題を解決するに付きましては、政府は極力最善の努力を致して居る積りであります。而して應急の對策と致しましては、是亦屢々申します通り、政府は相當の應急策を講じて居るのであります。其詳細は適當の機會に於て主務大臣より述べるでありませうが、私は其概要を申述べます。即ち政府に於て現に實行して居りまする所の失業問題に對する應急策、試に其概要を申述べて見ますれば、第一には事業の調節であります。是は國家の事業並地方公共團體の事業を適當に調節を致し、失業問題の緩和を計ると云ふ爲であります、現に實行致して居ります。是は今日まで曾て實行せられなかつた所の新しい試みであります。第二は私の演説中に於ても申しました通り、失業救済事業の機構の擴張であります。御承知の通り現内閣は中央並地

方の財政に於て、公債の整理に全力を擧げて居りますが、併しながら今日急に迫つて居ります所の失業問題に對するが爲には、緊急已むを得ざる場合に於ては、地方の起債の方針を或程度に於て緩和する方針であります。現に起債の方針の緩和は、今日既に實行致して居ります。其次は最も困難なる所の知識階級の失業緩和の問題であります。其中少額給料生活者に對する所の職を授けると云ふ事業は現内閣初めての施設であります。此問題は現に實行致して居ります。其次には職業紹介機關の整備充實並其活動の促進であります。是等は今日政府に於て現に實行致して居ります所の失業問題の應急策の一端であります。若夫れ其根本策に至りましては、前に申しました通り、國民一致協力を致しまして、國産品の愛用を奨励し、輸出を奨励し、それに依つて國內産業の振興を圖ると云ふことが、其第一義であらうと思ひます。大體之に依つて犬養君の御質問に御答致します。

犬養氏について三土忠造、鳩山一郎、砂田重政、多木条次郎、安藤正純の諸氏續々登壇し第二日目は尾崎行雄、堀切善兵衛、内田信也、大山郁夫諸氏登壇、政府の牙城を脅かした、殊に老尾崎と無産大山の演説は新舊對照極めて妙であつた。第三日目は武藤三治、大口喜六、山崎達之輔諸氏登壇而も山崎氏の演説後民政黨が質問を中止して日程に入るの動議を提出した事から、政友會の反對で、議場早くも大混亂を極めた。三士氏其他政友會側の質問演説左

の如し。

財政經濟の質問(三土忠造氏)

私は此場合に於きまして主として財政經濟問題に付きまして、政府の所見を伺つて見たいと思ふのであります。現内閣成立以來茲に約十箇月。此間に於て我國の經濟界は段々に不景氣が深刻によつて参りまして殆んど底止する所を知りませぬ。人心は頗る不安の状態に陥つて居るのであります。故に此問題に付きましては御互に在朝在野を問はず誠意を以て慎重に論究致して見たいと思ふのであります。

今や國民は此經濟界の不景氣の痛苦に堪へずして、之が挽回策に付きましては恰も大早に雲霓を望むが如き感を懷いて居るのであります。故に先づ此不景氣を來したる原因から明瞭にして掛らなければならぬと思ふのであります。此原因が明瞭になりまして、始めて有効適切なる方策が講ぜらるゝのであります。私は此原因に三つあると考へて居ります。第一は現内閣の緊縮政策、殊に國民消費の節約の奨励の爲に消費の減退と共に生産の減退、取引の減退を來したたことであり、第二は無理無準備なる金解禁の爲に、硬貨の價值が急激に騰貴致し、外國品の値上りに壓倒せられて我經濟界が不振になつたことであります。第三は世界的經濟界の不景氣、銀相場の

下落、印度の關稅改正等外的事情の爲に我國の輸出貿易が打撃を蒙つたことであると考へて居ります。而して此三つの中で政府の財政緊縮、消費節約の宣傳と金解禁等の如きは最も重大なる作用をなして居ると信ずるのであります。

何故に左様に申すかと云へば政府は財政を緊縮し、消費節約を致しまする爲に、急激に消費の減退することは勿論であります。それよりも更に經濟界に打撃を受けますことは、消費節約の宣傳と、金解禁の氣構への爲に物價先安見越しを起しまして何れも御互に消費を見送るのであります。購買を控へるのであります。消費の見送り、購買の差控への爲に商取引が停頓致します。是に於て生産の減少を來たさざるを得ませぬ、操業の經濟生産の制限は到る所に行はれたのであります。斯の如くにして尙且つストックの激増となりますが爲に金融に迫られて、總ての品物を投資を餘儀なくされ、更に又工場の閉鎖をしなければならぬ。或は又職工の解雇をしなければならぬ。斯の如き事情が頻々として爲に農民も商工業者も將た労働者も生産取引に従事して居りまする大多数の人々の収入が激減しまして、從て購買力が減退し、是が爲に取引の減退となつて、即ち消費の減退と、生産の減退と互に原因結果をなして今日の深刻なる不景氣を來したのであります。又政府が無理に金解禁を急激に斷行されました爲に外國品が爲替相場の暴騰だけ安く這入て参ります。然るに我内地に於る工業が之に對して順應す

る迫がありまぬ。是等の原因から不景氣を來たしたのでありますが、私共同志は昨年七月現内閣が財政經濟に關する政策案發表されました時から、斯の如き政策を急激に遂行されますならば、我國の經濟界は恐るべき不景氣になるといふことを豫斷して置いたのであります、のみならず、此不景氣の由て來る理由並其順序までも申し置いたのであります。不幸にして吾々の豫斷的中致したのみならず、昨今の情勢はそれ以上に進んでゐるのであります。

一、不景氣は主とし外的事情に因るか

然るに政府は最近に至りまして、現下の經濟界の不景氣の深刻なることは主として外的事情に因る。殊に世界の經濟界は全體に不景氣であるのであつて、我國のみ特有の事情ではないといふやうなことを説明されますが若し政府が左様なことを考へられますならば、金解禁後に始まつた現象でありませぬ。此經濟界の不景氣世界的不景氣といふことは、金解禁後に始まつた現象ではありませぬ。金解禁前から既に在つた現象であります。故に世界的不景氣に依て今日の深刻なる不景氣を來したと致しまするならば、斯の如き場合に於て金解禁を斷行されたことが、其時機宜しきを得なかつたのでありまして、其れ亦政府の誤りと云はなければならぬのであります。米國の如きは我國の政府が金解禁を聲明されました前より經濟界は反動期に入つたのでありましたが、昨今に至

りまして、餘程回復して参つたのであります。現に最近大統領の議會に送られた教書に依りまして、全國四十八州中三十六州迄は市場沈滞の情勢は時を越して居ると申して居ります。米國の労働大臣の發表致しましたる報告に依りまして労働者の雇傭關係は段々に改善せられつゝあると申して居るやうな次第であります。世界の何處の國を見ましても相當改善されて居るのであります。若し政府の言はれる如く、我國經濟界の昨今の不景氣が主として外的事情に因ると致しますと、現内閣成立以來今日迄に、我國の主要株券の相場が半値以下に下つたものが少なくないと云ふ現象が、世界不景氣の現象のみに依て説明出来ませうか。金解禁聲明後に於て、生絲相場が段々に下落して参ります現象が、世界的經濟界の不景氣のみに依つて説明せられませうか。又建築材料、衣服其他の商品を見ましても、大多數のものは僅か十箇月の間に半値以下に下つて居るのであります。斯の如き現象が、世界的經濟界の不景氣に依つて説明せられませうか。殊に鐵の相場を御覽なさい。今日我國の鐵の相場が、外國品の沖渡しの相場よりも遙に下廻つて居ると云ふやうな現象が、何故に經濟界の外的事情にのみ依ると云ふことが説明出来ませうか。是等は總て政府の財政の緊縮、消費節約、萎縮退嬰の經濟方針に禍されて、生産と、取引と、消費と、互に原因結果を成し、順々に減退して、此不景氣を來したのであります。若し又政府の言はれる如く、今日の經濟界の不景氣が外的事情に依るならば、銀相場下落と云ひ、印度の關稅と云ひ、世界的不景

氣と云ひ、何れも皆金解禁後にのみ突如として起つた事件ではありませぬ。又、政府は若し左様に信するならば何故に金解禁の準備時代に於て、又金解禁後に於て左様な説明をしなかつたのであります。私共は政府が本年一月二十一日、此壇上に於て、總理大臣のみならず大藏大臣も、相共に樂觀的演説をせられたのであります。即ち金解禁は洵に順調に出來た、我國の經濟界は金解禁後に於て、何等憂慮すべきことはないと云ふことを言明されたのであります。然るに其後の經濟界の狀況は如何である。若し左様なことを考慮に入れられたならば、何故に前以て金解禁と同時に國民に向つて、世界的經濟界の不景氣に依つて我國は相當の打撃を受けるから、前以て用心せんければならぬと云ふことを國民に説明しなかつたのであります。金解禁を聲明された時に於ては、一言半句も左様なことには言及せずして、唯々金解禁の効果のみを誇つたのである。故に政府が今日突如として斯様な説明をされますことは、即ち政府が金解禁に對しまして非常な違算を生じたのである。最初に考へたよりも其打撃の甚大なることに恐をなし、且つ世間の物情騒然、人心恟々たる状態に恐をなし、卒然として責任を回避せんが爲に、自己の誤を蔽はんが爲に、斯の如く國民を欺く所の言を爲すのである。吾々は其無定見其無責任、其不誠意に驚かざるを得ぬのであります。斯の如く考へるのであります。政府は斯の如き狀況の下に於きましても尙且つ今日の經濟界の不景氣の深刻になつたことが、主として外的事情に因るものと云ふことを主張せ

られるのでありませうか。若し強ひて之を主張せられるならば、其理由に就きまして詳細に御説明あらんことを希望するのであります。

一、金解禁の準備並に結果如何

第二には政府の金解禁の準備並に之が結果に付て御考を聞いて見たいのであります。御承知の通り政府は財政の緊縮、消費節約を以て金解禁の絶對的必要なる對策なりと考へられまして、政府が徹底的に此方策を行つた爲に、海外の信用が高まつて、爲替相場が段々騰貴致し、輸入超過も減退し、在外正貨も蓄積されて、内外共に諸般の準備が完備致したから、茲に金解禁を斷行しても、我國の經濟界には何等憂ふべきものなしと云ふことを公言されて居つたのであります。然るに其後の狀況は如何であります。右申すやうな事が果して金解禁の準備と言はれませうか、政府が金解禁を斷行すると云ふことを聲明致しますれば、他に何等の原因なくしても、爲替相場が當然騰貴することは明瞭な事柄であります。財政緊縮なくとも、消費節約なくとも爲替相場は當然騰貴するのであります。騰り過ぎて困る程騰るのであります。唯々爲替相場が急激に騰ることが、寧ろ金解禁に對する難事であつたのであります。故障であつたのであります。故に政府が、爲替相場が騰つたことを海外の信用が高まつて、是が爲に自然に騰つたと考へますことは、非常な間違だと思ひます。又輸入超過が減つたと申されますけ

れども、輸入超過の減りましたことは、第一に昨年は一昨年に較べて輸入超過が相當に減退する情勢にあつたのであります。其上に政府が近く金解禁をすることを聲明致されました爲に、輸入は自然に見送られ、輸出は自然に増進される、即ち一時的現象として輸入が見送り氣分になり、輸出が促進氣分になることは當然であります。殊に金解禁の時期が迫るに従つて、此氣分が濃厚になりますから、一時的現象として、輸入超過の減退することは最初より明瞭なことであります。決して此間に於ける我國の産業が改善せられ、生産費が低下せられ、品質が改良せられて、輸出が増進して、永久的性質を以て輸入超過が減つたのでありませぬ。唯々金解禁に對する思惑の爲に、輸入の見送り、輸出の増進に依る一時的現象に過ぎないのであります。

更に在外正貨の蓄積に付きまして、政府は僅に半年の間に二億三千万圓程の新たなる在外正貨が蓄積されたと云ふことを申されますが、是亦決して自然に溜つた金ではありません。政府が近く金解禁をすると云ふことを聲明されました爲に、爲替相場は段々に騰つて参ります。従つて圓を持つて居れば得を致し、弗を持つて居れば損を致すのであります。然るに政府は正金銀行に命じて損失を一手に引受けて、爲替の思惑の相手方となつて國民の負擔に於て之を買ひ向つたのであります。されば金解禁に對する投機思惑の爲に、又爲替銀行は輸出決済の資金の受取つたものを持つて——弗爲替を持つて居れば損を致す故に——之を政府が買つて呉れれば、喜んで

持つて参るのであります。又圓價に對して投機思惑が起ります。斯の如くにして在外正貨の蓄積されたもの、即ち在外資金を政府が買ひまするならば、幾らでも持つて来るのであります。斯の如くにして二億三千萬圓が出來たのであります。是は全然架空のものであり一時的のものであり空中に樓閣を描いたやうなものであります。故に金解禁の聲明と同時に直に是か無くなつてしまふべき性質のものであります。現に本年一月十一日に金解禁をされました當時に於て、既に此二億三千萬圓の大部分は残り少なくなつて居ると云ふことは、其後の正貨現送の狀況から見ても洵に想像し得らるゝ所であります。若し左様にあらずと致しまするならば、私は此際大藏大臣に伺ひたいのであります。昨年以來蓄積されたと稱せらるゝ二億三千萬圓の在外資金は、其後金解禁を聲明されましたる十一月二十日より今日に至ります迄の間に、如何程是が拂下げられたのであるか、而して現在如何程残つて居るのであるか、尙ほ其中で將來拂下げ得るものが幾ら程あるかと云ふことを明瞭に致して貰ひたいのであります。二億三千萬圓の在外正貨が出來たと申しまするけれども、是は恰も預金を致したか借入金を致したか如きものであつて金解禁を聲明したと同時に、金解禁の期日決定と同時に段々無くなるべき性質のものであつて、遂に今日は殆ど是が無くなつたと云ふことを私共は想像致して居るのであります。故に斯の如く考へますると云ふと、爲替相場の騰貴致しましたのも、輸入超過の減退致しましたのも、在外正貨の蓄積されまし

たのも何れも我國の産業、經濟の發展、國際貸借の改善に基く永久性を帯びたる性質のものでなく、唯々一時的の金解禁の豫想に對する思惑の爲に起つた現象に過ぎないのであります。之を以て金解禁の準備全く成れりと考へましたならば洵に其愚や及ぶべからずと申さなければなりません。若し又左様な事情を知つて居りながら、國民に向つて金解禁の準備全く成れりと云ふが如きことを申しましたとするならば、其罪赦すべからずと申さなければなりません。而して總理大臣も、大藏大臣も、此議場に於てのみならず、有ゆる機會に於て、我國の經濟界は右申す如く、金解禁に對する準備が内外共に十分に出來て居るから、金解禁後に於て何等憂ふべきものなしと云ふことを申されたのであります。殊に井上大藏大臣の如きは、茲に始めて我國の經濟界が本當の基礎の上に立つたのであるからして、是から漸を逐うて好轉するのであると云はれて居る。甚しきは生絲相場の下落なきことを豫想せられ、又株式の段々に下つて來ることは、國民が我國の經濟界の實狀を知らぬからであつて、實情を知れば株式は段々上つて來ると云ふことまで豫斷せられたのであります。然るに其後の狀態は如何であります。株式は毎日毎日下る一方であります。破産者失業者の生ずることは如何であります。經濟界は時々刻々悪くなつて参りまして、最早國民は此先如何に成り行くかと行ふことを、不安に堪へざる狀況になつて居るのであります。即ち今年一月二十日、政府が此議場に於て國民に告げたる所の説明は、全然裏切られてしまつたのであります。

又井上大藏大臣は、右の如く準備が出来て居るのであるからして、在外正貨が蓄積されて居るのであるからして金解禁後に於て巨額の金の流出を見ることはないであらうと云ふことを此處に明言されたのであります。而して又他の機會に於ても、屢々之を繰返されました爲に、國民の多數は大藏大臣の言明に信頼して、事業の經營を致して居つたのであります。其後は如何であります。僅に三箇月の間に、只今大藏大臣が報告されました通り二億圓に近い金の流出を見たのであります。恐らくは井上大藏大臣も、是程に多額の正貨が流出するものとは御考にならなかつたらうと思ふのであります。若し斯様な程度の流出は巨額と謂ふに足らずと言はるゝならば、巨額と謂ふに足らずと言ふ理由を承りたいのであります。即ち此三箇月の間に、勿論上半期であります。上半期の三箇月の間に二億圓程の流出を見ても、是は最初より豫期したことであつて、少しも憂ふるに足らずと言はるゝならば、其憂ふるに足らざる理由を明瞭に示して貰ひたいのであります。

それから一體、議會に於ける總理大臣の施政の方針の演説、大藏大臣の財政計畫に對する演説は、申すまでもなく、豫め天皇陛下に奏上される筈であります。即ち本年一月二十一日、此議場に於て試みられたる演説は、其内容を豫め陛下に奏上せられたこと、拜察致します。然るに此御演説に於きましては、飽迄樂觀的説明ばかりをして居つたのであります。前申す通り經濟界は少しも憂ふるに足らぬ、順調に恢復すると申されて居つたので

ありますが、其後僅に二箇月許りの間に於て右申すやうな次第で、時々刻々經濟界は悪化して参りまして、總理大臣、大藏大臣が茲に説明された事とは、全然違つて参つたのである。而も是は重大な問題であります。國家の安危に關し、國民の死活に關する問題である、左様な重大なる問題に對して總理大臣、大藏大臣が全然自分の豫想したことが間違つて居つて、事實は段々之に反した結果が起つて参つたのであります。斯の如き重大問題に對して上陛下に對し奉り、下國民に向ひ誤つた豫斷をして……此經濟界を何と考へられるのであるが、私は國務大臣の責任を明にする業に、之に付きまして總理大臣並に大藏大臣の御辯明を承りたいのであります。

一、經濟界の不景氣に對する對策

第三は此經濟界の不景氣に對する對策であります。只今總理大臣、大藏大臣も相當に御説明がありました。又先輩犬養君の質問に對しても御答辯があつたやうであります。此經濟界の不景氣の爲に、失業者の段々に増加することは、洵に國家として重大問題でありまして、政府に於ても相當憂慮せられて居ること、考へます。而して政府は是が對策に付きましては、色々考慮されて居るやうであります。即ち産業の振興、國際貸借の改善等に付きまして、色々な施設をされて居るやうがあります。併し其施設たるや何れも洵に規模狭小にして、謂はゞ羊頭を掲げて狗肉を賣るの類であります。例へば貿易の輸出補償と云ひ船舶金融と云ひ、或は貿易局の設置

と云ひ、政府に於てもさう大した効果の現はれるものとは期待されて居らぬだらうと拜察するのであります。唯々私は産業合理化と云ふことを政府が頻に言はれますが、私は政府當局の間に、卒直に申しますると云ふと、産業合理化と云ふことに付きましての明瞭なる概念が描かれて居るか否やさへも疑ふのであります。

申す迄もなく産業合理化は生産費の低下を目的として、多量生産を致すことであります。然るに現内閣の方針は、経済政策と致しましては、成るべく國民が物を消費しないやうにと云ふのが方針である。國民に向つては成べく物を買ふなど言つて、さうして産業合理化を致すと云ふと、多量生産の仕様がなくなるのであります。多量生産と云ふことは、何を申しましても國內の需要の旺盛と云ふことが前提でなければならぬ。今日何れの國の何れの産業を見ましても、國內の需要を基礎として算盤を持つて居るのであります。國內の需要が盛になれば多量生産になる。多量生産が出来て、始めて其生産費が低下する、生産費が低下せられて、始めて海外に向つて是が賣れるのであります。然るに國內に於ては、政府初め自治團體も國民も物を使はない、買はないと云ふことが經濟政策の基調であると稱して居る政府は如何にして産業合理化を遂行するのであります。又産業合理化なるものは一口に申しますると云ふと、機械の力を以て人の力に換へると云ふことであります。是が産業合理化の主要手段と私共は考へて居るのであります。故に産業合理化を致しまして、機械の力を以て人の力に換へることが出来

ますると云ふと、當然失業者が増加することを豫定しなければなりません。故に獨逸の如きは、戦後國家の必要に迫られて、産業合理化と云ふことを世界に率先して遂行されましたが、それと同時に中央政府並に自治團體に於て失業救済の對策として土木事業、電気事業等に對して、六億程の經費を投じて失業救済を致したのであります。然るに此内閣は地方の府縣市町村が必要なりと認めて計畫し、計上したる事業までも打切り、若くは中止を命じ、さうして置いて、産業合理化をやりますならば、失業救済の途は無いではありませんか、又産業の合理化と云ふことは、資金を要するのであります。即ち新式の機械を据付けて生産能率を擧げようと致しますには、どうしても機械に對し資金を要するのであります。今日國際經濟の下に於きましては、各當事者は皆商工省の御宣傳を俟たずして、御互に自衛上新式の機械の据付けには焦慮つて居るのであります。唯々經濟破壊、産業衰微、製品の賣行がありません。爲に信用が破壊せられまして、資金の途を得ることに窮し、折角産業合理化の宜いことは知つて居りながら、之をすることが出来ないといふことが總ての産業の状態であります。故に此方面から申しましても、政府が所謂緊縮政策なるものを打切つて、政府の方針を根本より變へない以上は、産業合理化の出来やうがないと私共は考へるのであります。

又失業救済に付きましても、政府は失業救済の爲に何をせられるかと申しますと、只今迄承りましたる有效な

る方策と致しましては二つほかない。一つは國庫の負擔に於て地方自治團體に補助金を與へて、自治團體をして土木事業を起さしめてさうして失業を救済すると云ふことである。併ながら政府は自治團體の折角計畫したものを、中止若くは繰延を命じ、而して地方自治團體の財政緊縮が出来たと云ふことを誇つて居る、而して一面に於ては政府の經濟政策の誤つたる爲に、生じたる失業者を救済せんが爲に自治團體に對して新たなる負擔を命ずると云ふことが出来ませうか。殊に政府の經濟政策及び金解禁の爲に、經濟界は不振になり、國民の收入所得は減退し、消費購買力は減退致した結果として、國庫を始め、府縣市町村の収入はどん／＼減つて參つて居るのであります。最早今日に於ては、政府の失業救済の政策の爲に、地方自治團體が無用なる土木事業を起して負擔をすると云ふ餘裕はありません。殊に失業救済をすると云ふことならば、東京などは最も其大なるものでなければなりません。東京市の財政状態は如何なる状態でありますか、段々に歳入が減つて參りまして、最早財政は破綻の極に達して居るのである。此自治團體に向つて失業救済の爲に土木事業を命ずると云ふことは、到底出来たことではありませぬ。斯の如く考へますと云ふと、寧ろ政府が左様な窮策を弄するならば、經濟財政政策の根本に立還つて、其根本を改めて、失業者の生じないやうにする外ないのであります。只今總理大臣は職業紹介所を擴張して、其機能を發揮すると云ふことを言はれましたけれども、職業をないやうにして置いては紹介の仕様が

ないのであります、何の職業を紹介しやうと云ふのでありますか。全く經濟政策から考へますと云ふと、其意味を爲さぬやうに私共は考へるのであります。故に此見地から考へまして、私は政府は左様な窮策を弄するよりも、此經濟界の不景氣を挽回し、産業の振興を圖り、人心の萎靡を緩和致しまする爲に、政府は茲に根本的に政府の財政經濟政策を變更するの意思なきやと云ふことを承りたいのであります。若し之を變更すること能はずと致しますると云ふと、其變更せずして今日迄の政府の財政經濟政策を遂行することが唯一の經濟界改善の策であつて、此途に依つて始めて經濟界は健全に立直ると確信せられるならば、唯々漠然たる結論のみでなく、經濟的理論に立脚して、明瞭に説明せられんことを希望するのであります。

一、官吏減俸案撤回の理由如何

次には官吏減俸の問題に付きまして、一言伺つて見たいのであります。政府は昨年十月に官吏減俸案なるものを考へられました、其減俸案の理由を堂々と天下に聲明せられました。然るに其後部下吏僚の反對に遭ひ、澎湃たる輿論に包圍せられまして、突如として之を撤回されたのであります、之に付きましては或は官憲の威信とか政治家の責任とか、社會風教の上に及ぼす影響等に付きまして伺ひたいことがありますけれども、それは他の機會に譲りまして、私は經濟問題との關係に於て一つ伺つて見たいのであります。それは政府が官吏減俸案なるも

のを考へられました其動機に付きましては、追窮することは致しませぬが、國民に向つて聲明されたる所に依りますと云ふと、政府の經濟政策に基調を置いて居ると思ふのであります。即ち政府は官吏の俸給を減額致して、之を以て範を國民に示し、地方の自治團體も之に學ばしめ、自治團體の吏員の俸給を減額し、又民間に於ても之を學ばしめて、工場の職員、職工の賃銀の値下を致しまして、生産費を低下すると云ふことが政府の經濟政策の根本であつたと思ふのであります。是は政府の當時の聲明に依つて明瞭であります。然るに其後突如として之を撤回されたのであります。撤回に際しまして最初の聲明の堂々たりしに似ず、撤回の理由は極めて貧弱であり、且つ不明であつたのであります。どうも私共はどう云ふ譯で撤回されたか能く理由が分らぬのであります。之を今更改めて聽かなければならぬと云ふことは、何が爲かと申しますると云ふと、經濟政策の根本に關するからであります。若し政府が最初は、只今申すやうに、生産費低下を目的として經濟政策上から之を是なりと確信したのであつたが、部下の反對、世論の反對に遭つて其非なる所以を悟つて、翻然として所謂過つては改むるに憚る勿れと云ふ御趣旨から直に撤回されたのであるか、或は官吏の減俸を致し民間に之を學ばしめて、生産費を低下する迄に至ると云ふことが經濟上必要であると云ふ、其信念には變りはないけれども、自分の力足らずして之を遂行することが出来なかつたから撤回したのであるか、此理由の岐るゝ所に依つて經濟上重大な問題が起る

のであります。若し政府が飽迄も最初の考が正しかつたのであるが、唯々力足らずして之を遂行することが出来なかつたのであると云ふならば、政府は今日の——其後全國市町村長は小學校の教員の俸給の減額を致して居ります、又事業會社は賃銀の引下を致して居ります、中には隨分思ひ切つて相當な強い反對があつたに拘らず、之を斷行致して居るのであります。又小學校教員の俸給の引下に對しましては、文部省は之を抑止せんと致して居るやうでありますけれども、全國の市町村長は之に耳を藉さずして斷行致したのであるが、政府は最初の趣旨を今尙是なりと信じて居りますならば、此市町村長を始め全國の事業會社の重役の行動に對して密に喜び、且つ羨んで居らんならぬ筈であります。若し又政府が最初の意見が間違つて居つたと云ふことが分りまして、後に至つて之を翻然變へたと云ふならば、今日の市町村長の教員の俸給の引下とか、事業會社の重役が工場の職工の賃銀引下を致しますることは、政府の好まざる所であつて、覺悟して居らなければならぬのであるが、其何れであるかと云ふことを私は承りたいのであります。是は洵に事済んで後のやうに考へますけれども、將來の經濟政策に關係し、又全國の府縣市町村の方針にも關係致しますし、事業會社の營業方針にも關係致しまする問題でありますから、此處に明言されんことを希望するのであります。

一、當面糊塗の財政計畫

最後に私は財政計畫に付きまして一つ承つて見たいのであります。政府は財政の緊縮に依つて財政の基礎を鞏固にされたと云ふことを屢々公言されて居るのであります。然るに吾々から見れば寧ろ其反對の結果に終りはせぬかと云ふことを恐れるのであります。何故ならば政府は財政の緊縮をされたと申しますけれども、細かに之を調べて見ますると云ふと、其大部分は繰延である、眞に節減と言はれまするものは極めて少額であります。言ひ換へれば繰延を行つて後年度の負擔を重くして、唯々當面の歳出を少くしたに過ぎないのであります。然るに一面に於て此政府の經濟政策の誤りの爲に、段々不景氣が深刻になり、國民の收入所得が減退し、購買力を衰退致します結果として、國庫の收入は段々減つて参るのであります。斯の如くにして後年度に負擔を増して置いて一面に後年度の歳入が激減致しますると云ふと、遂には歳入歳出の「バランス」が取れなくなつて、或は又根本的に財政計畫を立直さなければならぬやうな必要に迫られることを恐れるのであります。單り後年度のみならず既に昭和五年度に於て其事實が暴露されて居るのであります。昭和五年度の豫算を御覽なさい。最初昨年之末に政府が昭和五年度の豫算案を發表されました時分に、私共は歳入の見積の過大なる事を指摘致したのであります之に對して政府當局は決して見積り過大でないと云つて、頻に強辯せられて居つたのであります。其後の狀況は如何でありますか、政府も遂に其誤れることを悟つて、之が更改を施さなければならぬやうな必要に迫つ

たのであります。而して今回實行豫算として計上されましたもの、只今大藏大臣の説明を伺つて見ますると、政府が更改されましたものは、主として三項目である。第一は關稅收入であります。關稅收入に對して六百萬圓程昨年比して少くなつた計算であるやうであります。一億五千萬圓に對して六百萬圓の減少であります。之を歩合に見ますると四分に當る、然るに我國の貿易の状態は如何でありますか、本年一月以來の貿易の狀況を見ましても、輸入金高の減少は二割四分程になつて居るのであります。而して此勢を以て進みますると、まだ輸入金高は段々減つて行く趨勢に在ります。即ち經濟界の今日の萎靡不振の爲に、輸出入共に減退致して参りまして、輸出入共に萎縮して参ることは當然でありまして、益々輸入は減つて参ります。隨つて此輸入金高が減りまする結果として、前年の一億五千萬圓に對して僅に四分位の減額に止まらぬと云ふことは、苟も貿易の狀態を知つて居る人なれば何人にも明瞭なことでありまして、又木材、即ち政府の森林收入に對しまして、僅に二百萬圓程減額を致したやうであります。併しそれに致しましても最初の計算は、昨年の四千六百何十萬圓に對しまして、本年は四千九百七十萬圓程を計上されて居つた中から、二百萬圓減じたのでありますから、尙ほ是れでも前年よりも増収を見積つて居る譯であります。然るに經濟界の情勢から考へまして、木材の賣行は半減致し、價格も亦た半減致して居るのであります。製材業者も、森林經營者も、四苦八苦の狀況になつて居るのであります。斯の

如き際に於て、政府の森林收入のみが斯の如く増加すると云ふことは、到底常識を以ては考へられぬのであります。

又酒に付きましては多少變更致したやうでありまするが、是は私は數字を見た上で批評を致したいと思ふのであります。兎も角も二三の例を申して見ますれば營業税に致しましても、所得税に致しましても、此不景氣に依つて前年より減少を見積らぬと云ふことは適當でないのに、政府は所得税に於きましては、變更したる豫算に於て尙且つ前年通りに八百萬圓程増収に見て居るやうでありまするが、此經濟界の不景氣で、何處に増収の餘地がありません。事業會社の状態から考へて見ましても、個人の收入所得の状況から考へて見ましても、失業者の續出、破産、倒産の續出の状態から考へて見ましても、私は所得税と云ふものは非常な激減をすることを豫期せねばならぬと思ふのであります。又專賣益金を見ましても、專賣益金は六百萬圓は事業費の節約に依つて生ずると説明致して居りますが、それに依りましても前年度より減収を來さぬと云ふことは到底考へられませぬ。吾々が經濟界の實狀を觀て居りまする眼から見れば、殆ど是亦想像が付かぬのであります、餘程の激減を致すものも考へなければなりません。

斯の如く總ての項目に付て考へて見ますと、一として歳入の見積の過大でないものはありませぬ。斯の如くして、政府は歳入の無きものを有るかの如く過大に見積つて居るのでありまするが、若し此豫算を遂行するに當つて、此歳入を強ひて豫算通りに取らうと致しますと、思ひ切つて苛斂誅求を行はなければならぬ。此經濟界の不景氣の場合に、此上に苛斂誅求を行はれたらば堪まつたものではありません。吾々は今日から申して置きますが、恐らく政府の豫算は非常な間違であつて、斯様な歳入は得られぬと云ふことを確信致します。斯の如く考へますと、政府の、殊に力を入れて居り、只今も總理大臣より力を入れて説明さて居る小學校教員俸給國庫負擔額の一千萬圓の増額の如きも、無い歳入を有りと見せ掛けて虚偽に作つた豫算であります。即ち民政黨の黨利黨略に囚はれて、國民を欺くものであると私は考へます。私は茲に義務教育費の増額の善し惡しは論じませぬ、唯此財政計畫から考へまして、細かに冷靜に國庫の收入の各項目に付て検討致しまして、茲に政府の歳入豫算は全く虚偽であり、國民を欺くものであると云ふことを斷言致します。之に對して、政府には何れ理由があらませう、政府には相當の基礎があらませうが、それは唯事務的の算盤でなくして、經濟界の實情を活眼を以て——活きた眼で、而して其見地に立つて、能く基礎ある數字の算出を説明せられんことを私は希望するのであります。私の質問は、以上の五點に止ります。何卒今日の國民の生活、國家の安危に關する重大問題でありますから、政府に於きましても虚心坦懷に、誠意を以て率直に答辯せられんことを希望致します。

軍縮問題綱紀問題の質問（鳩山一郎氏）

私は國務大臣の演説に關聯致しまして、軍縮の問題並に司法部の綱紀問題、此二つの問題に付て質疑を致したいと思ひます。

一、軍令部の意見を無視せる國防計畫

軍縮の問題には色々の重要な事柄がありまするが現在の政治上又將來に亘つて最も重要なりと考へます所は、政府が軍令部長の意見を無視し、否軍令部長の意見に反して國防計畫を決定したといふ其政治上の責任に付き、疑を質したいと思ふのであります。軍令部長の意見を無視したと言ひますのは回調案を決定する閣議開催の前に當つて軍令部長を呼んで之に同意を求めたといふ其事實から云ふのであります。軍令部長の意見に反して國防計畫を決定致しましたといふのは、軍令部が先刻犬養總裁が此壇上で言はれました通りに、對米七割を固持して居るに拘らずこれ以下の比率を以て承認を與へたといふ此事實から言ふのであります。軍縮、是は現代の平和的・最高運動であります。我が日本國民が其陸軍及海軍に付て未だ曾て侵略的歴史を有しないと云ふことは、我國國民の誇であります。此意味から若しも世界の平和が軍備の縮少を最も有効なりと致します場合に於て、我が帝國の

國民が喜んで其協定に應ずると云ふことは、今更世界に向つて聲明するまでもない事である、併しながら平和を維持する所の軍備には自ら或る程度がなくてはならない。此程度、即ち國際的軍備の大勢に顧應して自國の安全保障上必要限度とする其程度に之を決定する所のは何れの機關でありませうか、何れの機關が此程度を決定するものでありませうか。先刻此壇上でも話があつたのであります、用兵其ものが技術的のものであつて、之を軍事専門家に信頼をして、其完全な自由に一任をして第三者が、他人が之に容喙すると云ふことが不都合である。他人が之に容喙することを許さないと云ふことを必要とする以上は、國防に付ても亦軍事専門家に信頼をして、其完全な自由に一任すると云ふことが當然の事理と謂はなくてはならぬ。此趣旨から參謀部條例は海軍軍令部條例等が出来て居るのである、參謀本部條例には、參謀總長は、天皇に直隸をして、帷幄の機務に參畫をしてさうして國防用兵に關する計畫を掌ると書いてあるではありませんか、海軍の軍令部條例にも亦同様の規定がしてあるのであります。海軍軍令部長は、天皇に直隸をして、天皇の帷幄の機務に參し、用兵國防に關する事に參畫をして、さうして親裁の後に之を海軍大臣に移すと云ふことに規定して居る。即ち用兵に於ても國防に於ても、其間には全く區別がしてありませぬで、共に軍事専門家を信頼して其自由に一任してあると云ふことは、何人も異存を挿む餘地はないではないか。政府は日本の國防計畫を變更する場合に於て、是等の軍事専門家を俟つ

必要なしと御考へになつて居るのかどうか、其點に付て先づ伺ひたいのである。

憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と規定されて居ります。本條が獨逸の舊制に範を採りまして、所謂兵政分離主義を示したものであると云ふ事は、今日迄は異論がなかつたのである。天皇の帷幄と 天皇の政務と云ふものが區分せられまして、陸海軍統帥の大權は 天皇の帷幄に依つて行はれて、それには軍令部長或は參謀總長が參畫をして、國家の統治の大權は 天皇の政務に依つて行はれて、而してそれには内閣が輔弼の責任に任ずる。即ち一般の政務、之に對する統治の大權に付ては内閣が責任を持ちますけれども、軍の統帥に關しての輔弼機關は内閣ではなくして軍令部長又は參謀總長が直接の輔弼の機關であると云ふことは今日迄は異論がない。議會に於きましての今日迄の政府の答辯と云ふものも終始一貫して居りまして、大正十四年の一月の三十日に、花井博士と財部海相との本會議に於ける問答に依つて見ましても、憲法第十一條の統帥の大權に付ては、憲法第五十五條の國務大臣輔弼の責任の範圍外であると云ふことが明瞭になつて居るのである。同年の三月二十二日に陸海軍の政務次官並に參與官に、軍刑法の一部を適用しないとする法律案の特別委員會に於きましては、あなた方の内閣に於て塚本政府委員が、憲法第十一條の責任に付ては國務大臣の輔弼の責任の五十五條の範圍外であると云ふことを明言されて居るではありませんか、續いて第五十六回帝國議會、此時に於きましても尙ほ花井博士

は同様の質問を續續してされて居ります。憲法第五十五條の國務大臣の輔弼の責任が國務一般に及ぶべきものであるならば、憲法第十一條に付きましても亦國務大臣の輔弼の責任が及ばなくてはならない筈であるがどう考へるかと云ふ其間に對して、時の内閣は統帥權の大權に對しては國務大臣の責任が及ばないと云ふことを答辯して居るのである。即ち今日迄は憲法第十一條に付ては、國務大臣は其輔弼の責任なしと云ふことは、終始一貫して議會に於て答辯されて居るのである。而して用兵と國防の計畫を立てると云ふことが、憲法第十一條の統帥權の作用であるかどうかと云ふことを考へますれば、參謀本部條例又は海軍軍令部條例に二つのものと同じく規定して居る趣旨からして、共に憲法第十一條の作用の中に在ると云ふことは議論はないのである。果して然らば政府が軍令部長の意見に反し、或は之を無視して國防計畫に変更を加へたと云ふことは洵に大膽な措置と謂はなくてはならない。國防計畫を立てると云ふことは、軍令部長又は參謀總長と云ふ直接の輔弼の機關が茲に在るのである、其統帥權の作用に付て直接の機關が茲に在るに拘らず、其意見を蹂躪して、輔弼の責任の無い——輔弼の責任は無い輔弼の機關でないものが飛出して來て、之を變更したと云ふことは、全く亂暴であると謂はなくてはならぬ。私は之を此頃にての全く一大政治的冒險であると考へて居るのである。俄に所屬議員の數が殖えたが爲に政府は憂と慮とを忘れてしまつたのではないでせうか、深き憂だに分れば遠き慮も生ずるのである、深憂と遠

慮とが健在ならば國も民も次の瞬間は安全である。慮と憂を忘れた内閣を吾々は戴いて居ると云ふことは、洵に將來に對して一大危懼の念を持たなくてはならないのであります。況や軍縮と云ふものは、日本の國權を永久に拘束する所のものである。先刻幣原外相は日本の國權を永久に拘束する所に非すと云ふやうに此壇上に於て述べたのであります、けれども、千九百三十六年まで日本の國權が拘束せらるゝことは仍つて將來に拘束を貼すものと謂はなくてはならぬ。幣原外相の言はるゝが如きは、全く事務官の議論であつて、政治家の大論に非すと私は思ふのである。

此永久に日本の國權を拘束する處がある軍縮と云ふ如き問題に付ては、國論を統一すべき政府に責任がある。と私は思ふのである。政府は解散せられた五十七議會に於て、吾々が軍縮に關する決議案を提出せんと致しました時に、之に同意をしなかつた事實に顧れば、政府は全く國論統一に付ては誠心誠意を缺くものと謂はなくてはならぬ。總理大臣は如何なる資格に於て上奏をせられたのか不明でありますけれども、兎に角參内をして國防に關して上奏をしたことがある。其翌日軍令部長は又國防に關して帷幄の上奏を致しました。兩者の 陛下に對して申上げた所の進言の如何なるものであつたか、茲に詳かにすることは出来ませぬけれども、兩者の進言の間に差違のあつたと云ふことは吾々は事實であると謂はなければならぬ。先刻犬養總裁が此壇上で述べられました通

りに、奏請をして、海軍々令部長は歸つて來ると直に一つの聲明をして、さうして海軍々令部は米國案の骨子とする兵力量には全然同意せずと云ふことを述べて居る。而して米國案の兵力量と云ふものと、回調案の内容と、今回調印せられた所の條約の兵力量とは同一のものでありますから、即ち海軍々令部は政府の承認したる兵力量に反對の意見を持つて居ると云ふことは明瞭ではないのでせうか。斯の如くに 陛下に對して一日を置いて違つた所の進言をして 陛下の宸襟を惱まし奉つて、而も全國民に對して不安と屈辱を與へたと云ふことは、洵に残念なる事實であります。國論を統一するの努力をなくてはならない政府は、寧ろ國論を不統一に導く爲に、斯の如き異なる進言を敢て爲す機會を作つたものと私は思はざるを得ないであります。此政治家としての不用意に對して、政府は如何なる責任感を御持ちになるのですか、承りたいのであります、其責任感に付て一言附加して質疑を致して置きたいのである。それは内閣の統一を保持することに付て責任を持つて居る所の總理大臣は、重要な案件に付て國務大臣間に意見の分裂を來し、總理大臣の勢力を以てしても此統一が出来ない場合には、内閣は瓦解すると云ふこと、是に付ては、皆さんも異存がないでせう、統帥權問題に付て其作用である所の、重要な國務である國防の計畫に付て、輔弼の機關である所の海軍々令部長の意見と、内閣の意見とが違つて、二つの異なる意見を 陛下に進言申上げて陛下の宸襟を惱まし奉つても、尙ほ總理大臣に責任なしと云ふことは、私は

斷じて容認することは出来ないと思ふのである。此點に對して政府の明答を承りたいのであります。之を以て軍縮に關しての質問を終りますが、次に司法部の綱紀問題に付て簡単に質疑を致したいと思ふ。此質疑に對しては司法大臣より御答を承つて差支ない。

一、司法部の綱紀問題

政府は其成立の當初に、苟も罪を犯す者があつたならば、其非違を糺弾して毫も假藉をしない、糺すと云ふことが人心の緊張と風教の振作に資する所以であると云ふ聲明を致しました。其聲明に基いて政府は檢擧を大々的に始めて、當時の新聞紙は所謂疑獄事件を以て滿載せられたのである。併ながら八月から十月までに亘る此間と十一月以降との間に於て、政府の疑獄事件の取扱振りに違つたことがあつたでせうか、八月から十月までの間に於ては我黨の者が多く檢擧せられた。十一月以降に於ては政府與黨の者が禍を受くるに至つた。八月から十月までの間には所謂暗中摸索の檢擧をして、噂があれば直ぐ二百里でも五百里でも警視廳に引つ張つて來てさうして暗中摸索の檢擧をやつた、此爲に罪なくして釋放せられた者が幾人でありませうか、十一月以降の間に於ては罪があつても、其罪が曲庇せられんとする形が出來たではありませぬか。十一月二十日頃には越後鐵道問題の進展に依つて、突如政府からの壓迫の報を聞き、或は松阪、石郷岡檢事の憤慨談であるとか、或は十一

月の七日頃になると、未だ會て日本には例のない、一日で以て監獄から出せと云ふ命令を出された。法相の天降り命令で僅に一日で釋放。其次にはどんな記事があつたか、所謂檢擧前の上司の強要から檢擧團が憤激して肉薄したと云ふやうなことが新聞に出たではありませぬか。即ち八月から十月までの間に於ては罪が有つても無くても噂さへあれば引張つて來て、如何なる迷惑を之に與へても平氣な態度を執つて、十一月以降からになれば、明白な罪があつても之を許さんとするに云ふことに司法大臣は努力したのではないか。一面に於ては罪の無い者を罪が有るが如くにして、現在の道德標準を低下せしめて、次には罪があつても之を隠蔽して、さうして司法部の威信を墜したではないか、若しも司法大臣が政府の成立當初に聲明したる所の綱紀肅正、此聲明を御忘れにならないならば、時々爲したる所の訓令に對して——如何なる理由で訓令を出したか、其明答を承りたいのであります。

尙ほ一言申上げて置きたいのは、小橋文相に對して、檢事正が決めて檢事長が同意をして、檢事總長が是認して司法大臣の所に持つて行つたものを、司法大臣が之に再調査を命じて、選舉前の起訴の決定を妨害した事實がある。甚だ失禮な申分ではありませんけれども、檢事正、檢事長、檢事總長が決めたものを、其道に付て知識も經驗も無き者が之に再調査を命ずる、其能力があるでせうか、ないでせうか。私は洵に司法部に付て知識と經驗と

を缺ける司法大臣が、検事團の決めたものに對して再調査を命ずる能力は全然ないと思つて居るのであります。若しも司法大臣に幾何かの良心の持合せがあるならば、此壇上に於て如何なる事項に付て再調査を命じたか、明瞭なる御答を承りたいと思ふのである。勿論選舉の戦の戦に付ては勝ちさへすれば宜しい、其手段方法を選ばなかつた現内閣の諸公に、斯の如き質問を致しますと云ふことは、洵に馬鹿な遺方かも知れませぬけれども、黙して止むべき事柄ではないからして、此質疑を致す所以であります。

選舉干渉の質問（砂田重政氏）

預金部の資金を以て横濱正金銀行の外貨を買入れて、是が爲に預金部に數百萬圓の損失を蒙らしめた事實に付き質問し、井上蔵相の答辨あり、次いで砂田氏再び登壇す。

一、預金部の資金濫用

只今井上大蔵大臣は、此預金部の金を以て横濱正金銀行の外國貨幣を買入れたのは、今まで當然やつて居ることを其儘やつたのだから、悪いことはないと思ふ。是は實に驚き入つた御答辯だと思ふ。今日まで我國の

預金部の金を以て、而も爲替相場の回復すると云ふことが目前に現はれて、數百萬圓の損をすると云ふことが明になつて居る時に當つて、一億數千萬圓の金を賭けて預金部の金を使つたと云ふ事例が何處にありますか、餘りに白々しい御答辯であります。預金部の運用委員會に諮つたと云ふのは、買つて後に事後承諾を得られたのではないか、本年の一月になつて、事後承諾を得られたのはございませぬか。其以前には、短期運用なりと云ふ名目の下に、昨年九月、十月、十一月、十二月、此四箇月に互つて一億數千萬圓の外國貨幣を買込んで、即ち當時の相場から見ますと、米貨で四十六弗乃至四十七弗臺で買込んで、さうして是で在外正貨が有る形を御作りになつたのでございませぬか。之を横濱正金銀行の外國支店に預けて、是で在外正貨が殖えたやうな形を御作りになつたのでございませぬか。而も此預金部の金、實に其總高一億五千萬圓と云ふ金を注ぎ込んで、其爲に私の算盤に依ると平貨に復するとして、此預金部の金だけで七百二十萬圓の缺損を與へて居るのであります、此預金部に對する缺損と云ふのは、國民全體に對する缺損でございます。斯様なことが今日まが預金部の金に於て公然行はれたり主張されるならば、其根據を明に御説明が出来ますか。此預金部預金法は、濱口さんが前に大蔵大臣の時代に於て、最も公正に委員會の審議に掛け多數の衆議に依つて正確にして而も有利なるものでなければ絶對に貸さないと云ふ爲に出來た法律であります、此事は濱口さん固より御承知の筈であります。井上さんは預金

部資金運用委員會の委員として、今日まで十數年の間御経験を御持ちになつて居る筈であります。然るに國民全體に對し、此莫大な損失を掛け、形の上の、蕪人形の如き在外正貨を拵へて、是で金解禁をやつて、我國の經濟界は金解禁の爲に何等の支障を受けて居らぬとは何たることを仰せになるのでありますか、此位亂暴なことを爲さつて、之に責任がない、初めから損をするに決つて居るものに預金部の金を注ぎ込んだと云ふことは、明確なる背任でございます。刑法上に於ける犯罪であると吾々は信ずる、是でも損をするか、儲かるか分らない外國の公債を買うたのと同様なりと仰せになるならば、大藏大臣は實に無責任にして、國民に不忠實なるものと謂はなければならぬ。斯様なことを總理大臣が御考になるか、是は總理大臣から私は御答辯を得たいと思ふ、總理大臣は此預金部預金法を御制定になつた方でございますから、斯様な明確な損をするものに金を使ふことすら、此の法規に違反するものにあらずと御考になるなれば、私は其根據を總理大臣から承つて置きたいと思ふのであります。

思ふに吾々は、斯様な國民全體に損害を及ぼさなければ、金解禁の始末の出來ないやうなことを爲さるなれば何故に其當時に於て臨時議會を召集されなかつたのでございます。何故に次の議會を待つて、全國に於ける財界の總ての人々の要望したる四月、五月の交を以て金解禁をしなかつたのでございます。之を強て一月の十一日に

持つて行つて、さうして而も議會に諮らずして、法規に違反して、國民に損害を及ぼすやうな、斯様なことを爲さつて、其一月の十一日に解禁をしなければならぬと云ふ所以のものは、經濟界の問題の外に、何物かを考へて居なかつたと謂はなければならぬ。即ち議會に遭遇することを恐れたか、然らざれば選挙に對する費用を造ると云ふ陰謀があつたと謂はなければならぬ。斯様に吾々が解釋をしても辯解の辭はなからうと思ふ。政府が七百萬圓の損をすると云ふ上には、何人か之に賣向うて金儲をした者があるのでございます。此政府の損失を何者か、贏ち得たと云ふ中には、井上さんの直系の「ブローカー」も這入つて居ると云ふことを斷定する者であります。是に單り外國銀行ばかりが賣手ではございません。日本に於ける屈指の財閥が此中に居ります。同時に井上系直系の「ブローカー」の人々の金儲になつて居ることは、争ふべからざる事實である、即ち吾々は此今回の總選挙が、斯様な國民に對して非常なる苦痛を與へ、不景氣のドン底に陥れ、さうして國民の上に大きな負擔を及ぼし、損害を與へ、而して尙金解禁をすると云ふことは其間に一種の不純な考があると云ふことを斷定するより外にないのであります。此財閥の力と、之に對する政府の權力、選挙干渉の二つの力を以て、今度の戦に勝つたのである。

一、驚くべき選挙干渉

吾々は少し是から進んで内務大臣に伺つて置きたいと思ふのであります。内務大臣は今回の選挙に臨まるゝに當つて、最も公正に、而も從來と全く其趣を異にし、一切の報告を徴さないと云ふことを地方長官會議で御聲明になりましたが、何ぞ知らん其以前に當つて、解散を見越して、總ての候補者となるべき資格者並に其者の金の借り先、事業の取引先に至るまで、悉く御報告を徴されたではありませんか。取るだけのものは取つてしまつて總ての因縁情實金の借り先まで調べ上げる位、すつかりのものを調べて置いて、地方長官を集めて、公正なる選挙を行ふとは何たることでございます。此大要を細別致しますれば、其第一は地方の官憲に對する斯様な機密の命令であります。第二には官憲の地方問題利用、其他官權濫用に依る入黨の勧誘でございます。第三は官權利用の興黨候補擁立、辭退誘導、安達内相及び府縣知事が共に是等のことに干與したる事實がある。第四は興黨の違反、違反事實に對する不問、警察官の職務懈怠、選挙干渉の事實。第五は野黨の候補者、運動者、事務所に對する尾行、張込、臨檢、不法喚問、拷問、傷害、死傷。第六は警察官の積極的興黨援助運動の事實でありました。第七は此處に御在での八木君と田中君の選挙違反に關する問題であります。第八は興黨の官憲が通謀に依つて興黨を援助し、野黨の演説妨害の事實であります。第九は計画的に解散を見越して、官吏が事前の選挙運動を爲したる事實であります。更に第十としては、安達内相が最も老獪なる選挙干渉をされた事實であります。

私は先づ此問題を説明する前に當つて、安達内相に伺ひたいことがある。それは即ち今期の選挙運動の眞最中の二月十五日頃より十九日頃までの間、京都府、大阪府、和歌山縣、兵庫縣、及び九州一帯に亘つて、共產黨の連日配布したる此惡宣傳の問題は、如何に御取扱になつたかと云ふことを承りたい。即ち日本共產黨は此衆議院議員の總選挙に當つて、總ての機關、最も共產黨に對する嚴重なる取調をなすべき特高課の人々が、悉く選挙問題に没頭して、此問題に對する視察をしない虚に乗じて、實に恐るべき宣傳文書を配布したのでございます。此昭和五年の二月十五日から十九日までの間に配布したものは、實に其内容を讀上げることすら畏れ多いやうな文書である。斯う云ふものが數日間に亘つて配布せらるゝに拘らず、兵庫縣の如きは、其一人の檢舉すら出來なかつたのであります。私の知る範圍に於ては、僅に和歌山縣に於て一人を檢舉したるのみ、其他の場所に於ては悉く選挙に没頭して、是等の問題を閑却したと云ふ事實は争ふことの出來ない問題であります。現に吾々の選挙事務所にも、特高課の者を寄越して、歸れと言ふと、歸ると首になるから置いて下さいと言ふて事務所に居る。連日居る間に、是が配布されるから、歸つて警察部長に言へ、何をして居る。實に是が國民全體共同の敵であるべき恐るべき惡宣傳を爲した、日本の全勞働者、農民、兵士及水兵諸君に告ぐと云ふ、此惡宣傳を毎日して居る者を檢舉しないで、選挙事務所にへたばつて居ると云ふことは、實に職務廢弛の甚しきものであると吾々は考へる

新様に總ての機關を通じ、有ゆる警察機關は、一切の犯罪の檢擧を打捨て、選舉問題に没頭して居る、殊に今回の選舉に當つて、政府が此細目命令を出して報告を徴したものは、實に其内容は細かいもので、第一に現代議士及次期選舉に對し立候補の見込ある者、其本籍、住所、姓名、年齢、信用、略歴、政黨關係、地盤及勢力範圍、崇拜人物、交際人物及輩下と目すべき者、後援團體及後援者關係、若くは出資事業會社又は計畫の中の事業等政治的の有力者に對しては、其政黨關係と勢力範圍、政治的の行動、是等の一切のものを徴して、全部集めてしまつてから、選舉は公正にやつて、報告は徴しないと云ふに至つては、實に尻を隠して頭を出すと申しますか。頭を隠して尻を出すと云ふか、實に驚き入つた遺方である。殊に此解散を見越して以來、地方長官の更迭を行ひ殊に甚しきは熊本縣の如き、巡查の末に至るまで首を離つて自己の政黨に對する者を以て悉く之を網羅し、當時地方長官が地方問題を利用し有ゆる方面に入黨の勸告を爲したる事實は、殆ど枚舉に遑がないのでございます。殊に其中の最も甚しきものは、信濃川の堤外地占用認可の如き私は、之を悉く讀むことを省きますが——簡略にする爲に省きます、最も甚しきものは是である。地元村民に對する占用權を認可しないで置いて、他村の民政黨員、殊に最も知事と關係深き其妻妾に緣故の有る人々に此權利を與へて、政治運動を爲さしめたと云ふ事實が明らかである。殊に福岡縣、大阪府等に於て、其有して居る自動車の營業權まで取消して、民政黨の人々に之を與、

るか、然らざれば民政黨に入黨することを強要して此權利を與へたではありませぬか。最も甚しき安達さんの選舉區に於ては、駐在所の巡查に入黨書を取集めに廻らしたと云ふ事實がある。此事は今裁判上の告訴問題になつて居りますから、安達さんは御存知ないとは言へまいと吾々は考へます。其次の最も大きな問題は、岡田某と云ふ人が、大阪府の山口義一君を落選さす目的を以て、半面に立候補致して居る革新黨の南某と云ふ者を止めさす爲に、一萬圓の金を提供し、其生活の保障をしてやると云ふて、其中に這入られたのは安達さんであります。是は當時民政黨員である岡田某の供述に依つて明になつて居るのでございます。吾々は架空の事實を掲げて論議するのではない、大體吾々は斯様なことを考へる、所謂今日の選舉法と云ふものは、總ての法律の中に於て一番是は實行されて居らぬものだと思います。政友會だけではない。總てのものが悉くさうである。此中には數名の選舉違反に掛つて居る方々がござりますが、事實を率直に白状するなれば總ての人々悉く違反に掛つて居ると吾々は考へる。唯正直にして、下手な人々が違反に掛つて、不正直にして誤魔化した人々が助かつて居ると云ふに過ぎない。現に閣僚の諸君の中でも、總理大臣を始めとして、多數の買収の選舉違反を出して居る事實があるのではないか。

是は要するに政府の手加減に依つて——政府の遺方と手加減に依つて——違反の檢擧不檢擧と云ふことの手加

減に依つて起訴を爲したから、結局さうなつたのであります、即ち今回の選舉違反の中に於きまして戸別訪問、個々の面接と云ふことに依つて檢舉された者は、殆ど政友會ばかりである。所謂民政黨の諸君は、悉く個々の面接をしなかつたかと云ふと、大部分悉くやつて居る、官憲の手加減に依つて偶々是が助かつたと云ふに過ぎない買収をした人数から行けば民政黨が多数である。是は即ち檢舉をされた結果、已むを得ず此處に發表された。私は此野黨の候補者に對する、又運動員に對する今回の遺方位好悪な遺方はないと吾々は思ふ、有ゆる反對黨の事務所には、數名の刑事に張番をさして、候補者に尾行を附け、運動員に尾行を附ける、まだ其上に御爲ごかしにどう云ふことをやるか、甚しきに至つては今日戸別訪問の檢舉をしますから御注意をなさいと言つて、總ての人々に警戒を與へて置いて、其間に民政黨の人々に戸別訪問をやらしたではないか。之が爲に全く無辜の運動員を拘引して、有ゆる壓迫威歴を加へ、爲に警察に於て憤死したる者が三名の多きに達して居るではございませぬか。斯の如きは未だ曾てない好悪なる選舉干渉であると言はなければならぬのである。安達さんは御承知でござりませう。大阪府に於ては警察官が某候補者の運動員となつて買収をして廻つたと云ふ事實があることを御忘れにありませんまい。偶々此警部は政友會の運動員なりとして檢舉をされ、檢事の手許で調べた結果は、何ぞ知らん、民政黨の候補者の運動員となつて、警部が先に立つて買収をして廻つたと云ふ事實があるのであります。殊に此處

に御列席の江木鐵道大臣は、兵庫縣の多紀郡に於ける候補者の應援演説に行かれて、當時園部から篠山に通ずる鐵道を削られた爲に、非常に反對で援助をする者がなかつた、其席に行つて、某候補者を援助をして呉れるなれば恰も此鐵道を架けてやるぞと云ふが如き言辭を弄されたのである。之が爲に遂に告訴を受けて、今や檢事局の審理中でござります。

最も甚しき問題は文部大臣の田中君——田中君は新潟に行つて、山本悌二郎君は日本の公債償還の爲に朝鮮を賣れ、樺太を賣れ、本土を賣つて佐渡だけ残せば宜いであらうと云ふ演説をなさつて、告訴を受けてござるではないか。是は單り田中君だけではない、總ての民政黨全體の是は陰謀でやつた仕事である。現に堀切君の選舉區に於ては、堀切君が此演説をしたと稱して國賊呼ばりをして選舉妨害をやつたのである。又私の選舉區に於ては私が斯様な演説をしたと惡宣傳をして選舉妨害をやつて居る、即ち此事は堀切君が此宣傳を爲したる者に對して告發を提起して、是は有罪の判決を受けて居るのだから、是と同様の内容を持つ田中君は近日の中に有罪の判決を受けらるゝと吾々は信ずる。何を根據に斯様なことを言はるゝのでございませう。何を根據に苟も一國の有力なる政治家が、此國土全體を賣つて、而して國債の償還に充てると云ふやうな馬鹿氣たことを言ふ者が何處に在ると考へるか、己が只、自派の人々の投票を得んが爲に、惡罵讒謗を事として人を陥れんとするが如きことが、

一國文相の責任のある人のやるべきことでございますか、悪いと思へば率直に謝まるが宜い、殊に政府としては政府樞要の地位に在るべき人々が、選挙運動に加盟して居る、即ち拓務次官の小村君は最も明瞭に、小村次官として推薦状を出して居ることは、閣僚諸公も御承知のことです。又内閣總理大臣を初め各大臣の名前を列挙して、陸海軍大臣宮内大臣、までを推薦者として、全く承諾を得ざる官名を詐稱して推薦状を出した人のあることは、閣僚諸公も御承知の筈である。然るに此官名を冒用し、内閣總理大臣を初め宮内大臣までの官名を冒用したる者に對して、選挙違反の手續をすらしないと云ふのは何たることでございませうか、若し候補者自身が知らないと云ふならば、其責任者に對して官文書偽造の起訴を何故にしないかと吾々は聞くのである。

私は最後に申し上げますが、最も甚しきものは新潟縣に於ける山本悌二郎君に對する干渉壓迫であります。是は殆ど戒嚴令に等しき遣り方を以て、彼の小さな島の中、佐渡全體に三百數十名の巡査を派遣し、有ゆる干渉、壓迫を加へ、尾行を附けて、有ゆる惡宣傳を行ふたのみならず。警察部長自ら警察署に各管内の署長を集めて、山本悌二郎を落選せしめよと訓示を與へたことは、今や明瞭なる事實となつて居るのでございます。私は斯様な亂暴な、殆ど後援者の一人すら政友會の人々が佐渡の土を踏むことの出來ないやうな亂暴なことをして、さうして山本君を落選せしむると云ふが如きは、實に驚入つたる遣方と謂はなければならぬ。斯の如き殆ど其事實は之

を述べて参りまするならば、其數は何百何千を以て算へなければならぬ程あるのである、斯の如き官憲の力と、而して所謂財閥を背景としたる金を以て二百七十の衆を勝ち得たのである。私は此處に寫眞版を持つて居る、是は即ち民政黨の諸君が運動に行つた時には、濱口總裁の名を以て選挙監視員と云ふ札を造つて、之を見せた者は戸別訪問勝手次第、而して之を有せざる者は悉く檢舉すると云ふ遣方を福島縣でやつた、其證據が此處に在る。愛知縣に於ても同様のものを造つて、之を見せた者は戸別訪問勝手次第で、政友會の者を檢舉し盡したのではないか。斯の如くにして勝ち得た二百七十、是は何でありますか、即ち要するに選挙には勝ち得たが、普通選挙と云ふものゝ精神は根柢より破壊してしまつたのである。民政黨の爲には選挙の神様か知らないが、選挙法の爲には所謂選挙法を葬り盡した死の神であると謂はなければならぬのであります、斯の如き亂暴狼籍を極めた此事實之を安達内相は何と心得らるゝのでありますか、先刻來述べ來りました大藏大臣、總理大臣と共に内務大臣より是等に對して明確なる御答辯を要求するものでございます。

失業問題の質問（安藤正純氏）

私は失業問題に付て政府の施政方針に對しまする質疑を試みたいと思ふのであります。先程濱口總理大臣は我

憲の大養總裁の質問に對して、失業對策に關しては第一事業の調節をやつて居る、或は土木事業を新に起させて居る、已むを得ざる場合には之に對して起債を許して居る。更に知識階級の爲には少額給料者の救済事業を起して居る、更に又職業紹介所の機關の改善を圖ると云ふやうなことをやつて、此失業者を著々として救済をして居ると云ふ御答辯であつたのであります。併ながら事實の實際を能く調査を致しまして、種々の統計に就て之を見ますると、事實は總理大臣の御答辯と全く反對の傾向を呈して居る。

一、所謂事業調節の試み

一體總理大臣が事業の調節と云ふことを御答辯になつて、是は新しき試みであると言はれたのであります。新しき試みが舊き試みかは寧ろ問題ではないのであつて、事業の無い所、寧ろ事業を少くして何の調節があらんと私は言ひたいのであります。是等の仕事を政府がなすつてから既に半年餘になるのでありますから、若も眞に我國同胞の澤山の失業者を救済をしようと言ふ眞劍の考があるならば、もつと本當の仕事を、其成績を擧げなければならぬのであります。實際是から出て参ります統計を實際に當つて調査を致しますと、全く反對であります。統計に亙りまして煩しいのでありますから極めて簡単に申し上げますが……一體此政府が失業者の統計を致しましたのは、大正十四年に初めてやつたのであります。それから以後今日迄は放つて置きまして

最近に失業問題が喧しくなるに随ひまして、失業調査と云ふことをやり出した。それは昨年九月でありました昭和四年九月の時に、全國の失業者の数は幾らであること云ふと、内務省の發表する所に依れば、二十六萬八千五百九十人である。而して十月、十一月、十二月、一月、二月と、段々失業者の数が殖えて参りまして、本年の二月に参りますと、三十五萬三百七十二人に達しまして、昨年の九月よりは今年の二月一日の方が八萬千七百八十二人殖えて居る、若し政府が眞劍に此救済事業に従事をして、本當に失業者を救ふと云ふのならば、数は減らないまでも、現在數を喰止める位のことはありさうなものではなからうかと思ふ。

一、不信用の内務省統計

而も内務省で發表をして居ります所の其統計と云ふものは、極めて不正確なもので、敢て信憑するには足りないのであります。是はどう云ふ標準に依つて此統計を取つて居るか云ふと、大正十四年の人口と其年の失業者との比率を出しまして、其後は年々人口の増加した部分に對して、此失業率を乗じたものを失業者の増加數と看做して、各地方廳——警察署であるとか知事であるとか云ふやうな方面からの報告を取つて、茲に昨年の九月以來失業統計と云ふものをつたのでありますから、斯様な元々信憑するに足らない基準を以て失業統計をやつて居るのであるから、内務省で發表する失業統計等と云ふものは洵に信を置くに足らない、實數よりは遙に少い

く數を出して居ると云ふことは確かであります。尙ほそればかりではない、現内閣の産業を振興させないで、産業を沈衰せしめる所の政策の結果と致しまして、世の中の蠶絲業と云ふものが非常な打撃を喰ひまして、操業短縮をやつて居る、紡績工場でも操業短縮をやつて居る、鐵工業と云ふものも、大きな工場はそれ程でも先づ表面はありませぬが、小さい工場や中位の工場と云ふものは、日に月に是は廢業をして居ります。斯う云ふやうなものが皆男女の労働者と云ふものを解雇致しまして、それが皆失業者となつて居る。更に歸農者です。都會で仕事を失ひまして、農村へ歸つて行く者の數と云ふものは非常に多いのでありますが、是も亦内務省の調査に依りますと、昭和四年中の工場の解雇者が六十七萬人、其六十七萬人の中で農村へ歸つて居るものが幾らあるかと言ふと、二十六萬人に及んで居る、所が内務省は歸農者は皆頭から有職者と見て居る、此頃の不景氣に於て農村が疲弊をして居りますから、歸つた者は皆是は農村の事業に従事をして居るのではない、職に離れてふら／＼と遊んで、親類縁者を辿つて厄介になつて居るのみでありますから、寧ろ歸農者は殆ど失業者と言つて宜いのであるが、内務省の統計には這入つて居らない。

一、失業者八十萬乃至百萬

又政府は此労働救済の一策と致しまして労働者を登録させて居る、此登録労働者に労働手帳と云ふものを交付して、それに此労働救済事業の仕事をして居るのでありますが、是は昨年十月、六大都市其他二三の重要都市で登録を致しました労働者に対して労働手帳を交付した數が三萬七千八百二十四人あります、所が其中先づ一番數の多い東京が幾らあるかと言ふと、一萬二千三百人——一萬二千三百人しかないやうでは餘り労働者は少ないやうに見えるが、實際の事情を能く探つて見ますと、労働手帳を渡したのは昨年十月二十七日である、所が二十五日と二十六日の二日は非常な大雨だつたのです。東京ばかりではない、殆ど全國に是は非常の豪雨が二日間連続してあつたのであります、それでありまして労働者は困りきつて二日も職にあぶれて居りますから、其翌々日が二十七日である、即ち労働手帳を渡す日に其處へ出て行くよりは、早く何でも仕事に有り付きたいと云ふので、目前の「パン」を買ふが爲に労働手帳を取りに行かなかつたから、斯ふ云ふ少數が出て居る。是が獨り東京ばかりではない。全國の都市皆然りでありますからして、此登録労働者と云ふものは三萬七千人と政府が發表して居るが、之に依つて實數を勘定することは出来ない。實際を言ふと、其三倍と致しますれば十一萬人四倍と致しますれば十五萬人になるのであります、是が寧ろ實數に近いのである。斯の如き諸種の事情を綜合致しまして、且つ内務省の調査の杜撰にして根據の乏しい所から考へて見ますと、是等を綜合すると、實際今の労働者失業者と云ふものは、内務省は三十五萬人と發表をして居るが、其上に少くとも四十萬人はある、

全國で少くとも七十五萬人の失業者があると云ふ事は間違ひない。併し私は尙ほ之を比較的少數に勘定をして居る世間一般の常識では今現在日本の失業者は八十萬人乃至百萬人と云ふのが、是が普通の見方なのである。

一、土木救濟事業不徹底

そこで政府は之に對しまして、主要都市其他全國の失業者の多い所へ持つて行つて救濟事業を起して居る。それで政府の考では土木救濟事業を起して失業者を救つて居るからして、段々失業者が少なくなるだらうと云ふ事を期待をして始めたのであるが、實際の統計——其統計は内務省の發表して居る統計です、其統計に依つて之を見ても、皮肉にも茲に反對の數字が現はれたと云ふ事は、政府の仕事が徹底をして居らない。眞面目に失業者の救濟をして居らないと云ふ事を物語るものではなからうかと思ふ。簡単に數字を申しますると、今年の九月には十二萬九千の失業者があり、十月には十三萬五千、十一月には十三萬九千、十二月には十四萬三千、今年の一月には十四萬九千二月には十五萬四千です、斯う云ふ主要都市に失業者がある、此失業者と云ふものは一體今の政府が早く實施をしなければならぬ責任と義務とを持ちながら、まだ實施をしない所の此救護法、救護法に係る人ではない、さう云ふ救はれる方の人ではなくして、是は働くべき所の意思と、働くべき所の能力とを持つて居りまして、朝から晩まで血眼になつて仕事に有付くと云ふことを探して居る所の同胞である。諸君が人の演説を

彼此れ言つて居る暇に、先づ近い所で東京市の本所だの、深川及淺草、是等の所及び大阪の今宮邊りに行つて、此の失業者の状態を一度視察をして御覽なさい。實に朝起きをして職業紹介所の門頭に立つて見て居ると、まるで餓鬼のやうに職を求める所の失業者が蟻集して來て、而も其内十分の一、二十分の一も其の日の職に有付けなると云ふ状態を観察することが出來ると思ふのである。新聞に出て居つたからして皆さんも御覽になつたこと、思ふのであるが、大阪府の知事が大阪の今宮の職業紹介所に視察に行つて、群がる所の失業者が知事を見て、其日何とかして職に有付きたいと思ふけれども、有付けないので歸る人が多い。知事を見て嘲つて曰く、知事なんぞと云ふ大きな顔をして何故仕事を一つも與へて呉れないかと言つて罵聲を浴せ掛けられて、這々の體で逃歸つたと云ふことが新聞に現はれて居る。政府は是等に對しまして昨年の七月社會政策審議會と云ふものを設けて、澤山の委員を集めて是が研究をされて、而して種々の答案を得たのであります。即ち先程總理大臣が御話になりました所の調節事業及土木事業と致しましては、今までは冬季だけに限つて居つたのを、何處でも事情に依つては之を許すと云ふこと、及び其事業の三分の一が勞働賃銀に當てられるものならば、其勞働賃銀の半額は國庫が補助をすると云ふこと、及び是等の起債に對しては低利資金を融通すると云ふこと、是だけが政府がやつて居る所の失業救濟の全體なのである。洵に内容空疎なものと言はなければならぬ。

一、失業救済は焦眉の問題

而も此頃政府は失業防止委員会と云ふやうなものを設けまして、さうして失業防止救済の調査を試みて、施設をされると云ふことを發表をして居りますが、今頃調査研究がおかしい話である、失業救済と云ふものは目の食ふか食はない問題である、一日も二日も、一月も半月も掛つて、調査して、何かやるなんぞと言つて居る間に死んでしまふ失業者も出て来るのである。現に此頃新聞に出て来て居る所を見ますと、一家六人が食ふことが出来なないで、一家の家族心中をした、或は夫婦心中をしたと云ふやうな事が澤山ある、私は此頃試に昨年六月七月頃から今日に至るまで新聞に留て居る所の此家族心中——家族心中と云ふのは可なりあるが、失業の爲に生活苦の爲に食へないで家族心中をした者の統計を取つて見たが、生活苦の爲に家族心中をした者が四十六件あると云ふことを發見を致した。是は朝日新聞の縮刷版に依つてやつたのであるから、間違がないのであります。所が斯様な失業防止委員会を拵へてどう云ふことをやるのか知らぬが、或は失業保險であるとか、或は解雇手當の法律を拵へると云えやうな事を御考になるのかも知れませぬが、失業保險の如き或は斯う云ふ施設の如きは恆久的には必要であります。併ながら今現に苦んで居る所の百萬の失業者を救ふ途にはならないのでありまして、問題は——焦眉の急は澤山の失業者を政府が如何にして救ふかと云ふことが問題の焦點でははからうと思ふ。そこ

で政府が——今迄總理大臣が御自慢に話をされる失業救済事業の成績が、どれだけ擧つて居るか云ふことを茲に一寸考へて見ますと、政府の救済事業、地方に對して失業救済事業、土木事業を起したものに二つある。一つは既定事業に對して特に起債を許したものの、又一つは失業救済の爲に特に新しく事業を起工させたものと、此二つに別れるのであるが、既定事業で特に起債を許可したものが、どれだけの人を救つて居るか云ふと、昨年度に於きましては九千三百五十一人、是は一日ではありませぬ、昨年度の人口、それから昭和五年度に於ては三千四百九人、之を合算致しましても一萬二千七百人にしかならない、又國庫が補助して居ります新しく事業を起したものの、此事業に對しては四年度に於て一萬二千二百人五年度に於て千四百人、合計一萬三千人、詰り新起業の事業と及び既定事業で起債を許した此二つの——詰り政府の失業救済の其全體を合しても、どれだけの人を救ひ得たかと云ふと、今日迄に僅に二萬六千四百人しか救つて居らない、政府の發表に依る三十五萬人の失業者の中で僅に二萬六千人を救ひ得たのでは、餘り大きな顔をして失業救済をやつて居るとは言へなからうと思ふ而して少額給料者に對してはどうかと云ふと、東京府、東京市、大阪市、横濱市、神戸市是だけに於て一日の平均に於て職を與へて居る者は、僅に千四百四十八人しかありません。此新事業に對する國庫の補助をどれだけして居るか云ふと、昨年度と本年度に於きまして、僅に百六十一萬六千圓、是しか國庫が補助をして居らない

一體何故に政府は此様な同胞を救ふが爲に、國庫の補助ではなく、國庫自らが一國が仕事を起して失業對策講ずるのが、當り前ではないか、政府の政權に依つて失業者を澤山出しながら、而してそれを救はせる爲に地方に其責任を轉嫁して僅なる國庫補助で誤魔化して行かんとする如きは、餘りに責任を解せざるものと謂はなければなるまいと思ふ。

一、政府對策の破綻

何故一體此様に、又此失業救済に對しまして、人間が少ししか集らぬのかと云ふと、是は極端なる例ではありませうが、現に大阪の新聞に出て居りました大阪市の高速度の電鐵工事を失業救済對策としてやらうとした所が是は一日に三千九百人の失業者を使ふ豫定になつて居つたのであるが、失業者と云ふものが僅に八人しか集つて来ないと云ふ。

是はどう云ふ譯であるかと云ふと、此失業救済事業と云ふものが工事費を極く切詰めまして請負師に委託してしまふ、請負師は失業者のやうな不熟練な者を使つて居つては金が掛つて堪らないからして熟練職工を使つてしまふ、請負師の頭には失業救済も何もありません、だから三千九百人を政府が地方に命じて救はせると云ふ事業に對しても、僅に十人位しかの失業者しか救つて居らないと云ふことは、寧ろ政府が計畫して居る失業對策の

破綻を示すものであつて、洵に是は醜體と謂はなくてはなるまいと思ふのであります。又政府は今後一億五千萬圓の金を此失業救済の爲に地方に使はせると云ふことを聲明をして居るのであります、所が是は私は書生の所謂机上の空論ではないかと思ふ。一億五千萬圓の金でも無論少いのです。少いが本當に一億五千萬圓使へるならまだ宜いが、是はまだ新しく地方に對して一億五千萬圓の起債を許すのではないのです。本年各地方に於て償還期に達して居る所の借金が積り積つて一億五千萬圓になる、それを借金をして居る所に返さないで置いて、其一億五千萬圓も各地方に於て使へと云ふのでありますから、名は一億五千萬圓であるが、中は空つぽであるから、此一億五千萬圓と云ふ金が新に救済事業の爲に出ると、若し内務大臣や總理大臣が思つて居るならば、餘りに是は迂濶なる所の御考であると謂はなくてはなるまいと思ふ、斯の如く政府の失業救済策と云ふものは譬ばかり大きくて中味は殆ど空つぽであると云ふ結論に到著を致すのであります。

一、朝鮮人と内地人との關係

更に私が此際どうしても質問をしなければならぬことは、朝鮮人と内地人との關係をどうして居るかと思ふことである。失業者の中の内地人と朝鮮人との關係は如何になつて居りますか、朝鮮人の現在内地に居る者は約五十萬人であります。是は失業者ばかりではない色々な者が這入つて居る、所が其朝鮮の失業者と云ふものは、其

五十萬人の中で中々日本の内地に於て多いのである。此土木救済事業に對しましても、朝鮮人の失業者を中々餘計使つて居る、朝鮮人も今日日本の國民でありますから、勿論之を救はなければなりません。併ながら朝鮮は朝鮮の本土で茲に仕事を新しく是が爲に起して居る、所謂千二百三十餘萬圓の起債を致しまして、土木事業を今度は朝鮮で起すことになつたのである。さう致しますれば其朝鮮人は朝鮮に留めて置いて、朝鮮で失業救済をしたらば内地人の失業救済と云ふものは茲に幾何か緩和をされるのではないかと思ふのであるが、政府が此點に付て殆ど考へて居ないやうである。考へて居るかは知らぬが、實際に於ては何等表に現はれて居ないのであります。政府は之に對しても現在及將來に涉つて此朝鮮の失業者に對して如何なる御考を持つて居るのであるか、之を朝鮮の内地に留めて失業者救済をさした方が、宜いのであるが、事實向ふからとん／＼這入つて來るのを、それをどう云ふ風にして止めたら宜いのであるか、其邊の御考を御伺ひしたいのであります。

一、職業紹介所の不振

尙ほ更に上げたいことは、先程總理大臣は職業紹介所の擴張であるとか改善であると云ふことを御辯明になりましたが、今日の職業紹介所と云ふものは、所に依つては殆ど成つて居りませぬ。一例を申しますと、近縣に於ける所の職業紹介所に於ては、職業紹介所長も、事務員も、小使も唯々一人でやつて居ると云ふやうな所もある

何等の調査も出來なければ何等事業も著々として擧げることとは出來ないのであると私は斯う考へる、一體失業救済と云ふことは、そんなに府縣や市町村にばかり責任を轉嫁しないで、國自身がやるのが當然ではないか、先づ其一端として職業紹介所の如きは之を國營にする御考はないかどうか。國營にしましても一年に九十萬圓あれば出來るのでありますから、之を國立にする考はないのであるか、どうであるか。總理大臣の言ふが如く唯々職業紹介所の改善をし、擴張をして居ると言つても、それは唯々抽象的の御言葉であつて、實際に當つて居ないのでありますから、今後如何になさる御考であるかと云ふことを御問ひ申したいのであります。私は言ひ方は拙いが噓は斷じて言ひませぬ。失業問題は敢て日本ばかりではないと云ふことは先程總理大臣も言はれて居るが、是は當然である、亞米利加にも今失業問題が起つて居つて四百五十萬人乃至五百萬人の失業者がある。併し之に對して米國政府は如何なる方策を執つて居るかと云ふと、大統領の「フーバー」氏の聲明して居る所に依れば、今後六十日間を以て此四百五十萬人の失業者を悉く平けてしまふと云ふことを聲明して居るのではないか。又英國に於きましても今日約百五十萬人の失業者がある、併ながら英國は之が爲に唯々失業救済だけではいけないと云ふので、今の労働黨内閣は初に失業救済だけやつたのであるけれども、そんなことでは本當の失業救済の實が擧らない、本當に本本的に失業救済、失業防止を爲さんとせば、國家の産業を振興しなければならぬ。之に依

つて勞資が共になつて資本家も勞働者も一つになつて産業振興を圖らなければならぬと云ふ、此勞働黨の傳統の政策を少し變へまして、さうして全體を以て産業の振興を圖ると云ふことを、今の内閣が聲明を致して居るのである、今現に我國の政府は失業者を出すやうにやりつゝある、財政問題、經濟問題に於て既にそれ／＼の先輩が話をせられたのでありますけれども、其政策は失業者を出す政策である。

失業問題を根當に解決しやうと云ふならば、國家の産業を振興しなければならぬ、國家の産業を振興するには現内閣の政策を根本的に變更しなければ失業政策は立たないのである。

一、英帝の失業問題勅語

私は最後に於きまして此問題は是は無論眞劍に研究しなければならぬ問題であつて、是は敢て黨派問題のやうなものではなく、眞劍に攻究しなければならぬのだから、一つ最後に總理大臣及内務大臣にも御話を致して置くのであります、英國の皇太子が昨年十二月下旬「ムエルス」を御視察になつた所が、非常に失業者が多くて生活苦に悩まされて居る者が多い。百哩の間視察をした所が、何處へ行つても幽靈の集會所の様な有様だ、餓死者が非常に多い、そこで英國の皇太子は自ら此窮狀を放送を致して、更に昨年二月に於きましては、英國皇帝は此失業問題に對しては、斯う云ふ勅語を發せられて居る。私は此勅語は外國の皇帝の勅語であるが、引いて現内

閣の諸公が頭の中に刻み込んで置かれる必要があるのではないかと思ふ。簡單だから一寸聽いて戴きたい「例へば總ての起つた事がどの様であらうとも尙ほ富裕である、尙ほ多くの方面に繁榮がある國に住みながら、何の不善をもなさぬ無辜の英國勞働者數千、數萬人が、斯る幽靈の如き慘狀に陥つても、尙ほ之を救はんとせざるは、是れ誰の罪ぞ、此國辱を雪がなが爲に、何等誠意を以て眞劍の努力を爲さず、安閑として居る責任は總理大臣の上にあるのである」と云ふ勅語である。國は違ひますが、是は延て私は總理大臣の責任問題ではないかと思ふのであります。

更に我皇室は同胞の失業者、貧困者に對しては深く宸襟を悩まさせられまして、高松宮殿下が御渡歐の忙しい前にも拘らず、此間は東京の貧民窟を御視察になつたと云ふこともございます。更に遡つて明治天皇陛下の、明治の初めに於て「億兆安撫の御宸翰」と云ふものがあるが、私は之を實に今日の狀態に對して一層敬讀しなければならぬと思つて居る。今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし隆を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。」

明治天皇陛下が億兆の民一人も其處を得ざる者がなき様に致したいと云ふ所の此御思召は延て今日の皇室の上

に在るのでありまして、苟も大命を奉じて内閣を組織して居る所の總理大臣以下一般閣僚の諸公に至つては、年が遠くなつたからと云つて 明治天皇の此有難い御思召を忘れてはなるまいと思ふのであります。今の政府の遺方に致しましては、是が半年経て、一年経つてしまへば、是は失業者が街頭に溢れて、失業の爲に國が衰へると云ふ結果に遭遇することは間違はないのであります。總理大臣、内務大臣其他の諸公が果して此點に付て如何なる御考と責任感とを御持ちになつて居るか云ふことを、最後に御伺を致したのであります。

統帥權問題の質問（内田信也氏）

私は海軍々縮會議の事柄に付きまして、總理大臣兼海軍大臣事務管理たる濱口君に向て少しく御伺ひ致さんとする者であります。先づ質問に入るに先ちまして、参考の爲に御伺ひ致して置きたいことは、濱口君は海軍大臣事務管理中に於て、海軍大臣たる——軍機軍令の關する職務まで御攝りになつて居りましたか。即ち或は軍令に副署するとか或は軍人の任免をなし、或は海軍々人を統督する等本來の海軍大臣たる職務を代つて御攝りになつて居りましたや否やを、先づ明らかにして置かなければならないのであります。

一、軍縮會議失敗の因

諸君、抑も軍縮會議は世界の平和を招來し、國民の負擔を軽減するにあることは勿論でありますけれども、國家の自衛力を確保すると云ふことが、其前提でなければならぬと云ふは勿論であります。即ち濱口君は昨年十月十三日名古屋の民政黨大會に於きまして、軍縮會議に對する第一聲を公にせられ、世界の平和、國民負擔の軽減を目的とすると雖も國家の自衛力を確保するといふことが、其前提でなければならぬと云ふことを、濱口君は仰しやつて居るのであります。諸君而して財部海軍大臣は昨年八月に於ける地方長官會議に於て七割の比率を公にし、其後海軍大臣官邸に於きまして、朝野の各階級に亙る人々を御招きになつて、其席上に於て此比率を説明し國民の後援を求められたのであります。吾々は其國家に對する御熱誠に對して深く敬意を表したのであります。故に偶々朝野其所を異にするに申せ。吾々は國家の爲に、即ち各地に於て軍縮會議に對する政府の方策支持の演説會を催して居つたのであります。即ち此の意味を以ちまして、御承知の通り本年一月二十一日日本議場に政府の軍縮支持の決議案を提出致さんとしたのであります。然るに政府は何故か之を遮り、而して我が犬養總裁の質問に當つて、濱口總理大臣は、訓令の内容に藉口して、既に當時周知の事實であつた所の我が要求比率を言明致さなかつたのであります。蓋し此比率を茲に言明されなかつたことは、是が即ち若槻君が英國に到着後聲明書を發するに際して、濱口君の此言行に倣つて、即ち聲明書中に比率を明らかにしなかつたのであります。故に私は諸

君が或は御疑ひかと存じて、此處に外務省の情報部の報告を持つて參つた。諸君、外務省の情報部の報告に依りますと、米國のことが書いてある。米國の二月十四日の各新聞は日本の聲明書を掲げ、同日及翌十五日の各新聞の社説は、日本の要求は最終的のものにあらざるべく、其聲明書中比率を掲げ居らざることは今後妥協の餘地を残し居るものなるべしと一般に看做し居れりと出淵大使から言つて來て居る、又英國に於てはどうか、英國に於ては「ヘラルド」新聞は日本は其主張を固執せざることを暗示するものなりと述べて居る。又「ガーディアン」は日本は到底大巡七割要求を最後まで固執せんとするもの、言葉にあらずと書いてある、即ち此決議案を葬り、大總裁の質問に對して比率を言明せず、聲明書中に比率を言明しなかつたことは、世人をして我が三大主張の權威を疑はしめて、遂に今日の軍縮會議失敗の因を成したものと信するのであります。

一、若槻全權の聲明書に大疑惑

諸君、而して若槻君は十二月二十七日に倫敦に到着せられた、即ち米國に於ては晝夜兼行の努力を続けられて豫備交渉を急ぐべく十二月二十七日大なる希望を懐いて倫敦に到着せられたのであります、然るに我が全權を出迎ふる者は外務次官一名、海軍大佐一名の有様であつたのであります、而して全部の閣僚に冬休中で、遠く旅行をされて豫備交渉に着手することが出来なかつたのであります、諸君、英國の此軍縮會議招請文中には會議開催

前非公式會談を繼續するの用意を有すると書いてある。又我が回答文中には英米間に非公式會談を行つたと同様の手續を兩國政府が執ることを最も重要視するもので、會議の成功は斯の如き豫備的會談が満足なる結果を得るや否やに係ること多大であるは明瞭であると我が日本の回答文中に書いてある。然るに會議は一月二十一日に始まるに當つて十二月廿七日倫敦に著すれば、豫備交渉を開始せんとするも、總理大臣始め閣僚全部倫敦に居なかつたのであります、倫敦の各新聞さへも之を非難をしたのであります。即ち我外交は其當時既に失敗の地位に在つて英米兩國は半歳に餘る豫備交渉を重ねて成案既に成つて唯々我全權一行は夫人までも携帶して堂々五十四名、英米の注文書を載せて行つたに過ぎないのであります、唯々聊か人意を強う致しましたことは、若槻全權が著英後に各新聞記者に手渡した所の英米の「ステートメント」であります。その一節には吾々は大なる希望を有つて倫敦に來たのである。日本の求むもの、總ては帝國の安全である、と斯う書いてある。而して一月二十一日此開會式を行ふに當つて英國皇帝の御前に於て若槻君は演説され、日本の關心する所は國民の國家安全感を動搖せしめざるにありと斯う御述べになつて居るのであります。諸君、而して續いて各國の覺書を發するに當りまして二月十三日、若槻君は公式の聲明書を發表致しました、其の文意は先刻申上げた通り何等比率に言及せずして世人をも吾が主張の内容に向つて大なる疑惑を懷かしめたのであります。而も其の公式聲明書中に於て唯々斯う

云ふ二つの事に對して吾々は幾分信頼の念を拂つたのであります。即ち國防に十分なる最小限度の海軍力を保有せんことを期す、第二に八吋砲巡洋艦に特に重きを置くものなり、それから潜水艦現有勢力維持を提議するものなり、此三つだけが明かに書いてある。

そこで濱口總理大臣臨時海軍大臣事務管理に向つて御伺ひする所は、此國防に十分なる最小限度と書いてある此最小限度と云ふのは、誰の見たる最小限度であるかと云ふことを先づ御伺ひしたのである、それから二月下旬より御承知の通り松平大使と「リード」全權の間に於ける「フリー・トーキング」に這入りましたが、續いて若槻君と「スチムソン」氏との間の「フリー・トーキング」が取替はされて、而も若槻君は御承知の通り妥協性を遂に發揮されて、所謂米國案なるものを以て三月十五日政府に請訓し來つたのであります。然るに當時は其前後より致しまして、政府は此會議に臨む最初の國防の安全が其前提であるとか吾が求むる所の總ては帝國の安全であるとか云ふ御言葉は殆ど忘れられたかの如き態度を御持ちになつて、唯國民負擔の軽減と云ふやうなことを誇大に宣傳されて、國民の國防感を冷却されて只管妥協に向つて國民を導いたのであります。現に諸君、其時徳富蘇峰君の如きは、東京日日新聞紙上に、霞ヶ關の外務省は英國の外務省か、幣原外相は米國の外務大臣とまで言はれた、是に於て海軍當局は非常に心配されて、斯う云ふ聲明書を發表したのであります。米國の最後の提案な

るものを見ると、是は單に數字的讓歩で、實際の戰闘力に於ては、何等吾々を首肯せしむるに足るものでない、補助艦の中心勢力たる大型一萬噸巡洋艦に付て一千九百三十六年迄日本は此儘で居る。之に反して米國は同時期迄に十五隻を完成し、更に一千九百三十三、三十四、三十五年度に一隻宛起工して、結局十八隻を揃へやうと云ふので飽迄日本を六割で縛つてしまはうと云ふに外ならない、又潜水艦を五萬二千餘噸の「バリチー」に協定しよう云ふのは、將來日本のみ一隻の代換を許さぬことになるもので、結局之を廢止に導かんとする魂膽に外ならない、日本の七萬八千噸を過大と云ふが、實際使用し得るは其三分の一を出でざるは世界大戰の實證する所でないか。元來日本の總括的七割は大巡七割と、潜水艦有量の二つの重要な要求を内容として、始めて意味をなすものであるのに、米の提案は唯其外觀ばかりを譲り、肝腎の内容に於ては依然として自説を固執するものである、海軍としては斯る提案は到度承認し得ざるものである、斯う云ふ聲明書を發表された。

一、軍令部長の帷幄上奏

而して三月二十四日に至つて海軍に於ては軍事參議官會議を開き、伏見宮様、東郷元帥、加藤軍令部長、岡田大將等、各參議官全部集つて協議をして、矢張從來の海軍の國防方針は決して、變更することが出来ないと云ふこと協議して之を警告したのであります。然るに諸君、四月一日即ち請訓が來てより七十日を経た四月一日閣議

を開かんとする以前、僅か一時間半前に總理大臣官邸に於て濱口總理大臣より軍令部長岡田參議官に向つて米國案を骨子とする兵力量を以て回訓して閣議に付議することを御話しになつたのであります。此席に於て岡田參議官並に加藤軍令部長は海軍の從來の國防方針が更に微動だもせぬと云ふことを濱口君に申上げて、而も此米國案を骨子とする兵力量を以てしては國防の責任を執ることが出来ないと言ふ事を軍令部長は確かに言つて居る。然し軍令部長は其職權に依つて之を上奏すべし——蓋し昨秋若槻君が携へて行きたる所の訓令案の兵力量に付ては當時軍令部長より上奏する所あつたのであります。故に今回此兵力量に變更を來して回訓案を作成するに當つては當然軍令部長の諒解を求めぬのが必ず執るべき手段と考へるのであります。即ち是に於て軍令部長は一日の午前十半時に帷幄上奏の手續を執つたのであります。然るに濱口君は當日閣議を終るや直ちに參内して回訓を若槻全權に發送されてしまつたのであります。海軍大臣事務管理として當然軍令部長が帷幄上奏をする手續を執りつゝある位のことには御承知であるべき筈であるのであります。然るに恰も之を遮つたと同じやうな結果を持ち來して回訓を發送するに當つては濱口君の執りたる手段は決して穩當でないといふことは信ずるものであります。蓋し國防は軍部と而して用兵作戰と云ふものが圓滿に運行されて始めて國防の實が擧るものと信ずるのであります。濱口君が海軍大臣代理として軍政の衝に當つて居られる以上は、用兵作戰の衝に當る軍令部長と編成並に用兵の點に

付て常に協議を纏めて圓滿なる進行をするのが私は自然の數であると信ずるのであります。然るに國防に關する意見が軍政の衝に當る濱口君と用兵の衝に當る加藤軍令部長と全く其の意見を異にするに於ては國防の安全と云ふことに對して國民の信頼することが出来ないものであります。若しも軍令部長の意見に濱口君が不服であるならば、又昨日の本議場に於ける外務大臣の御演説に依れば専門家の意見を斟酌されたとあるが、此處で御伺ひするが、茲に所謂専門家と云ふのはどう云ふ専門家であるか、軍令部長もその中の一人であるかどうかと云ふことを此處で御伺する。又軍令部長以外に信頼すべき専門家があり、軍令部長の意見は信頼するに足らずとするならば海軍大臣代理たる濱口君は、海上作戰の幕僚長として加藤大將を一日も軍令部長の要職に留めて置くと云ふことが陛下に對して相濟まぬ次第であると信ずるのであります。

諸君、而して此意見を斟酌したと仰つたが、御伺致したいのは、其意見は統帥權に對する意見であるか、編成權に對する意見を斟酌されたのか、若くは憲法第十一條十二條以外の、即ち工業能力保持と云ふやうな、軍令部の職務以外の意見を御斟酌になつたか、それをはつきり御伺致したいのであります。而して一昨日の本議場に於て同僚鳩山一郎君より軍令部長が政府と意見を異にし、即ち今回の條約上の兵力量は、加藤軍令部長が不同意なものであると云ふことの下に、統帥權に對して質問を致した所が、濱口總理大臣は、是は鳩山君の架空の議論で

あるからと言つて答辯を御避けになつた。即ち私は茲に加藤軍令部長が條約上の兵力量に付て同意をして居らな
いと云ふことを、此壇上に於て證據を擧げて諸君に御説明申上げやうと思ふのでございます。即ち四月二日午前
十一時宮中より退出後、加藤軍令部長が米國案を骨子とする兵力量に同意する能はずと云ふ聲明書を出したこと
は、是は諸君御承知の通りであります、然らば此米國案を骨子とする兵力量が、我が條約上の兵力量と同一であ
ると云ふ事を私が茲に證明したならば、則ち軍令部長が條約上の兵力量に同意しないと云ふことになるのであり
ます。茲に私は軍令部の書類を携へ來つて諸君に御目に懸けて米國案を骨子とする兵力量と、條約上の兵力量と
は同一であると云ふことを茲に御説明申上げて、濱口君の一日の御答辯に對して反省を求めんとするものであ
ります、即ち是は海軍々令部次長末次海軍中將が三月二十二日午前十一時軍令部次長室に於て、軍令部長室より
出て來て、此五つの表を、之を發表したのであります。

一、國防の最小限度が二つあるか

諸君、而も此五つの表が、中にどう云ふことが書いてありますか、一々全部を申上げると時間が掛りますから
其必要な所だけを申し上げます。是は後程速記課へ渡して置きますから、全部が讀みたい方は緩くり御讀み下さ
い、即ち此軍令部次長末次中將が發表した表の第三表に、一千九百三十六年末に於ける我が艦隊内の現有艦船

が書いてあるのであります。此總數が合計三十三萬五千七百八十噸とある、而して第四表に、米國案に依る場合
は一千九百三十六年迄に建造し得べき量が日本が三萬一千噸とあるのであります。之を合計致しますと三十六萬
六千七百八十八噸で、今度の條約の兵力量と僅に二百六十二噸しか違はないのであります。而して米國の保有量
は此表に依りますと、五十二萬六千二十一噸で、條約上の兵力量と違ふこと僅かに百七十九噸であります、是
は一々の艦を算盤に採るから五十噸や百噸違ふのは當然であります、即ち是表に依つて條約上の兵力量と米國案
を骨子とする兵力量と同一であると云ふことは茲に證據立てられたのであります。恐らく濱口君は此表が軍令部
より出て居る事を知らずして、一昨日斯の如き詭辯を弄されたものと思ひますが、之を以てどうです。即ち用兵
作戰のことは軍令部が之を掌ると云ふ以上は、國民は軍令部長の不同意である軍令部長の諒解を得て居らない兵
力量に依つて國家を安全に守り得ると云ふことに付きまして國民が不安の念を抱くと云ふのは當然であります。
即ち國民の國防に對する安全感が傷けられた譯であります、若槻全權は現に調印に際して幾分不安であると云
ふことは、若槻全權自ら御認めになつて居る。即ち今回の條約には將來久しきに亘る時代を律せんとするものな
るに於ては、日本國民は其の國防に對し不安の念を抱くことなきを保し難しと書いてある。之に依つて見ても幣
原君の御説明になる一千九百三十六年どう斯うと云ふことは後程議論致しますが、兵力量と云ふことに付ては國

民は不安である、是は當然である、然るに若槻全權は一月二十一日の開會式に於て、日本の關心する所は國民の國家安全を動搖せしめざるにある、と仰しやつて居るが、現に動搖せしめて居るが、此責任は濱口總理大臣はどうか、御取りになるか、又我國が初めより三大原則即ち潜水艦の現有勢力維持、八吋砲對米七割、總括的七割の三大原則を國家の最小限度として此會議に臨んだのでありますが、今回之を破つたとすると國家に最小限度と云ふことは二つあることになるのであります。然るに大正十一年一月十九日、名古屋に於て、民政黨諸君の最も敬慕せられる前總裁加藤伯爵は、國家に國防の最小限度二つあることなしと云ふことを明かに御演説になつて居るのであります、諸君、而も之に對しては此處に御出になる濱口君、江木君、幣原君、全部此「加藤高明傳」を御監修になつて居る。此「加藤高明傳」の中に、國家の國防の最小限度二つなしと云ふ御演説を拜見致したのであります。然るに今回最小限度を破つて、茲に又國家安全なりと御聲明なさるゝ以上は國家に最小限度が二つあるのであるか、之を伺ひたい、若しありとするならば、一は軍令部の作つた最小限度一は軍令部も關係して居らない、軍令部の諒解なき最小限度があるのかと云ふことを御伺致したい。さうすると斯う云ふ事になる。軍令部の參與しない最小限度があるとなると、茲に江木國務大臣が御出になります、私は江木國務大臣は常に現内閣中に於て最も海軍に御熱心であり、又憲法論にも最も秀でたる御方として、常に敬意を私交上にも拂つて居るのであり

ますが、江木君は四十五議會に於きまして、加藤友三郎君と斯う云ふ質疑應答を重ねて居る。即ち米國に對して七割を提案されたのは、軍事に關するそれ／＼の機關に諮つて決めたのかと云ふ。是に對して加藤友三郎君は、一々正式に手續を踏んでは居らない、専門家の意見で決めた斯う答へられた。之に對して江木君は軍令部と協議して、元帥府なり軍事參議院なりと諮つて、即ち軍部のそれ／＼の機關に諮つて決めた比率でなかつたならば、洵に如何はしき數字であると江木君は仰しやつて居る。さうすると今度の條約上で決めた兵力量、即ち政府が勝手に御決めになつた兵力量は、江木君の言を以てしたならば、如何はしい兵力量となる、諸君、而して其軍縮の内容を是より點檢致しまするのに、米國は私の算盤に依りますと、巡洋艦、大巡洋艦、即ち八吋大巡洋艦を十隻の「オブション」を取つた場合に於きましては、米國の縮小量は僅に三萬一千噸に過ぎないと思ふのであります。而も米國が廢艦するのは、從來繫船同業になつて居る、戰時中建造したる粗製濫造の驅逐艦三百隻、二十九萬噸が廢艦となるのであります、既に廢艦同様になつたものを廢艦して、新に三十萬噸の精銳を加ふるのであります。即ち今回の條約は米國の軍備の擴張に私はなると思ふのであります。

一、首相の胸中一定の國防方針なし

而して幣原外務大臣は一昨日の施政方針の御演説中に、我國の五萬噸の軍縮になると云ふことを御述べになつ

て居りますが、他國のと比べる關係もございませうが故に、我國の五萬噸縮小する其の數字の根據を明に願ひたいと思ひます。即ち千九百三十六年末になりますと、幣原君は米國の八吋巡洋艦十六號、十七號、十八號、此三隻は未完成であるが故に、實際上の比率は我が要求通り即ち七割の勢力を維持するものなりと云ふ御斷定でございます。併しながら諸君、現有勢力と云ふものは製造中の艦を加算することが現有勢力の中心であります。是は諸君の關係で全權の一人である財部海軍大臣が嘗て議會に於て現有勢力とは如何と云ふ質問に對して、製造中の艦も加算して現有勢力となすと云ふことは此處に速記録を携へて來て居る、故に現有勢力を論ぜんと欲するならば米國の當時建造中なる十六號、十七號、十八號の一萬噸級三隻を加算するのが、當然なる現有勢力である。然るに今回千九百三十六年末の日米海軍力を比較するに、米國の建造中のものを除外すると云ふことは、私は從來殊に財部海軍大臣の定義されたる所の現有勢力と云ふ定義に反するものであると信するのであります。現に又實際に於て此條約文を見ますと、千九百三十六年末に完成してはいけなと云ふのであるからして、九分九厘拵へて置いて差支へない。さうすれば一朝有事の日には直に海上に浮んで吾々と太平洋に戦闘を交へなければならぬと云ふ仕儀に立到るのであります。故に吾々は茲に幣原君は——實は驚いた外務大臣の施政方針の演説中に軍艦の數量までも御述べになり、千九百三十六年末に於ける日米海軍力の比較まで御述べになつて居ることは、或は

濱口海軍大臣代理が御述べになるべき筋合でないか、實は私は心算かに考へて居つたのであります。故に私は此御答辯を聞いたに際しましては、濱口海軍大臣代理と幣原外務大臣と能く御協議の上御答あらんことを願ふのであります。而して今回補助艦の中で其主力たる八吋砲巡洋艦は從來海軍、殊に軍令部に於ては作戦用兵上此七割を缺けては國防の安固を期し難しと云ふことを常に言ふて居る、又公にして居る。殊に濱口君が事務管理として就任されたる後に於て茲に即ち昭和四年十二月稿として海軍軍令部は斯う云ふ本を發行して、之を元老西園寺公を初め要所の人々に配つて居る、私も一部は海軍々令部長海軍大將加藤寛治君より、一部は末次中將より受取つて居る。是も諸君、速記課へ御廻しますが故に、緩くり御覽を願ひますが、其の要旨だけを數行でありますから茲に朗讀致します。「八吋砲一萬噸型巡洋艦の價値並に對米七割比率確保の必要要旨」八吋砲一萬噸型巡洋艦は作戦用兵上恐るべき威力を有するものでありまして、此新艦種出現の爲め從來極東に隔在し、守るに易く攻むるに難しと自他共に認めたる帝國の天惠的地位も、著しく其價値を減するに至つたのであります、之が對策としましては想定敵の有する八吋砲一萬噸型巡洋艦に對し、吾も亦所要の同艦種を保有して之に對抗するの外ないものであります、今次の倫敦會議に於ける帝國の主張も専ら此見地に立つもので、對米七割は帝國々防の安固を期する爲め、絶対に讓歩の餘地なきものであります」と斯う書いてあります。

諸君、斯の如く八吋巡洋艦對米七割は國防の最小限度である。之を切れては西部太平洋に於て假想敵と交戦して勝算なしと用兵の責任に在る者は斷定して居る。而して若槻全權も之を御承認になつたものであらう。即ち若槻君は二月二十三日の聲明書中に於て、八吋砲巡洋艦は國防上特に重きを置くものなりと、斯う云ふ公式聲明を發して居る。是は公式聲明——而して總括的七割と云ふことは我國が從來之を主張して居り、既に海軍省に於ても政府委員の方が居られるが、海軍省艦政本部發行の新聞にも亦海軍省内の海軍々事普及會の「パンフレット」中に於ても、總括的七割は我國の最小限度だと云ふことを明にして居る。而して全權が總括的七割の中に於て八吋砲時に特に重きを置くものなりと云ふ以上は、八吋巡洋艦は平均率の七割以上を確保すると云ふことは、當然の論結にならなければならぬ。然るに他の必要餘り大ならざる輕巡洋艦を七割取つて、八吋巡洋艦を最低率に取極めたと云ふことは、此若槻君の公式聲明を裏切つたものでないか我が國防の最小限度を侵したるものではないかと云ふことを疑ふのであります。或は國際的協調であるが故に、一人で決めるのでない、相手があることであるからして、交讓妥協すると云ふことを仰しやるかも知れませぬけれども、民政黨の政綱十箇條中に、國家の安全を期する精神を基調として交讓妥協するものであると言つてあるが、さうすれば國家の安全を破つて交讓妥協したものである、又八吋砲巡洋艦が今回の條約上の兵量で我國の國防に差支ない、國防上安固なりと斯う云ふ以上

は三年前に於て即ち昭和二年の議會に於て、濱口君、江木君、幣原君、財部君、若槻君を閣僚とせる若槻内閣に於て、當時米國は八吋巡洋艦の計畫は僅に八艘八萬噸に過ぎざる時に於て、其十三割五分五厘の兵力を此議會に協賛を求めたと云ふことは、是はどう云ふ譯であるか、此條約の兵力量で國家が守れるものならば、當時十三割五分五厘の八吋砲の計畫を立てたと云ふことは徒らに國民の負擔を増して建艦競争のトップを切つたものと謂はなければならぬ。何れが眞なりや、國防方針が實にグラ／＼して吾々は濱口君の胸中何等か一定の國防方針がないものと思はざるを得ないのであります。

一、潜水艦減縮の補充案如何

それから最後に潜水艦のことを御尋ね致しますが潜水艦七萬八千噸を要求することは若槻全權の聲明書中に明かである。それを私は千噸二千噸を切つたと云つて文句を言ふものではありませぬ。併しながら幣原君は一昨日の御演說中に於て潜水艦二萬六千噸を減縮したが、併し兎も角も英國の潜水艦全廢主義と折合つて此所迄協調したのだと云ふ御話でありました。併しながら私の眼から見ますと英國が潜水艦全廢主義を抛擲したる所の原因は日本の抗議にあらずして、隣國佛蘭西が飽迄潜水艦を保持せんとする此佛國の祖國を想ふ熱情の爲めに遂に英國は屈服したのだ。決して我國が英國の潜水艦全廢主義を抛擲さしたのではない。而して千噸や二千噸なら兎も角

も七萬八千噸中より三分の一の二萬六千噸を減縮した。而して國防の安全は保障すると言ふ。然らば初め要求した七萬八千噸と云ふのは國防上必要以上の數量を掛引に御請求になつたのであるか如何、若くは此二萬六千噸を減縮したことに依つて、共處に缺陷を來したと云ふならば、之を補ふの策があるかないか、之を御伺ひ致したのであります。以上申上げました通り今回の軍縮條約は我が國防に對して國民の安全感を傷け而して軍縮量は頗る少ないのである。米國も僅かに三萬一千噸日本の軍縮量五萬噸に付ては只今其根據を御伺ひ中である而して一昨日の答辯に依れば、減税を見込もまだ付かない。さうすると國民負擔の輕減に付ても吾々は未だ安心することが出來ず、而して此國家の安全感は傷けられ洵に吾々は心細き次第であります。而して政府は唯々漫然として千九百三十五年の次回の會議に倚頼せんとするものであります、即ち國防は五年先に於てどうにかなるだらうと云ふことに安心をして居る。そこで國家の爲に國防を心配する者は神經過敏になり過ぎるモツと鈍感になれと云ふ、現政府は公債政策に對しては非常に神經過敏で國防に對しては神經鈍感である。是は三菱王國の人であつたならばさうであらう、併しながら吾々帝國の臣民は、借金に對してよりも國防に對して神經過敏である。先刻依商工大臣は頻に産業の合理化を唱へ、濱口君も合理化を唱へた、産業の合理化亦可なり、然れども國防こそ最も合理的でなければならぬと思ふ。諸君而して政府は五年先の會議にはどうにかなるだらうと言つて、一日の安

を偷んで茲に條約に調印したのである。諸君、明治二十六年の二月に恐れ多くも明治大帝陛下は——詔勅であります。如何に諸君何卒——如何に民政黨の諸君でも、詔勅に對しては熱心に御聴取りあらんことを願ひます。即ち 明治大帝は……在廷の臣僚及貴衆兩院議員に對して詔勅を賜はり「國家國防の事に至ては苟も一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さむ」との御言葉であります即ち明治大帝は當時御内帑金三十萬圓を六箇年間御下賜に相成り、文部百官亦俸給一割を獻納し、國民も亦之に倣つて製艦費を獻納して富士八島を造り、以つ今日の光輝ある海軍の基礎を成し、日清日露の役に勝ち、遂に三大海軍國の一に成たつのであります、故に私は濱口總理大臣、幣原外務大臣、悉く此 明治大帝の聖旨に鑑みて、而して十分誠意ある御答辯あらんことを願ひます。

▲豫算返付主張 今期議會に於て政府の提出せる昭和五年度追加豫算は、一般會計に於て歳入歳出各四千七十一萬三千三百四十四圓特別會計に於て歳入四千三百九十七萬九千四百五十二圓歳出一億三千四百九十八萬五千四百三十四圓である。而して一般會計に於ける歳入の主なるものは、前年度剩餘金繰入三千八百三十六萬八千四百九十四圓で、其他は基金の繰入や雜收入などである。又歳出の主なるものは、經常部に於て、義務教育費國庫負擔金の増額一千萬圓で、其他は内務省所管災害費三百六十二萬餘圓、陸軍省所管軍事費二百四十萬

餘國海軍省所管軍事費二百二十萬餘圓、大演習費四百萬圓、逕信省所管年金及恩給の増加百九十四萬餘圓、航路其他の補助費三百六十七萬餘圓等が金額が多いものである。この中稍問題となるべきものに、失業救済事業費補助六十一萬餘圓、輸出補償制度實施に關する經費二十四萬餘圓等がある。

元來昭和五年度の豫算は、第五十七議會に於ける衆議院の解散によつて不成立となつて居る。従つて憲法第七十一條の規定により、前年度即ち昭和四年度の豫算が施行されることとなつたのであるが、政府は其範圍内に於て所謂實行豫算を定め、それによりて昭和五年度の歳計を運用して居るのである。即ち政府の發表する處によると、其實行豫算は、一般會計に於て歳入出各十六億六百七十一萬六千二百二十四圓で、之れに今回の追加豫算を合算すると歳入出各十六億四千七百四十二萬九千五百六十八圓となる譯である。

然るに現政府はその組閣の始に方り既に昭和四年度の豫算に對して恣に削除繰延を劃策し全然帝國議會の議決を無視して、自ら實行豫算と稱するものを編成したのである。試に政府の發表する處によると、其金額は一般會計に於て歳入出各十六億八千餘萬圓で、兩院の議

決を経たる既定豫算に對し、歳出に於て九千餘萬圓を節約せりと稱するも其内容を討究すると、其内六千二百餘萬圓は全く事業の繰延額で、二千九百餘萬圓は其大部分が事業の中止額である。眞の節減となるべきものは殆ど之を發見し難いのが實際である。而して其繰延又は中止されたる事業を見るに、治水費六百五十七萬餘圓、港灣改良費四百六十四萬餘圓、道路改良費二百三十九萬餘圓、北海道拓殖費、百三十五萬餘圓、諸官衙營繕費八百六十七萬餘圓、各省災害復舊及新營費二千二百二十七萬餘圓、海軍々事費百八十萬圓同水陸整備費百八十九萬圓、實業教育費一百萬圓、高等諸學校創設及擴張費百三十萬餘圓、産業獎勵費二百十二萬餘圓、農村振興費三十三萬餘圓、逕信事業費百十八萬餘圓、電話交換擴張費千四百六十八萬餘圓等が主なるもので、特に農林省所管に於ける合計は五百九十一萬餘圓、商工省所管に於ける減額合計は二百七十五萬餘圓であるが、而も其殆ど全部は農林商工各業に對する重要な諸設の中止又は繰延である。

然らば昭和五年度に於ける實行追加豫算の内容は果して如何であるか、先づ其の歳出を見るに前年度に政府が恣に中止繰延を行ひたる諸經費中、再びそれが増額を行へるものが決し

て少なくない。特に治水費の如き、前年度の實行豫算に於て全然議會の議決を無視し、既定諸河川に多額の繰延を行ひたるにも拘らず、今期議會に於ては全く舊計畫に關係なき新規河川に向ひて新に繼續費七百六十萬餘圓を要求し、其割當額として昭和五年度に於て二十一萬二千餘圓を追加要求して居るのである。又港灣改良費の如きも少なからざる繰延を舊計畫に加へ居るに拘らず、今期議會に於ては、新に敦賀港修築費に對し三十五萬圓の繼續費を要求し、而も昭和五年度の割當額に於て僅に一千圓を計上したるが如き、蓋し其心事の那邊にあるかを疑はざるを得ぬのである。其他開墾助成に關する經費にしても、用排水幹線改良事業費にしても、漁港修築獎勵に關する經費にしても、孰れも曩に專斷を以て少なからざる中止又は繰延を取てしたるにも拘らず、今期議會に至つて國民要望の切なるに僻易し、再び其増額を要求するに至れるが如き、無定見、無方針の甚しき、未だ曾て見ざる處である。

更に歳入の見積の過大なる、義務教育費國庫負擔金増額の財源の不確實なる、又政府の産業並に社會的施設の貧弱なる等我國財政の前途實に憂ふべきものがある。以上の理由により政府をして根本的豫算の編成替をなさしむべく、政友會は斷乎として追加豫算返付を主張し

たるも成立しなかつた。政友會を代表しての若宮貞夫氏の豫算返付演説左の如し。

若宮貞夫氏の演説

吾々は本追加豫算案は全體から見、極めて粗漏杜撰なるものである、今日の時局に適應しないものであるから、政府をして根本より財政計畫を改めて組替へせしむることの必要があると認めますが故に、本案全部を一括して之を返付すべしとするの意見を持つて居る者であります。

吾々が何故に此主張を爲すかと云ふ其理由を説明するに付ては、先以て此追加豫算の本來の性質が如何なるものであるか、此追加豫算の據つて基く所は何であるかと云ふ、其本に遡つて考察を致さなければならぬのである。豫算が不成立の場合に於ては、憲法の命する所に従つて前年度の豫算を踏襲するのであるから、此追加豫算の基となるべきものは憲法に基いた施行豫算であらねばならぬ。而して五年度の施行豫算なるものは其内容より見て來たると、前年即ち昭和四年度の成立豫算であらねばならぬことは、申述べるまでもない次第であります。然るに政府に於ては豫て主張して居る通りに、昭和四年度の豫算を議會に全く没交渉で、獨斷專行を以て隨意に其内容を變改して居られるのである。政府は屢々公の席に於て、政府の實行豫算なるものは議會に對する豫算にあら

ずして、政府が内輪で定めて居る所の豫算であると云ふことは、之を公に申述べられて居るのである。而も段々其内容を研究して見ますと、國家の極めて重要な事業さへ或は削除を致し、或は繰延を致し、勝手に變改を試みて居るのである、増減隨意であると云ふ實情に相成つて居るのであります。追加豫算が其本とすべき所の豫算なるものは、其本體が何處に在るのであると云ふことを吾々は確認することの出来ない、極めて信頼すべからざる所のものと相成つて居るのであります。繰延又は削除と云ふが如き言を爲して居るかと思へば、又之を復活して居る所の實例が多々ある。動すべからざる所の一例を舉げて見ますと云ふと、現に昭和四年度の豫算として成立して居る所の貿易局を設置する所の豫算、是は昭和四年度に於て成立を致して居る、成立して居るものを昭和四年度の實行豫算として政府は之を削つた、削つて置きながら昭和五年度の施行豫算に於て再び之を復活して、現に貿易局を設置して居ると云ふ、此極めて卑近なる一つの例を取つて見ても、如何に増減變更を隨意にやつて居るかと云ふことは、洵に明瞭なることであります。之に關聯を致して、或は議會の協賛權を無視したと云ふが如き憲法上の議論の點であるとか、又は民政黨が豫て故らに高唱せられて居る所の、議會中心主義と申される所の主義なるものに矛盾を來して居ると云ふが如き點に關する議論、是等の議論は今姑く之を措きましても、其内容に於て政府が實行豫算と申して居られる所のものは、極めて信頼すべからざるものであり、且つ吾々議會

として之を確認することの出来ないものであると云ふことは、此以上の辯論を費さずして明かであります。

斯の如く追加豫算は其本あつて初めて其本に對する追加である、斯る性質を有するものであるに拘らず、其本となるべき本豫算が吾々と交渉にして、吾々が確認することが出来ず、信頼することの出来ないものであると云ふ以上は、其本を確認し能はずして、其末である追加豫算を吾々は審議することが出来ないと斷定しても誤りはないのであります。追加豫算の本來の性質を顧ると、只今私が申述べた通り、吾々は之を審議し能はずと云ふことは、此一點からも明瞭でありますけれども、併ながら吾々は國家の政務を進行する上に付て適法であり、正當であり、且つは緊急なる事柄の費目の要求に對しては、之を承認することに決して吝なる者ではありません。故に暫く此追加豫算の内容に立入つて審に検討を遂げて見たのであります。是亦一々感服することの出来ないものであると云ふことを茲に私は申述べなければならぬと云ふことを深く遺憾に感ずるのであります。

元來現内閣の唯一の重要政策として實行せられた所の金解禁、此金解禁なることに伴うて深刻なる不景氣を招來致し、多數の失業者を出し、多くの國民が生活の難苦に歎いて居ると云ふ今日の實情に照して見るならば、此追加豫算に於ては之に對する吾々の賛否、吾々の意見は之を暫く別問題と致して見ても、政府が此社會の實情に對して相當なる對應策を茲に提出せらるべきものであると、吾々は豫期致したのである。然るにも拘らず其内容

を一々検討して見ますと、全部此豫想が裏切られた、成程各項目に亘つて通覽すると、頗る廣汎なるものである、多岐多様に亘つて、多くの項目を包含致して居るのが此追加豫算である。併ながら一々調べて見ると云ふと概ね不急に屬するものである。現に同志島田俊雄君の質問に對して、國務大臣から茲に要求してある所の費目の必ずしも全部が、次の通常議會を俟つことが出来ない程それ程急を要するものではないと云ふことを、豫算分科會の席上に於て公に答辯をせられて居る、此一場の答辯に依りましても、如何に不急なる、如何に次の通常議會を俟つても差支ない所の、多くの費目を包含して居るか云ふことは、洵に明かなる所である。之を會計法第八條に規定して居る所の追加豫算の本來の性質、即ち必要缺くべからざる所の經費にあらざれば追加豫算として計上することを許さないと云ふ、此會計法の精神に照して見て、矛盾して居るものであると吾々は認定して居るのであります。更に其内容に立入つて、恐らくは現内閣が重要な政策と認められて居るのであらうと推察の出来る、稍々特異性を帯びて居る所の費目の付て、又立入つて研究をして見ますと、惟ふに市町村義務教育費國庫負擔金増額に關する經費の如きは、其代表的のものであらうと吾々は認めて居るのであります。然る所義務教育費國庫負擔金の増額と云ふが如きに至つても、亦吾々は頗る感服することが出来ない大なる過ちであると吾々は認定を致して居る、此一題に付ては蓋し義務教育費國庫負擔法を改正する所の法律案が、明日にも本議場に上程せ

られるでありませうし、其上程の際に於て我が同志より審かに之を論評せらるべき筈であります。私に於て此席に於て詳しく之を申述べること避けて置きます。

併ながら簡單に考へて見ましても、先づ第一に政府が此増額に付て全額負擔主義を執ると申されて居る其事が主義上に於て極めて大切なる問題である。諸君も知らるる通り、我が國是として分擔主義が定められてあり、今日に於て突如として全額負擔主義に變改すると云ふことは、極めて慎重なる取扱を要することは言ふまでもない次第である、僅に一千萬圓の増額を計上すると云ふ場合に於て、輕卒にも全額負擔、國是として定めてある分擔主義を破壊するが如きことを主張せらるゝと云ふ、此主義の上に於て實に大なる問題があるのであります。又次には政府は此一千萬圓を以て全部國民の負擔輕減に當てると主張せられて居るのであります。若も政府主張の如くに此全額を負擔の輕減即ち減税に充てると云ふことでありますならば、國庫負擔法が精神と致して居る所の其半ば、即ち教育改善と云ふことの國庫負擔法の精神は、全然没却せらるゝものと謂はなければならぬであります。又負擔の輕減が實際に如何なる影響を及ぼすべきかと云ふことを考察をして見ましても、眞に政府が主張せらるゝ如くに負擔の輕減に全部を充てよう云ふことが、本來の趣旨であるとするならば、何が故に直接に國民の負擔を輕減する、即ち減税を行ふと云ふことの措置を執らないのであるか。廻りくどく義務教育費の

國庫負擔金を増額を致して、之に依つて間接に負擔の軽減をすると云ふやうな廻りくどい方策を執るのは、今日に於ては洵に不可解なる所の遺方であると申さなければならぬのであります。

加之政府の説明せらるゝ所に依りますると云ふと、此追加豫算が此議會に於て成立をするならば、直に本年度より之を減税に充てしむると云ふことを強く主張せられて居りまするけれども、此一事の如きは、若も政府が實際の取扱と云ふ事實其ものに顧みられると云ふと、全く架空なことであると云ふことを、政府それ自身も發見せられなければならぬのである。何となれば、如何に内務大臣が自ら仰せらるゝ通りに府縣に對し、各市町村に對して其全部を減税に充てよと指令し命令をせられたりとした所で、此費目の所管省である所の文部省が、之を各市町村に對して確定的に其金額を定め、之を配付することの出来るのは、早くも本年末、遅くも來春に至らざれば其各市町村に對する金額を確定することは、事實の上に於て出来ないのである。さすれば如何に内務大臣が訓令を致し、命令を致して全部を減税に充てよと申された所で、之を受取るべき——之が支給を受くべき各市町村に於ては、早くも來年に至らざれば、何程の金額の支辨を受け得るのであるか、額其ものを知ることが出来ないでありますから、之を直に減税に充てるなどと考へて居らるゝことは、事實の上に照して大なる誤であると私は斷言をするのである。又歳入の上から考へて見ましても、後程多少詳しく私より申述べる所があるのであります。

するが、政府が只今見積つて居らるゝ所の歳入は、全體に於て過大且つ不確實なるものである、此過大且つ不確實と認むべき所の歳入を引當てにして、茲に義務教育費の増額をせられようと云ふこと、之を強ひて斷行して見られた所で、國民の側から見て行けば、歳入が缺陷があり、不確實であるのであるからして、國民は矢張其結果惡影響を受けなければならぬ。即ち言葉を換へて言へば、苛斂誅求を受けなければ此歳入を満たすことは出来ないでありますからして、國民の立場から見て行けば、一面に於て教育費の國庫負擔額を増加して貰うても、半面に於ては苛斂誅求を被つて、國民の懐に於て何等負擔の軽減と云ふものはないのである。

斯様に検討し來りますると云ふと、本案の如きは此財政が不安固であり、歳入が不確實であると云ふ今日に於て、而も此特別議會に於て遽に此費目を要求せらるゝと云ふことは、實に無謀なるものであると吾々は斷定しなければならぬのであります。其外稍々特異性を帯びて居ると思はるゝものを抜出して見ますると云ふと、或は商工省の所管である所の臨時産業合理局、斯様なものは現内閣に於て特異性を有すると思つて提出せられて居る所の質目であらうと考へられる。然る所が是亦簡單に批判を下して見ますると云ふと、元來消費の節約と云ふこと、産業の振興と云ふことは、何處までも矛盾を致して合致するものではないのである、其本を改めずして、茲に臨時産業合理局と云ふ一つの局を設けられて見ました所で、是が何等の效能のないと云ふことは、私が多言を

費さずして洵に明瞭な所であつて、現に大口喜六君が豫算委員會に於て斯様な質問をして居られる。我國に於て産業を合理化して國際貸借を改善すると云ふ目的の爲には、最も重要であり最も力を注がなければならぬのは蠶絲業である。是が我國の輸出の大宗を爲して居る、先以て此蠶絲業に對して政府は之を合理化すると云ふことに付て、如何なる方法を有するかと云ふことを大口君が質問せられましたるに對して、國務大臣の答辯は多くの言葉は費されましたけれども、畢竟蠶絲業の如きは其極めて重要な産業であることは承認するが、之を合理化すると云ふことは洵にむづかしい問題である。只今に於ては其生産費を出来るだけ減ずると云ふことを考へて居る程度であると云ふことを明に答辯をして居らるゝ、其一事に顧みましても、産業合理化を爲す爲に茲に遽に一局を設けて官吏をして骨を折らせられて見ました所で、其效が何も擧るものではない、世俗に申す泥棒を見て繩を縛ふと云ふ言葉がありますが、此泥棒よりも尙ほ以下のものであると云ふことは是は洵に明瞭なものである。強ひて此局を設置せられて何の效能があるかと云ふことを、吾々が研究して見ますと云ふと、或は工場等に於て労働者を解雇致すと云ふやうな結果を導いて、今日既に失業者の續出に苦んで居る我國の現状であるのに、益々失業者を製造増加すると云ふことが、此副産物である位のものしか效能はないのであります。

斯の如く全般を考察し、又仔細に其内容を検討して見ますと云ふと、吾々が豫期したる如き、今日の此時局に對應すべき適切なる何等の方策を含有して居らない。加之其大部分は極めて不急なることであつて、次の通常議會を待つことが出来ない程、それ程緊切にして避くべからざる所の支出と認むべきものもないのである、會計法の精神に照して此追加豫算案の内容は、概ね之を承認すべきものにあらすと吾々は認定を致して居るのであります。加之一々其内容を調べて行つて見ますと云ふと、極めて矛盾撞著を致して居る點が尠からぬのである。斯様なことを私が申しますると云ふと、或は言葉が過ぎると云ふ處があるかも知れませぬが、元來現内閣の施政の遺方が多く吾々の眼に映する所では、矛盾撞著があるのであります。現に事實の上に此豫算に現れて居る所の事柄を捉へて言つて見ても、其痕跡が洵に明瞭である、即ち其一例を擧げて見ますと云ふと、政府は一面に於て國家の重要な事業を緊縮と號して縮小し又は削除して置きながら、此國家の重要な事業又は府縣の重要な事業を緊縮節約せしめたる結果として、必然的に失業者を生ぜしめて置きながら、本豫算に於ては其失業を救済するが爲に地方費の負擔に於て不急なる事業を起さしめて、之に對して國費から補助をすると云ふが如き、矛盾したる經費が此中に包含せられらると思ふのであります。又他の一例を擧げて見ますと云ふと、今申す通り國家の重要な事業を削除し、或は繰延べて、之に依つて國民に多大なる難澁をさして置きながら、而も本追加豫算の中に於ては、或は水道に對する補助、或は港灣修築に對する補助或は、漁港に對する補助であるとか、

甚しきに至つては港灣修築の補助として、金額僅に一千圓と云ふ些少なる金額を茲に計上して居ると云ふやうな大なる矛盾を生じて居るのであります。斯の如く仔細に内容を調べて見ますと、此追加豫算案はどうしても吾々は此儘之を承認することが出来ないのである。

更に歳入の點から考察をして見ますと、歳入の全部を通じて、其見積が極めて過大であり、不確實であると云ふことは、本議場竝に豫算委員會を通じて、各項目に付て詳細なる質疑應答の結果、是が確められて居るのであります。政府が實行豫算として見積つて居られる所の歳入は、多くの缺陷を有し、其確實なることを保證することの出来ないことと云ふことは、是は天下公知の事實であります。斯の如く歳入が過大であり、缺陷が多く、不確實であると云ふ此場合に當りまして、此不確實なる歳入を引當てとして茲に四千萬圓を越ゆる所の追加豫算案を敢て計上要求すると云ふことは、政府の措置としては極めて無謀なる遣方であると申さなければならぬのである。更に一步を進めて私は此歳入全般に付て研究をして見ますと、歳入歳出の對比の上に於て、私は更に一層疑惑を深からしめ、私の不安を増さなければならぬ所の一條があるのであります。即ち實行豫算と政府が申して居らるゝ所のものゝ性質に、吾々が想ひ到りますると云ふと、先程も申述べました通り、政府の實行豫算と言はれて居る所のものは、議會とは全然没交渉である、政府が隨意に之を加除變改を致して居る所のものであつて、

議會とは何等の交渉を有つて居らないのである。故に議會として之を見來る時に於ては、吾々が其對象と致す所のものは政府の隨意に拵へたる所の實行豫算に非ずして、議會の關する限りは施行豫算を基本として吾々は考へて行かなければならぬのである。憲法竝に會計法の定むる所に依つて、我國の昭和五年度の豫算として定められて居る所の施行豫算を基本として、吾々は見て行かなければならぬことは申す迄もない次第である。然る所政府が調査して、吾々に手交致した所の昭和五年度の施行豫算なるものを一覽致しまするに、此五年度の施行豫算となるべき所のものは、言ふ迄もなく昭和四年度の成立豫算でありまして、此昭和四年度の成立豫算は十七億八千五百四十餘萬圓と云ふものになつて居る、此十七億八千五百四十餘萬圓と云ふ前年度豫算を踏襲したる金額からして、五年度に於て生ずべき所の當然の減と、五年度に於て生ずべき所の當然の増を差引して計算をして見ましても、其標準となるべき所の金額は十六億六千四百六十六萬餘圓と云ふ金額に上つて居るのであります。然るに此十六億六千四百六十六萬餘圓と云ふ、議會の關する限り吾々が政府に對して之を支出することが出來ると云ふ權能を與へて居る所の此金額に對照すべき昭和五年度の歳入は何程であるか。私は政府の見積つて居る所の歳入其ものにつて大なる疑惑を有して居る、頗る過大なる見積であり、缺陷の多き見積であると云ふことを吾々は認めて居るのであるが、暫く政府の主張する其歳入は何程であるかと云ふことを調べて見ますと、政府の吾々に示したる概計

表に依つて見ても、其歳入は前年度剩餘金の四千七百餘萬圓と云ふものを繰入れて見ても、其額は漸く十六億六百七十餘萬圓に止まつて居ると云ふことは、此概計表の數字に明に現はれて居る所であります。さすれば議會の關する限り政府に對して支出の權能を與へて居る所の施行豫算、而も當然起るべき増減を差引いた所の其施行豫算十六億六千數百萬圓と云ふものに對照すべき所の政府の見積、而も其政府の見積は、吾々が頗る過大であり、缺陷ありと認め居る所の、其政府の歳入と云ふものが、此施行豫算に達せざること實に六千四百萬圓に達して居る、言葉を換へて申せば、歳出に對して歳入は實に六千四百萬圓の缺陷を生じて居ると云ふ此數字、此現狀に照らして、其上に又更に追加豫算として四千萬圓を茲に議會として承認を與ふべき何の歳入があるかと云ふことを吾々は考へなければならぬのである。即ち吾々議員として、又帝國議會として關する限りに於ては、政府の提出して居る此數字に照らして見て、政府は議會に向つて四千萬圓の追加豫算を要求すべき何等の理由及び何等の根據を有つて居らぬと云ふことは、此數字に依つて明なる所であります。此事を考へて見ますと、今日の財政の實情に於て義務教育費を初として、斯く多くの項目に亘り斯く多額の追加豫算を政府が提出して要求して居ると云ふことは如何にも無謀であつて、理由のないものであると云ふことは洵に明瞭であると吾々は確信をするのであります。

以上述べ來りました通り、之を追加豫算の本來の性質から考へて見ましても、又其内容を一々検討をして見ましても、更に又歳入の上から考察をして行つて見ても、此追加豫算は全體を通じて極めて不合理なものである、且つは又今日の時局に對する所の適當なる對應策を含んで居らない所のものであると云ふことは明瞭であります。故に、吾々は政府をして一旦之を撤回せしめて、更に適切なる豫算を組替へて、本議會に提出することを政府に要求することが、最も適切なる措置であると吾々は確信を致します。是が吾々が此動議を提出する所の理由の大意でありまして、若し夫れ今日極めて適法であり、且つ正當であり、且つは緊急已むを得ざる所の費額があると政府が主張するのであるならば、宜しく其根本より組替へ、相當なる理由を付して之を再び提出せられるに於ては、吾々は斯る正當にして會計法の精神に背反せざる所の費目に對して、之を承認することには決して吝なるものではありません。

諸君、現内閣は經濟財政に關する根本の方針を誤つて居られる。それが爲に今日の深刻なる不景氣を招來致して、國民の多數が生活の困難に喘いで居る所の現狀であるのである、然るにも拘らず政府は之を救ふに適する所の對策を持つて居らない。濱口總理大臣は屢々本議會に於て、消費の節約なる事は政府が決して強要したるものではないのである。國民が自發的に之に共鳴をしたる結果であると云ふことを申述べられて居りますが、果し

て國民の多數が今日の此生活の艱苦を歓迎して居るものでありませうや否や、恐らくは社會の實狀、民情と云ふものを總理大臣は少しも御承知のない結果であらうと私は信じて居るのであります。現に深く考ふる所なく、唯々相曲從是れ事として現内閣の政策に謳歌をしだ所の人々の中に於ても、今日此期に及んで見ますと云ふと、斯く迄深刻なる不景氣とは想像致さなかつた、斯く迄困難なる世の中とは推察を致さざりしと云ふことを切に嗟嘆し、之を告白して居る所の人が尠からぬのである。

又井上大臣は屢々此消費節約緊縮の方針は、經濟の立直しの爲に必要である、國民は宜しく之を忍ぶべし又忍ぶ心持であると云ふことを繰返し申述べられて居りますけれども、恐らくは大藏大臣は國政の變理と云ふ事と、會社又は銀行の整理と云ふ事を同一視せられて居るのではないか。成程少數なる資本階級、資産階級は暫く之を耐へ忍ぶことも出来るではありません、併ながら中産以下多數の國民は將に饑へんとして居るのである。國民の多數が饑へて何處に國家經濟の立直しがあるのでありまするか、由來豪壯華麗なる所の官邸に奥深く隠れて、唯々徒に舊式の經濟思想に囚はれ、又徒に觀念の遊戲に耽つて、多數の國民が饑に泣いて居ると云ふことは、是は民情を知らざる所の最も甚しきものである。若し廟堂諸公にして眞に責任を解する者でありますならば、吾々が此動議を提出し、是の返付を要求する以前に於て、速に政府は其根本政策を改めて、本追豫算の如きは之を早

く撤回をして、更に組直して、極めて適當なる案を提出せらるべきが當然な責任であると、私は確信をするのであります。

▲統帥權問題 四月三十日豫算總會に於て前田米藏氏は濱口首相に對し、憲法第十一條の所謂統帥事項は國務大臣の輔弼の範圍に屬するや否やと問ふたが、首相答へず、内田信也、鳩山一郎氏の同問題に關する質問にも誠意ある答辯を與へぬので、政友會は濱口首相の態度を以て憲政を逆轉せしむるものであるとなし、五月一日豫算總會散會後院内で幹部會を開いた結果、森幹事長の名で左の聲明書を發表した。

聲 明 書

本日の議會の光景は實に憐むべき現内閣の真相が我黨の奮闘によりて遺憾なく暴露された。先づ山口義一君によつて利權問題に關する彼等の醜態を摘發され、植原悦二郎君によつて幣原外交が當局を糊塗せんがための妥協外交に過ぎず、國家國權を犠牲にして累を國運の將來に及ぼせる實質を暴露されたが、夜に及んで開かれた豫算委員會に於ては更に憫むべき光景を展開した。前田、鳩山、内田、諸君によつて投げかけられし質問に對し、濱口總理大臣、幣原外務大臣の答辯は全く官僚政治家の典型といふべきものである、即ち我黨の前田、鳩山、内田三君

がロンドン海軍條約に關聯して條約に調印したる憲法上の根據を質したるに對し、その要なしとして答へざるが如きは非立憲極まる態度と云ふべきである。

今日の立憲政治上の通念として議會は行政監督の權能を有して居る、而してこの行政監督は政府のなしたる行政上の行爲が合法なりや否や、即ち法律に背反することなきや否やを監督するのである。然るに濱口首相が條約調印といふ重大なる國務の遂行に關して、その法律上の根據を明らかにせざることは、最も大膽に議會の行政監督の權能を真正面から蹂躪したものである。

法治國に於て如何に微小の官吏といへども、その官吏としての行爲は凡て法律に根據せざるものはない。況んや國務大臣が憲法上大權に屬する重大なる國務を遂行して置き乍ら、その憲法上の根據を議會に對して責任を以て明らかにせざるが如きは、これは議會を否認する專制的政治家と云はずして何と云ふことが出来るか、即ち濱口首相及び現内閣は茲に議會の權能を無視し、從て國民の參政權を蔑視し、專制政治を宣言して國民に挑戦するものであると斷するの外はない。若し濱口首相及び現内閣が斯くの如き態度を以て國民に臨むならば、或は國民の中よりこの專制政治を憤るものも出るに至るやを恐るゝのである。我黨は此際唯一の在野黨としてこの横暴なる專制政府に對し、國民と共に飽迄不撓の抗争を續け、我國立憲政治の擁護のために戦はねばならぬと信ずるものである。

▲陸相事務攝行問題

宇垣陸相は總選舉直後より病氣に罹り、特別議會に出席すること出来ず、陸相出席問題が議會論難の題目となつたが、五月二日の豫算總會に於て政友會の山崎達之輔氏から内閣官制第九條に關する質問を提出した。陸軍大臣故障ある場合内閣官制第九條を適用(事務管掌設置)する意思ありやと云ふことを質問したのであるが、之れに付て政府答辯に窮し、協議の結果

一、山崎氏質問の要旨は表面に顯はれた意味としては、陸軍大臣故障ある場合は内閣官制第九條を適用する意思ありやと云ふに在つて、即ち根本原則の問題を質したるに止まり、特に今回の宇垣陸相病氣靜養の場合を指示するものでないことは明白である。而して陸軍の傳統的精神として陸相故障ある場合に於ても、軍部大臣官制の原則を固守して、他の文官大臣をして陸相の事務管掌若くは事務攝行に反對の方針であることは、今更變更の餘地はないのである。併し乍ら内閣官制第九條に於ては特に陸軍大臣を除外して居るのでないから、法文上の解釋よりせば陸軍大臣と雖も固より一般原則の上に包含せらるゝ次第であるから、山崎氏の質問に對する答辯は、大體に於て陸軍大臣故障ある場合に於ては、固より内閣官制第九條を適用し得べしとするも、軍部大臣が特殊の

地位に在る關係を考慮しその時の事情により、他の適當の措置を講ずることがあるかも知れぬ、と云ふ意味に於て極めて抽象的な答辯をなすこと。

といふ事に一決し、病中の宇垣陸相の決裁を求めて三月山崎氏に其答辯を致した。それが又波瀾を呼んで、山崎氏の質問となり、宇垣陸相の名で

武官に非ざる他の國務大臣を以て陸軍大臣の臨時攝任又は臨時事務管理たらしむることは陸軍大臣處理事項の特性及範圍に稽へ現在に於ては適當とせざる意なり。

陸軍大臣 宇垣 一成

昭和五年五月三日

と書面答辯をなした。然るに財部海相が倫敦軍縮會議の全權として派遣せられたるに付き、濱口首相は海軍大臣の臨時事務管理をやつて居る、海軍は文官大臣の兼任不可ならずして陸軍のみ不可なりといふ理由如何との詰問に、政府は幾度が窮地に陥つた。

▲義務教育費増額案 濱口内閣が本議會に於て、最も重大視したものは義務教育費國庫負擔金増額案である。言ふ迄もなく義務教育費國庫負擔金は、大正七年其實施の當初に於て、

全國市町村小學校教員の俸給總額二分の一を最高標準となすの方針により支出され來つたものである。而して現に小學校教員の俸給總額一億五千萬圓に對して七千五百萬圓の國庫負擔となつて居るのである。それに對して濱口内閣は更に一千万圓の増額案を今期議會に提出したのである。然も政府は本案提出の最初に當り、衆議院に於て、所謂小學校教員俸給に對する全額負擔主義を標榜したるのみならず、今期に於る増額一千万圓はその全部を以て戸數割又は家屋税の輕減に充てしむべしと云つたに拘らず、其後貴族院に於て其言明を二三にし、殆んど主張を曖昧に付するに至つた。

加之それが財源に關しても極めて不確實なるものがある。昭和五年度に於けるそれが財源の全部は、前年度剩餘金を以て充當されて居るのであるが、云ふ迄もなくこれは之は決して恒久的のものではない。然らば翌年度以後の財源は果して何に據るべきか、甚だ疑はしとして、貴族院に於ける形勢は一時握潰しとなるかも知れぬと思はれたが、研究會に於て同案に對する態度を協議の結果

一、貴族院は全額主義半額主義等の主義を認むるものに非ず。

一、政府は將來更に増額する場合に於ては財政の緩急を計るの必要あるを認む。との申合せを求し、全額負擔主義を根本より否定するの附帶決議の下に同案可決された。

▲不景氣の責任承認 不景氣襲來の原因は、濱口内閣の緊縮政策、消費節約の宣傳。準備なき金解禁の暴斷はその重大事項をなして居ることは明瞭なことである。濱口首相は貴衆兩院に於ける議員の質問に對し「現内閣の財政整理緊縮、國民に向つて獎勵宣傳したる所の消費の節約、是亦無論不景氣の一部を爲して居ります。それは確に認むる。其の點に於て責任ありと仰しやれば責任を負ひます」といひ、又「現在の不景氣の深刻並に是から生じてゐる所の失業の問題の發生、私は全部が政府の責任といふことは承認を致しませぬ。併しながら一部は政府の行つたる政策の結果であることは、承認します」といつてゐる。現在、異常に深刻化して居る失業者の激増については、政府のとれる政策も其の原因をなして居ることは政府自身も之を承認した。試みに政府の發表せる失業者給料生活者、日傭労働者、其他の労働者數を掲ぐれば左の如し。

年 月	總 數	失業率
昭和四年九月	二六八、五九〇	四、〇七
同 十月	二九二、三二四	四、三三
同 十一月	三〇〇、一九五	四、三六
同 十二月	三一五、二六九	四、五四
昭和五年一月	三四〇、四八八	四、九三
同 二月	三五〇、三七二	四、九九

この數字は、各府縣廳に命じて、『失業當時給料生活者又は労働者たりし者にして調査當時現に失業状態にある者』に限つての達觀的調査である。従つて、(一)他人に雇傭せられない大工左官、鍛冶職、屋根葺、ブリキ職、壁塗職、煉瓦職、タイル職、衛生給水工、電工、薦人夫等を含まない(二)學校等を卒業して新たに職を求むるもの(三)失業して農漁村に歸り其の儘失業して居るもの(四)亦自營の職業をもち殆ど失業の状態にあるもの(五)農村等で生活困難して居るもの(六)又全然働けない老衰者、傷病者、不具者、妊産婦等を一切含んで居らないのである。此等の實情は、本會議及び豫算委員會等の質問で明瞭になり、單に或る一小部分

の不正確な調査であるばかりでなく、この調査丈けでも、毎月、失業者数を増加して居ることとは政府も之を是認した。右の様な事情で、失業者はどうしても百萬人を下らない事情である。

現内閣が失業対策として最も意を用いたと稱するものに職業紹介事業の擴張がある。濱口首相の施政演説中に「特に失業問題の解決に付ては、其の根本策として産業の振興を圖ると共に、其の應急策として職業紹介に關する事業を擴張しました」といひ、犬養總裁の質問に答へた中に「其次には職業紹介機關の整備充實並に其の活動の促進であります」といつて居る。而して、本會議に於て安藤正純氏の質問に安達内相答辯して「濱口總理大臣から職業紹介機關の擴張についての御話がありました、是も私は更に敷衍して御話を致します。此職業紹介事務局といふものは、是迄四箇所であつたが、今度更に東北、北海道を管轄する一箇所を設け、其下に全國に幾つの紹介所があるかといふことであります。是は昨年現内閣の出來ます迄は二百四十二でありました、所が其後約九箇月の間に二百六十七に増加いたしました、二十五箇所だけは此九箇月ばかりの間に増加いたして居ります。さうして此職業紹介所

を通じまして各方面に手を著けて失業者を無からしむることに最善の努力を盡す積りであります」と述べた。ところが此の青森市に設ける職業紹介地方事務局は經費年額二萬圓足らずのもので、從來東京地方職業紹介事務局で管理して居た東北六縣北海道管下にある三十九箇所の職業紹介所を移管したのであつて、たゞ事務上の便宜に資したといふ丈けに過ぎない。之を濱口首相が施政演説に述べたり、安達内相をして「失業者を無からしめる」云々の言をなさしめたりするは、餘りに國民を愚にしたものと云ふべきであるとして、非難の益々高くなつた。

▲網紀紊亂摘發 現内閣の網紀紊亂は四月三十日の本會議で、政友會の山口義一氏によりて遺憾なく摘發された。

山口義一氏の質問

司法權壓迫のことに付て御伺致しますが……政府は内閣を組織致しまするや、十大政綱と云ふものを發表した。第一は政治の公明、第二には國民精神の作興、第三は網紀の肅正であります。洵に立派なことです。更に

又選舉に臨むに當つて、選舉對策と致しまして標語を出された。其標語は強く明るく正しい政治と云ふ、是も中々堂々たる標語でございますけれども、是等は悉く看板でござりまして、裏口でやつて居る事は又別である。所謂欺瞞政策でやつて行かうと云ふ、騙して世渡りをして行かうと云ふのであるから、騙された國民は大變迷惑先づ、私は越後鐵道の疑獄問題から御伺致しまするが、越後鐵道の疑獄は先づ、新潟から火の手が擧つて來た。新潟の地方裁判所の検事局に於て久須美東馬と云ふ者が取調を受けた。其供述を見ると云ふと、自分が社長になつて居ります越後鐵道を、政府に買上げて貰ひまするが爲に百五十三萬圓と云ふ大金をバラ撒いた。其大部分は高藤高明伯と、早速整爾氏と、鈴置倉次郎氏の死んだ三人に贈つたと云ふことを供述致して居る。是は死んだ人に一切の罪を塗付て、此疑獄の火の手を捺消さうと致したのでござりますが、加藤伯爵に致しましても、早速氏にしても、鈴置氏に致しましても、正直の人であつて、左様な悪い事を致しさうにもない。殊に死んだ人に左様な罪を塗付けやうと云ふのは、如何にも殘忍な冷酷なる遣方であると私は考へる。死んで居つても罪人は罪人である、唯々監獄に行かないと云ふだけである。其死んで辯解の出來ない人に罪を塗付けたならば、それ等の遺族は何と考へるでありませうか。左様な故人に罪を塗付けて、此疑獄の火の手を捺消さうと致しましても、天は之を許さなかつた。東京地方裁判所の検事局に於て再び久須美氏は取調を受けなければならぬと云ふことに相成

りまして、今度は前の供述を悉く翻しました、其供述に依りますると云ふと、此越後鐵道疑獄は若槻内閣を繞る所の醜事實であると云ふことが暴露されて來た。そこで此久須美氏を起訴するかしないかと云ふことは現内閣に取つては容易ならざること相成つて來たのであります。そこで久須美氏を極力阻止して、不起訴にしようと思つた所に司法權の壓迫があると思ふのであります。

此事實は今年の……十一月の二十日の報知新聞の朝刊を見ると云ふと、其司法權壓迫の事實が明になつて來る報知新聞の記事を御参考迄に一寸讀上げますが「大進展を前にした越後鐵道の疑獄は、十九日に至り俄然逆轉の形勢になつた。それは十八日水戸に於ける司法省首脳部會議の結果、久須美氏微罪釋放、佐竹三吾氏不拘留と決した模様である。それを裏書するものには、十九日午後水戸の鹽野檢事正から久須美の起訴を保留せよとの電命が東京檢事局に到着して居る。鹽野檢事正は午後六時歸京して官舎に於て約三時間に涉り松阪次席檢事、上京中の北條檢事と打合せをしたが、肝腎の主任石郷岡檢事はそれを待たず、四時半に歸宅してしまつた。斯くて二十日に迫つた久須美氏の起訴問題を前に、司法當局では意外の緊張となり、今まで絶對神聖の闘ひをして來た檢事連の硬化は極度に達して、將來が注目されるに至つた」と斯う書いてある、それから松阪次席檢事の談と云ふものが此處に載つて居る、それは斯う云ふことである「捜査檢事と云ふものは可成り強い信念と確信を以て事件

に携はつて居るのである、故に萬一自分の確信が外部からの事情の爲に撤回されたり、忌避されたりした場合は
検事として職を辭することは當然歸すべき結果だと思ふ」と云ふのが松阪次席検事の談である、それから石郷岡
検事の談と云ふのが出て居る。此検事の談を見ると云ふと壓迫されたと云ふことがありありと分つて居る。それ
はどう云ふことかと云ふと「始めから心配して居た」と云ふことが書いてある、壓迫しさうだと云ふことが始め
から分つて居つた、殆めから心配して居つたと書いてある、「政府黨だからと云つて變な處置をとるのは怪しから
ん、こんな事では司法權の威信は保てぬ」と書いてあるではないか「いやしくも事實がある以上、政府黨と雖も
斷然檢舉をするのが當然ではないか。私は水戸からの電報に接して實に意外に思つた。今日検事正の歸京前に歸
つてしまつたから、明日一日ですべてが解決するだらう。しかし吾々が辭職することは却つて事を大きくするか
ら、其邊深甚の考慮を要すると思ふ。何れにしても最初から斯う云ふことになりはしないかと心配して居た……
民衆も司法權に重大な疑惑を持つに至るから、徹底的にやらなければ吾々の生命はない」と斯う云ふ風に石郷岡
検事が言つて居るのであります。斯う云ふ風に検事を壓迫して居ると云ふことがありありと分つて居る。是は久
須美氏を起訴するかしないかと云ふことに依つて越後鐵道の疑獄がどれ位大きくなるか分らないと云ふことに相
成つて來たからして、それを採消さうとして壓迫したと云ふことは、誰だつて分るではありませんか。所が壓迫

しようと思つたけれども、硬骨なる検事は中々肯かなかつた、是れ以上極端に壓迫を致したならば、検事は總辭
職すると云ふ勢を示して來たからして、司法省は遂に我を折つて起訴すると云ふことになつた詰り検事を壓迫し
ようとしたけれども、力能はずして遂に起訴をしたと云ふことになるのであるから、司法權の壓迫は無いと云ふ
ことがどうして言へるのであるか。

それから此越後鐵道の認可と云ふものは若槻禮次郎氏が其鍵を握つて居つた、其若槻氏が此認可の鍵を握つて
居つたと云ふことは、佐竹三吾氏が話して居る所で明に分つて居る、昨年十一月二十日の國民新聞を御覽にな
るとはつきり分る。佐竹三吾氏は斯う云ふ風に言つて居る「あの越後鐵道の買収案が省議で決定したのは大正十五
年の暮で、兩院を通過したのは昭和二年の三月、公布されたのが四月である、當時憲政會がどうしてあの案をき
めたかに就ては茲には言へぬが、要するに高等政策も加味されて居り、若槻總理から井上鐵相に話のあつた事で
久須美君は此の間の事情をよく知つて居る」と云ふことを言つて居るぢやありませんか。大體地方の一鐵道を買
上げるか買上げないかと云ふやうな地方問題を、一國の總理大臣がそんなに力を入れて鐵道大臣に命令的に強制
すると云ふ所に臭い所があると謂はなければならぬ。此認可の事情が斯う云ふ風になつて居るから、若槻禮次郎
氏の無心の手紙が問題になつて來る。こんな事がなければ無心の手紙も問題にならぬけれども、先に斯う云ふ事

があるからして無心の手紙も茲に問題になつて來なければならぬことになる。十萬圓呉れろと云ふ無心の手紙を出したと云ふことは、是は若槻君もちゃんと認めて居る。「收容中の某が私の十萬圓無心の手紙を持つて居ると云ふが、それは持つて居るかも知れぬ、併し私の金錢の無心狀が一々そんな問題になるならば、他にもまだ幾らもある」大分たんと出したやうにある。是は若槻君が言つたことで、十一月二十四日の東京日日新聞の記事であります、斯う云ふ風に此久須美と云ふ人間はどう云人間であるかと云ふと、其當時高利貸に追廻されて居つたと云やうな状態にある人、金が裕かにあると云ふ人ぢやない、其高利貸に追廻されて居ると云ふやうな、金の融通の付きさうにもない人に對して、十萬圓と云ふ大金の無心を吹掛けると云ふには、よく／＼向ふで出さなければならぬと云ふ因縁情實があつたと云ふことが想像されるのである。此無心の手紙と、鐵道大臣でもない所の總理大臣の若槻君が力を入れて、無理に認可をしたと云ふ此事實と、照し合せて考へたならば、苟も常識ある者は、若槻君は此疑獄に關係が無いと誰が思ふであらうか、之を不起訴にしたと云ふ所に司法權の壓迫がないかと云ふことを私は御伺ひするのであります。それから此久須美君から依商工大臣も一萬圓貰つて居る、是は十二月十九日の東京日日新聞の夕刊に、中々面白い一問一答の形で載つて居りますから、此處に讀上げて見ますが、「十八日正午依商相は少し憤慨の面持で語る」と斯う書いてある。東京日日新聞の記者が行つて質問をした。記者は

「いよいよ疑獄にあなたの名前が出て來ました、一體どんな關係ですか、率直に話してくれませんか」斯う記者が尋ねて居る、そこで商相が答へて居る「話すことは何でもありません、元來俺はそんなことに關係も無し、何の事を言つて居るのか譯が分らぬ」そこで又記者尋がねて居る「ではどうしてあなたの名なんか出て來るんでせう」斯う言つて居る「越後鐵道から金は貰つて居りませぬか」それに對して商相は「俺が金なんぞを貰ふもんか」と斯う言て居る。それから先が聴かなければならぬ——それに對して「では收容中の久須美氏とは豫て懇意でせうあの人から金を借りたことはありませんか」と斯う云ふ事を記者が尋ねた「此時商相態度を改め」と書いてあるさうして商相は何と答へたかと云ふと「久須美とは古くから、懇意だから民政黨員だからな、俺は實は其久須美から金を貰つた」と斯う言つて居る、新聞記者「幾らですか」商相は「一萬圓だ」と斯う答へた。小橋前文部大臣が越後鐵道の社長久須美氏から二萬圓貰つた、小橋君が越後鐵道の社長から二萬圓貰つて瀆職罪で起訴されて居るのに、何が故に商工大臣が同じ久須美君から一萬圓貰つて起訴をされないかと云ふ所に疑はるのであります。佐竹三吾氏はちやんと言つて居る。小橋君の場合も依君の場合も全く同じ場合であると云ふことを言つて居る、佐竹三吾氏は明に言つて居る。此小橋君を起訴して依君を起訴しない所に司法權の壓迫が無いと言はれるであらうか。若しも小橋君と此依君とは事情が違ふ、金は貰つたけれども貰つた事情が違ふと言ふならば、其事情を

明にしなければならぬ。俵君自身も自ら取調を要求して、ちゃんと取調べて貰つて、其記録を發表してこそ一身を潔うすることが出来るのであります。其疑を掛けられた點を明にしてこそ、綱紀肅正を看板とする所の内閣の閣僚の一員として其名を耻しめないと云ふことになる。疑を掛けられて其儘にして置いて、どうして國民精神が作興出来るかと御考になりますか、此點に付て俵君は一回も召喚をされてない、一度も取調を受けて居ないと云ふ事は何故であるかと云ふことを、私は司法大臣に御伺をしたいのであります。

次に大宮電鐵の認可の問題、今度は大宮電鐵の……認可に絡まる所の疑獄であります……野黨の事件でありませうならば、有ゆる宣傳と有ゆる力を以て、託き立て、あれだけ出たのではないか、政府黨の方は隠せるだけ隠して、さうしてあれだけ出て居るのでから、野黨の方は全部出て居る。與黨と政府の方は罪惡の唯々一端より現れて居ないと云ふことになるではありませんか、そこで今度は大宮電鐵の認可に絡まる所の疑獄事件、是は大宮電鐵の認可に付きまして民政黨の代議士降旗君が一萬二千圓貰つて居る。降旗君が一萬二千圓、金を貰つて居ると云ふ問題だ、そこで昨年十二月の五日の午前八時に突然降旗君が召喚をされた、さうして取調の結果、其夜の深更に及んで遂に起訴前の強制處分として市ヶ谷刑務所に收容されたのであります、それは讀賣新聞の十二月七日の記事を讀みますと能く分りますが……で讀賣新聞に此大宮電鐵認可に絡まる疑獄の記事が載つて居ります

が、それに依りますと降旗君が自白した内容がちゃんと分つて居る。降旗氏の取調の結果、同氏が鐵道政務次官當時、昭和元年中と書いてある、大宮電氣鐵道の認可問題の請託を受け在官中便宜を圖り、更に海軍政務次官として轉任するに及び後任の佐竹三吾氏に對し、許可指令の暗黙運動を爲し斯くて同鐵道は目下問題となりつゝある山の手急行と同時に、昭和二年四月十九日の夕、若槻内閣挂冠の夜、突然申請許可の指令が發せられたもので降旗氏は其間一萬二千圓を受取つたことを檢事の取調に對し自白をして居ると、斯う書いてある。之を聞きまして與黨と政府は極度に狼狽を致しまして、揉消運動をやつた、渡邊司法大臣の如きは、其夜徹夜を致しまして鹽野檢事正に泣付いて之を釋放させやうとした。其證據には此五日に起訴前の強制處分として市ヶ谷刑務所に收容された降旗君が、其翌日の六日の閣議の終了の後に於て、司法大臣は新聞記者に公言をして居る、降旗氏は今日中に釋放されるであらうと云ふことを公言して居る、司法大臣は何等の根據に依て斯の如き斷案を下すことが出来るのでありますか、一日で釋放されるものならば何が故に強制處分にしたか、それは人權蹂躪と云ふことになるではないか。又疑のある者を釋放したと云ふことになるならば、是れ取りも直さず司法權の侵害と云ふことになるではないか、何れに致しましても此降旗氏を釋放したと云ふ所に、司法權の壓迫があらうと思はなければならぬ。果せる哉一旦釋放されたる所の降旗氏は二度目に召喚されて訊問を受けた時には、曩の供述をすっかり翻

してしまつた、さうして之が揉消されてしまつて有耶無耶に終つてしまつた。併ながら此記録はちやんと検事局に残つて居るのであるから、如何に之を隠しても、此内閣の間は隠し通せるかも知れぬけれども、此内閣が更つてしまつたならば後の内閣に依つて其事實は悉く世の中に發表される時が来るかも知れぬ。今は隠せるけれども内閣が更つたならば此事實は隠すことは出来ない、であるから司法大臣は此點に付ては嘘を言はずに、はつきりと御答を願ひたいのであります、嘘だと思ふならば記録を此議會に提出されたら宜しいのである、前に調べた所と後に調べた所の記録を此議會に發表されたならば疑を解くことが出来る。

今度は濱口總理大臣、江木鐵道大臣は伊勢鐵道社長の熊澤一衛から五萬圓を貰つたと云ふことである。是は政友會の代議士牧野賤男君から告發されて居る。それは大體斯う云ふことになつて居る、國民新聞に載つて居ります所を見ますと云ふと、告發の内容は「被疑者江木翼氏は鐵相就任後其知人である目下收容中の……熊澤一衛氏を自宅に招き鐵道大臣の職務を利用し、鐵道大臣監督の下に在る熊澤氏經營の會社に對して、特殊の便利保護を加ふべきことを告げ、之が爲に金五萬圓を出金すべきことを熊澤氏に語りたる所、熊澤氏は自己の社長たる地位と、會社が江木氏の監督下に在るを顧慮し江木氏の指示に従ひ、金五萬圓を去る七月江木氏自宅に持参し」と書いてある「同氏に贈與したり」而して江木氏は即刻熊澤氏を伴ひ、被疑者濱口雄幸氏に面會し、熊澤氏は濱口氏

に對し、自己會社將來の事を懇談し、五萬圓を江木氏より濱口氏に交付した外、熊澤氏は重役會議を経て金一萬圓を民政黨の幹事長富田幸次郎氏に、同一萬圓を内閣書記官長鈴木富士彌氏に、金五千圓を司法政務次官川崎克氏に贈與したと云ふことが告發文の内容であります。之が告發文の内容であります、警察の——署長が待合から反物一反貰つても瀆職罪になるのに、鐵道大臣が會社から五萬圓を貰つても瀆職罪にならぬと云ふ所に、此所に證據があつた譯である、貰つたと言つて居る、貰つたと云ふことは裁判所の方でも認めて居る「右に對し東京地方裁判所検事局の審理の結果は、江木翼に於て一度之を收受したるも……」是は抗告狀です、是は牧野賤男君が小山検事總長に出した所の抗告狀の内容である「一度之を收受したるも、五、六日の後に自己の之を受くることは不穩當と考へ、武藤嘉門なる者をして民政黨本部へ持参すべく命じたる所、武藤嘉門は熊澤一衛が鐵道疑獄事件にて拘留せられたる後、熊澤の番頭某に返還したりとの辯解を採用せられ」斯う書いてある、詰り此金は裁判所に於ても、一旦五萬圓……受取つたと云ふことだけは認めて居る、一旦受取つたが、後で問題になつたものだからして、一週間も経つてから返しに行つたと云ふのでは、是は何としても疑はざるを得ないと云ふことになつて来る。そこでは濱口總理大臣は綱紀肅正の本尊のやうな顔をして居るのであるからして、此綱紀肅正の本尊に曇りが懸つて來たならば、此曇りを解くだけの手段方法を講じなくちやならない、總理大臣が鐵道大臣と一緒

になつて、鶴道會社の社長から金を取つて、綱紀肅正がどうして出来るかと御考になるか、此疑を晴さなくして、どうして、國民精神が作興出来るかと御考になりますか。

これに對し濱口首相は新聞の記事を讀上げ或は世評を引いて種々質問がありましたけれども斯の如き質問に對しては答辯の價値はない一切答辯しませぬと云ひ渡邊法相も亦一切の答辯を回避した。

▲文相奏薦問題決議案

小橋文相奏薦に關する濱口首相の責任問題は前第五十七議會に於て既に問題となり、犬養總裁に依つて痛烈なる質問を發せられたのであつたが、當時濱口首相は事豫審中に屬する故を以て責任を云爲し難いとか、内閣組織前のことであるから責任を感じないとかいふやうな答辯をなす中に、議會は解散となり、今議會に持ち越されたのであつた。然るに今期議會に於ては貴族院に於て小久保喜七氏から此問題に關する質問あり又衆議院に於ては尾崎行雄氏から質問あつたが、濱口首相は依然として衷心より深く遺憾に存じて居るといふ一語を繰返すに過ぎなかつた。茲に於てか尾崎氏から本問題に關する問責決議案を提出され政友會は舉て之に賛成した。

決 議

總理大臣濱口雄幸君は初め内閣組織の大命を拜するや、文部大臣の適任者として小橋一太君を奏薦したり、後幾許もなく、小橋君は破廉耻罪の嫌疑に由り辭職し尋で起訴せられたり。

凡そ國務大臣を奏薦するは輔弼の職責上最重大なるものとす、故に濱口總理大臣は憲法第五十五條に據り、奏薦其の人を誤りたる責に任せざる可らず

此決議案は議會最終の會議(五月十日)に於て上程され、提出者尾崎氏に依て沈痛に論述され東武氏の賛成演説があつた。

東武氏の演説

私は此場合に於きまして——濱口總理大臣其責任に對する爲に吾々 陛下の在野黨と致しまして、苟も總理大臣に問責をすると云ふ場合に於きまして、總理大臣は此問責の決議に對して出席をし、此如何なる問責であるかと云ふことを聽くべきことは、寧ろ立憲政治の上に於て當然の義務と考へて居ります。又與黨諸君に於きまして、先日來の交渉に顧みまして、總理大臣が此席に出席すると云ふことは、寧ろ進んで之に賛成する筈である。

と私は考へるのであります。

(總理大臣の出席を求むべく暫時休憩の後開會、東氏演説を續ける)

私は首相の出席を要求致しましたが、貴族院の事情に依りまして出席がないと云ふことであります。是は已むを得ませぬ、けれども苟も在野黨が不信任に對する問責案を提出する場合に、衆議院に於て關係一人も出席なく總理大臣其人が出席ないと云ふのは、憲法政治に於ては、極めて惡例であると私は考へて居ります。

已むを得ませぬから私は、此尾崎君提案の問責案に對して賛成の意見を述べるものであります。此問題は我黨の總裁犬養毅君より致しまして、既に……又貴族院に於きましては小久保喜七君よりして此問題に付て質問を致しました、又最近に於きましては、本院に於て尾崎君の質問となり、屢々此事件に對して政府の意思の在る所を御伺ひ致したのであります。此問題は我が憲法政治の上に於ては、極めて重要なことと考へて居るのであります。總理は、貴族院に於きまして小久保喜七君の質問に對し、又奥平伯の質問に對しまして、屢々此小橋文相奏薦に關する所の責任……唯々遺憾であると云ふことだけは申して居るのであります。遺憾の極みであると云ふことを申して居るのであります。現内閣の十大政綱なるものは組閣の當時に於て之を定めて、而も陛下の御内奏まで經たと云ふことを聞き及んで居るのであります。其十大政綱の第一は何であるかと申しますれば、即ち綱紀肅正の問題であると云ふことは、一點疑のないことであります。此第一に掲げた所の綱紀肅正の問題に對しまして「政治の公明は立憲政治の根幹なり政道晦昧にして百弊竝に生ず政治をして國民思想の最高標的たらしむるに於ては政治上幾多の弊竇は自ら一掃せらるべし政府は専ら政治の公明を旨とし政治の基調を向上せしめ以て庶政の皇張を期す」と云ふのが十大政綱で、陛下に御内奏した所の綱紀肅正の第一であるのであります。實に吾々は濱口總理の其言辭の堂々たるに對しては、眞に懦夫をして起たしむるの感があるのであります。爾來十箇月間濱口首相の天下に聲明したる所を見るに、殆ど悉く裏切られて、一つとして見るべきものがないのであります。政治の公明を説きながら、政治は漸次暗黒を辿りつゝあると云ふのが今日の現状であるのであります。殊に小橋文相の問題に至りましては、劈頭吾黨の犬養氏よりして、如何なる事情に依つて、小橋文相は辭職を致したのであるかと云ふことを伺つたに對しまして、病氣の故に依つて辭職を致したのであると云ふ御答であつたのであります。併ながら貴族院に於きまして、小久保喜七君の質問に對しましては、此小橋文相事件は組閣前の出來事である。組閣前の出來事と云ふことを申されて、自分の董督中の責任でないかと云ふことを仰つしやつて居るのであります。是が即ち最も吾々の彈劾をする所の唯一の問題であるのであります。董督中の問題でないかと云ふのは——此事件の發生を致したのは、小橋文相が十一月三十日に辭職した時には、辭職は病氣の故を以て辭職を奏

ち綱紀肅正の問題であると云ふことは、一點疑のないことであります。此第一に掲げた所の綱紀肅正の問題に對しまして「政治の公明は立憲政治の根幹なり政道晦昧にして百弊竝に生ず政治をして國民思想の最高標的たらしむるに於ては政治上幾多の弊竇は自ら一掃せらるべし政府は専ら政治の公明を旨とし政治の基調を向上せしめ以て庶政の皇張を期す」と云ふのが十大政綱で、陛下に御内奏した所の綱紀肅正の第一であるのであります。實に吾々は濱口總理の其言辭の堂々たるに對しては、眞に懦夫をして起たしむるの感があるのであります。爾來十箇月間濱口首相の天下に聲明したる所を見るに、殆ど悉く裏切られて、一つとして見るべきものがないのであります。政治の公明を説きながら、政治は漸次暗黒を辿りつゝあると云ふのが今日の現状であるのであります。殊に小橋文相の問題に至りましては、劈頭吾黨の犬養氏よりして、如何なる事情に依つて、小橋文相は辭職を致したのであるかと云ふことを伺つたに對しまして、病氣の故に依つて辭職を致したのであると云ふ御答であつたのであります。併ながら貴族院に於きまして、小久保喜七君の質問に對しましては、此小橋文相事件は組閣前の出來事である。組閣前の出來事と云ふことを申されて、自分の董督中の責任でないかと云ふことを仰つしやつて居るのであります。是が即ち最も吾々の彈劾をする所の唯一の問題であるのであります。董督中の問題でないかと云ふのは——此事件の發生を致したのは、小橋文相が十一月三十日に辭職した時には、辭職は病氣の故を以て辭職を奏

請致したのでありますけれども、病氣なるが故に辭職したのでないと云ふことは、天下公知の事實である。

大正三年大浦事件の當時に於きまして、時の首相大隈侯は、大浦内務大臣の二箇師團事件に對しまして、董督中に起つた問題である、からして大浦事件に付ては大隈侯は直に閣下に伏奏して骸骨を乞うたのである。是が董督中でないからして自分は閣下に伏奏する理由がないと云ふことが、濱口總理大臣の唯一の理由となつて居るのであります。諸君、斯の如き理由に依つて此責任が免るゝものと考へることは、餘りに子供騙しの言葉と同様であると思はれて居るのであります。諸君、憲法第五十五條、即ち國務大臣は、天皇を輔弼して其實に任ずると云ふことが、是が憲法政治の骨子であります。此憲法五十五條の輔弼の責任と云ふことは、即ち憲法第三條の「天皇は神聖にして侵すべからず」と云ふことゝ不可分のものであるのであります。若も、天皇の不可侵權を無視すると云ふことになつたならば、總ての問題は責任が陛下に歸し奉ることになつて、憲法政治は重大なる危機に陥るのであります。又董督中の責任でないと思ふことを申されましても、吾々は董督中の責任であるや否やと云ふことを論ずるのではないのであります、即ち斯の如き罪科のある——而も一國の文教の府たる所の小橋文部大臣を奏請するに當りまして、斯様な人格學識其他に依つて之を、陛下に奏薦をしたと云ふことに對して、茲に重大なる責任があると云ふことを吾々は論ずるのであります。又小橋事件の内容は組閣中に起つ

たことでなくして、遠く以前の出來事であるからして自分は知らぬ存せぬ、斯様に仰しやるのであります。諸君、民法——私法の上に於ても、無過失、所謂過失なき所の賠償制度と云ふものがある、知つて居るから、知らないからと云ふことで、私法の上でも責任を免れる譯には參らないのであります。況や憲法の如き公法上の問題に於きまして、知らなかつたからして自分が責任が無いなど、云ふことは、斷じて許すべからざるものであるのであります。

而して私共は甚だ疑を茲に存するのは、宮中の公式令なるものがあります。此公式令は明治四十年の二月勅令第六號に依つて發布されたものであります、其公式令に依りますれば「親任式を以て任ずる官の官記には親署の後御璽を銜し内閣總理大臣年月日を記入し之に副署す」とある。之に依つて濱口首相は昨年七月、自ら責任を以て文教の府たる文部省の長官として小橋氏を奏薦し、天皇陛下御嘉納あつて、同君を文部大臣に親任し給うたのであります、官記の御親署、副署は未來永久、我國の存続する限りに於ては之を抹殺することの出來ないものであります。此副署の責任は、即ち當該國務大臣の健康、或は手腕、或は人格、或は識見等に就て、首相は全責任を以て、天皇に對し奉つて御保證申上げたことなるのであります。即ち、陛下が御親署の上御璽を銜すると云ふことに公式令に定められて居るのであります。此責任を取つて官記に副署を致したと云ふ以上は

一點でも致に過失があり、過ちがあつたと云ふことになつたならば、臣節を竭す上に於て、切腹をする所の覺悟がなければならぬのであります。然るに濱口首相は貴族院に於ても、衆議院に於ても唯遺憾であると云ふことだけを申して居るのである。衆議院に對して遺憾であると云ふことは、天皇陛下に對する輔弼の責任に對して遺憾であると云ふ意味であるか、唯々衆議院——大衆に向つて遺憾であると云ふ意味であるか、是は非常に意味が違ふと思ふのであります。若も遺憾があると云ふことであるならば、何故に陛下に對し、其遺憾であつた、自分の過失であつた、と云ふ責任を、陛下に對して伏奏を致さぬのであるかと云ふことが問題であるのであります。唯々遺憾の意を表明したのみに依つて、此副署の責任を免れることは出来ないと言ふことは考へて居るのであります。我が日本の國體は——即ち憲法第五十五條の精神は、三千年以來の我國の傳統的國體であるのであります。若も臣節を素すと云ふことがありましたならば、如何なる人物と雖も全く是は國家に對して不忠の至りであると云ふことを私は斷言して憚らない。總理大臣は身一國の儀表となり、或は天下の師表となるだけの重大なる責任——政治道德と政治倫理を持たなければならぬものであると私共は考へて居るのであります。而も濱口内閣の一枚看板たる所の綱紀肅正と云ふことに泥を塗つたと云ふことになつたならば、現内閣の綱紀肅正と云ふものは全く泥土に委したと言つても少しも差支ないのであります。

諸君、濱口首相の處置が聖明に對して長多い事實であると云ふことは、此小橋文相に關する事に付て、三回の陛下に對する上奏の手續を執つて居るのであります。即ち第一回は内閣組織の時に於きまして、是が文教の府の長官としての適任者であるとして奏薦の手續を執つて居るのが、是が第一回であります。第二回の手續は、刑事上の被疑者として——刑事上の被疑者と致しまして其罪跡蔽ふことが出来なくなつたが爲に、病氣其任に堪へずとして辭表を奉呈して勅許を得たと云ふことは、是は第二回の陛下に對する責任であります。又第三回はどうかであるかと云ひますれば、文部大臣たりし小橋一太氏、勳一等の所持者たるの所小橋前文相を起訴すると云ふことに對しては、數箇月間調査に調査を重ねて、已むを得ずして起訴すべき事實ありと認めて、陛下に上奏を致しまして起訴の手續を執つたのであります。之に付て三回、第一回の奏請をした時の手續、刑事上の被疑者として已むを得ずして病氣と稱して辭表を奉つた時の責任、第三回の勳章保有者、位記の保有者として、陛下に對して、起訴の已むべからざるものありと云ふ點に付て、陛下に上奏をしたのでありますからして、前後通じて三回、陛下に對して恐れ多い事實に付て其責任を負はなければならぬことになつて居るのであります。然るに三回到互つて虚偽の奏上を爲したることは、之を不忠不臣と言はずして何でありませうか、之をしも尙ほ責任無しとすることが出来ませうか。英國の或る學者が——法律常識と云ふ書物にありますが、或る野蠻人に對して正義と

は何ぞ不正とは何ぞ、と云ふ事の觀念を研究を致した人があります、其時に、自分が人の妻を盗む事は是は正義である——南洋の土人の正義の觀念は南洋の土人が隣の人の妻を盗む事は是は正義であるけれども、自分の妻を盗む——隣の人が自分の妻を盗むのは不正であると云ふ事を言つて居る。丁度濱口内閣の綱紀肅正は南洋土人の責任觀念と同様です、人の家内を盗む事は正義である、と云ふのと同じであります。

吾々は斯様な、詰り正義の觀念を勝手な解釋する南洋土人、隣の人の妻を盗む事は正義であるなんと言つて自分の妻を盗まるゝ事は不正だと云ふやうな、此法律觀念の持主に對して私は現内閣總理大臣の責任と云ふものが南洋土人の正義觀念より尙ほ低劣であると云ふことを私は申し上げたいのであります。而して現内閣は組閣當時に於きまして十大政綱を立てて居りますが、之を要約して、總選舉に對しましては強く正しく明るい政治と云ふことを諸君は「モツト」に致して居ります。諸君、此強く正しく明るい云ふことに對して、何一つ、之を檢討して見ましても、私共は強い所があるか、明るい所があるかと云ふことを考へても、一つも左様なものを發見することが出來ないのであります。

先づ第一に諸君は、安達内相外十七名より提出して居る所の樞密院改革の決議案、よもや諸君は御忘れてないでありませう、然るに今日自分が政權の巻に立つて、樞密院改革の決議に對して、如何なる所信を持つて居るか

と申しますれば、是は只今申上げる場合でありませぬと言つて逃げて居る、是が強いと申すことが出來ませうか又官吏減俸はどうでありますか、官吏減俸は國民に對して範を示すものである。或は消費節約をする前提として而も安達内相の如きは熊本縣出張中に我黨の政策中、官吏の減俸を斷行したることは實に天下國民が皆歡迎を致して居ると言つて報告を致して居るのであります。然るに此官吏減俸は一週間を出でずして遽々然として之を取消し、範を國民に示すと言つた其口未だ乾かざる中に取消したと云ふこと、是が強い政治であると云ふことを諸君は考へることが出來るでありませうか。

昨年十二月に起つたる所の、支那に全權大使として親任したる小幡大使の彼の「アグレマン」事件の如き、支那に對し日本帝國を代表する使臣の任命を致し、王正廷、蔣介石の一場に會つて、未だ小幡大使は何處にうろついて居るか、行衛の分らぬと云ふやうなことを致して居る、是が強い政治と云ふことが言へませうか。

又最近日支互惠條約を結んで批准迄を致したものが、最近——昨日の新聞に出て居る所の、互惠條約迄も致して天皇陛下より批准の手續を執つたものを、支那の立法部に於て拒絶されまして、之が今尙中途に迷つて居ると云ふことの如き、是でも強い外交と云ふことを諸君は言はれるのでありませうか。

私は倫敦會議のことは茲に申しませぬ。倫敦會議のことは申しませぬが、兎に角國民の國防の安全感と云ふも

のを破つたと云ふことに付ては、是は何人も異議のない所であるのであります。即ち用兵作戦の衝に當る所の軍令部に於て、是では國防の安全を保つことが出来ぬと云つて天下に聲明をして居る、此聲明に對しては國民は何としても我が國防に對して安心することは出来ない。亞米利加の「リード」の一喝に會つて遽々然として其聲明を裏切つたと云ふことは是が正しい強い政治と云ふことが言へませうか。

而して諸君は最も聲を大にして反對をして私の演説を彌次りますが、選舉革正に對しては如何でありますか先日来此處に讀上げられた所の書面の如き、諸君が若し——此選舉の革正を標榜した現内閣が果して選舉の革正をやつたかどうかと云ふことは、二百七十人の諸君を除いた外は天下一般が此選舉の革正に對して有ゆる官憲と有ゆる金權に依つて、此選舉界を汚毒したと云ふことは、萬民の認むる所であります。是が明るい正しい政治と云ふことが謂へるでありませうか、諸君は今私の演説を野次る間に我國毎日々々の此失業者は如何であります、餓卒道に滿ち共產黨は跋扈し思想は日に／＼惡化致して居るのであります、食へない所の者、死線に徨ふたる者は十萬、數十萬、數百萬と云ふやうな群が簇出致して居るのであります、經濟界は破産倒産續出致し、農村は極度の疲弊を致し、金貨は流出して停止する所を知らないやうな今日の狀態であるのであります。是等の失業者が簇出に對して何等の救済の實なく、思想は混亂し經濟界は破壊し、此内閣が長く續くと云ふことになりま

したならば、恰も我國は露國の帝政の末路を辿りつゝあると云ふ感を吾々に懐かしむるものがあるのであります。

綱紀肅正は實に濱口内閣の一枚看板である。其看板を下ろす時は濱口内閣の存在の理由はないのであります。是れ濱口首相の進退は憲政の大義である、我國三千年來宰相の取るべき唯一の常道であるのであります。天意を蔑如し憲政を毒することは國家百年の深憂であります。至尊に對する國務大臣の責任は一點紛淆を許さざるものがあるのでありますから、諸君は此問題に對しては唯々一時の與黨であるとか野黨であるとか云ふことでなくて我國三千年來の國體を擁護して、我が憲政の上に貢獻すると云ふ此誠心誠意の下に於て、濱口總理大臣は速に引責辭職し、陛下に其責を負ふべきものなりと云ふことを斷言致して、私は尾崎行雄君の決議案に賛成の意を表する者であります。

引續き賛否の論戰あつたが、濱口首相は故らに衆議院に出席を避け、議長並に政友會より再三再四出席を促したるに拘らず、理由なく出席を拒みて遂に官邸に引き揚げて休養するが如き爲態を演じ、爲に議場は空前の混亂に陥り、遂に該決議案討議の終了を見ざる内に時間是用捨なく進んで、遂に第五十八議會の會期は終了を告げたのである。

▲經濟決議案 五月十日政友會では代議士會の決議により左の決議案を衆議院に提

出した。現出閣の政策的不信任を表明する政友會の掉尾の努力を之れに傾注せんとするものであつた。

決議案(經濟政策に關する件)

現内閣成立以來我が産業經濟は日に月に萎微沈衰を加へ今や破産者の頻發、失業者の續出、金融機關及公定市場の不安等遂に憂慮に堪へざる事態を出現し將に經濟機能の根柢を破壊せむとす其の此に至れる所以のもの主として政府の財政經濟政策を誤れるに基因せるは論なく即ち準備なき金解禁を盲斷し且つ不合理なる緊縮節約を強調したる結果惹て消費の減退、生産の制限、取引の停頓、信用の梗塞を招來し遂に財界未曾有の不況に陥れたること何人も之を認めざるものなし乃ち今に於て速に政策の轉換を計り根本塞源の方途を講ずるに非ずむは財界は永く救治すべからざる悲境に沈淪せむことを虞る依て爰に緊縮消極の政策を拋棄し産業振興を主眼とする積極政策を樹立し以て不景氣を挽回し國民生活の充實と財界の安定を企圖する時務の最も急なるものたることを認む。右決議す。

政友會では之れを最終日の十三日特に午前十時から開かれる本會議場頭に上程し、之れが

説明には三土忠造氏が當ることになつて居たが、政府與黨は議場を混亂に陥れて、其上程論を講じたので本案は遂に闇に葬られて仕舞つた。

▲**貴族院の建議** 貴族院にても政府の失政からして經濟界の不況益々深刻を加へ、中小産業者の疲弊甚しく失業者亦激増し深憂に堪へざるものありとし、これが救済防止に關し左の建議案を提出した。

中小産業者並失業者の救済に關する建議

近時經濟界の不況深刻を加へ中小産業者の疲弊甚しく失業者亦激増し誠に深憂に堪へざるものあり。依て政府は之が救済防止に關し速に一層適切有効なる對策を講ぜられんことを望む。

右建議す。

林博太郎伯提出理由を説明し滿場一致可決した。

▲**重要法律案**

政府より提出せられ今期議會を通過したる重要法律案左の如し。

一、**盜犯の防止及處分に關する法律案** 近時強竊盜又は家宅侵入者等にして生命、身體、貞操等に對し被害續出

し、被害者が臨時の處置に依り、自ら防衛しなければ重大なる實害を免るゝ能はざる事例が少なくないので正當防衛の範圍を擴張して、左の場合に於て自己又は他人の生命、身體、又は貞操に對する現在の危險を排除するため、犯人を殺傷したる時はこれを罰しないと云ふ事にしたのである。

- 一、盜犯を防止し又は盜贓を取還せんとするとき。
- 一、兇器を携帯して又は門戸鑿壁等を踰越損壞し若くは鎖鑰を開きて人の住居又は人の看守する邸宅建造物若くは船舶に侵入せんとする者を防止せんとするとき
- 一、故なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若くは船舶に侵入したる者又は要求を受けて此等の場所より退去せざるものを排斥せんとするとき。

以上の場合に於て自己又は他人の生命、身體又は貞操に對する現在の危險あるに非ずと雖も、行爲者の恐怖、驚愕興奮又は狼狽に因り、現場に於て犯人を殺傷するに至りたる時は之を罰せずと云ふのである。而して常務的の盜犯の刑をも加重することとしたのである。要するにこれは當時市民を戦慄せしめたる説教強盜に端を發したものであるが、此法律の最も適用さるゝものは、強盜よりも今日の經濟競争に依る勞働團體及小作團體に適用さるゝ場合多く、其方面の脅威となるべしとして相當反對意見もあつたが結局可決された。

一、輸出償法案 我國の國産品を海外に輸出する場合に於て銀行に損失ありし場合政府が補償をするといふ案である。蓋し本邦商品市場の未だ開拓せられざる地方例へば中部南部アメリカ、アフリカ、バルカン等には本邦よりの輸出を増進する見込もあるも、是等地方輸入商の信用状態不明なるのみならず、金融機關完備せざるため、これ等地方に對する輸出手形に付ての金融關係圓滑ならず、取引上大に障礙があるので、輸出補償制度を實施して輸出手形を銀行が買取り、これが爲に損害を蒙つた場合には政府は或條件の下に補償しやうと云ふので、異議なく可決した。

一、關稅定率法中改正法律案 高粱は主として養鶏飼料に用ひられ居る現状に鑑み其關稅を撤廢することとし、綿織業は我國に於て製造せられざるもの及び製造せらるゝも其製造高寡なるものは特殊綿織糸として之を無稅とし、其他のものは其需給狀況に鑑み現行稅率より大體三割五分の輕減をなすこととし、セメントは需給狀況等より考察して現行稅率を半減することとし、鐵の筒及管は主として石油の採掘に使用するものであるが、内地に生産しないものであるから石油事業獎勵のため無稅とするといふので「歐洲大戰後國內に發達し未だ基礎確立せざる産業に對しては政府は産業振興の見地より宜しく適當の對策を講ぜられんことを望む」との希望條項を附して之れを可決した。

第五章 議會閉會後の經過

▲閉會後の議員總會 議會後の新陣容を張るため政友會では五月十六日議員總會を開き大養總裁の左の演説があつた。

大養總裁の演説

この度の特別議會は短期間に重大問題を審議したるに拘らず、吾黨諸君の大奮勵の効果實に著しきもので、豊富なる材料と精勵なる調査とに由つて立論せられたる結果、全國民に對して明らかに其嚮ふ所を指示したと信ずる。

第一に海軍軍縮問題に關しては現内閣の一定方針なきを暴露したるのみならず、輔弼の責任に於て最も遺憾とするものである。抑も軍令部條例の現存する以上はこれを無視するを得ざるは勿論である。若しこれを無視せんとならば、條例改廢の覺悟がなくてはならぬ。若しこの覺悟なしとせば運用の上に於て圓滿調和の手段を取らなくてはならぬ。然るに現内閣は二者孰れにも出でず、初めは條例を尊重してその意見に従ひ後にはこれを無視し

ながらその制肘を恐れ、倉皇として上奏の前後遲速を競ひ、終に軍部の反對聲明を出さしめたるが如きはその失態言語道斷である。斯る不一致未熟のものを上奏するに至つて大臣輔弼の責任何れにあるや、これが法規上の問題である。更に實質問題としては條約に規定したる兵力量が國防に缺陷なきや否や、これは黨派を超越したる重大問題で、吾黨の深く憂ふる所である。艦種の選擇兵力量の決定は作戰計畫に成り全く専門知識に待つべきものである。而して専門家の説に徴するに、之れでは國防危険なりとの定論である。果して然らば國家安危の繋がる所で眞に憂慮に堪へぬのである。

然るに國民が現内閣の宣傳に欺かれ易き一事は、この軍縮より生ずる餘財を以て減稅並に社會政策に振り向けるとの言であるが、これは全く欺瞞手段に過ぎぬ。何となれば條約期間に於ても製艦能力維持のために充當するものと、缺陷補填のために要するものと合算すれば、餘す所幾何もなきのみならず、當局が一九三六年以後には更に製艦し得べしと宣傳する以上は、この資金は増稅に依らずして、果して何を以て作り得べきがその欺瞞手段たるは餘りに明瞭である。

第二は、經濟界全部に亘る不景氣延ては失業者の氾濫底止する所なき現狀である。然るに現内閣の對策として小規模の職業紹介所と些少の地方事業、輸出助成等區々たるものは見受けられるが、要するに袖手して自然に放

任するの態度に出でない、元來政府にして消費節約を希ふならば、消費の最も巨額なる官廳の消費に向つて節約を行ふのが當然第一着手たるべき筈で、即ち行政の根本改革である。彼の減俸案の如き小策ではない一切の事務の簡捷化である。斯くて財源を得れば之れを減税に振り向け、他の一方には官界の大整理を以て得たる資金に依り道路港灣その他種々の生産的公益事業を起し、知識労働筋肉労働を擧げて就職活動せしむるの政策ではなくてはならぬ。尤も現時に於ては之れに依て總ての失業者を收容し得ざるは勿論であるが、その對策として外に在つては移民、内に在りては社會政策を徹底考究せねばならぬ。國產獎勵固より異議はないが、抑も安價にして良質なる國産品を多量生産せしむるには、國內の消費力を極度に抑壓して何の成果があらう。而のみならず、一切萬物自給自足を強ゆるは到底出來さること、元來我國に適したる産業もあれば不適當なるものもある以上は、現内閣の國產獎勵は開港以前の思想に類似のものであり、之れでは到底賛成し難い。

最後に我黨の黙過し難きは現内閣の公表したる本年度稅收入、特に營業收益稅收入の見積り過多の一事である我國の稅收入は天下周知の如く近來歲々減少し來れるに拘らず、何故に現内閣は不景氣、失業その極に達したる本年度に於て獨り増加すと稱し得るであらうか。即ち若し、政府にして所得稅營業收益稅につき公表したるが如き成績を收めんとならば、勢ひ苛斂誅求を免れぬのである。即ち言ひ換ふれば政府は形式を欺瞞したる増稅を企

つるものと評せられて辯解の辭に苦しむであらう。

要するに現内閣が斯る世情を無視して、緊縮政策、消費節約に没頭する間は景氣恢復出來ぬは勿論、更に益不景氣の深淵に沈淪するの外はない、故に現内閣政策の得失は多言を須らず、必ずや國民全部がこれを體驗しこれを判斷するであらう。我黨諸君は勉めてこれを提擧し、以て一大新運を開拓せんことを切に願ふのである、茲に謹んで議會開會中に於る諸君の甚大なる御努力を感謝する。

▲新幹部發表 政友會議員總會に於て發表せられたる本部新役員左の如し。

總務 山本悌二郎、鳩山一郎、秦豐助、東武、熊谷直太、瀧正雄、山口義一、島田俊雄、秋田清、山崎達之輔、松野鶴平。

幹事長 森 恪。

幹事 今井健彦、胎中楠右衛門、津雲國利、田子一民、藤井達也、篠原和市、丹下茂十郎、岩本武助、原惣兵衛、西村茂生、林讓治、崎山武夫、西岡竹次郎、鈴木義隆。

改選調査會長 山本条太郎。

同副會長 大口喜六、安藤正純、砂田重政。

會計監督 廣瀬爲久。

常議員 (二名補充) 山本悌二郎。

常議員會長 岡田忠彦。

同副會長 植原悦二郎、藏國三四郎。

顧問 (追加) 高橋光威、菅原傳、木下成太郎、前田米藏、内田信也、田邊熊一、廣岡

字一郎、若宮貞夫、井上孝哉、鶴澤總明、小久保喜七、川村竹治、宮田光

雄。

▲政務調査會役員

政友會政務調査會の理事各部長は五月廿八日左の如く發表された。

理事 清水銀蔵、名川侃市、庄司良朗、小野寺章、清瀬規矩雄、川島正次郎、立川太

郎、太田正孝、松山常次郎、石坂豊一、津雲國利、西岡竹次郎、丹下茂十郎、

西村茂生。

部長 第一部 (司法) 飯村五郎 第二部 (文部) 山下谷次

第三部 (外務) 兒玉右二 第四部 (内務) 青木精一

第五部 (内閣拓務) 加藤久米四郎 第六部 (大藏) 山崎 猛

第七部 (陸軍) 森田正義 第八部 (海軍) 寺田市正

第九部 (商工) 板谷順助 第十部 (農林) 加藤知正

第十一部 (通信) 野田俊作 第十二部 (鐵道) 志賀和多利

▲海軍軍令部長辭職

ロンドン會議に對する我政府の回調案は、全然軍部の意見に耳を

藉さず、米國案を呑みにする外務省案を承認したもので、軍部の所謂國防上の三大原則は放棄せられたのであるから、此回調案發送當時より海軍々令部の政府反對熱は日一日と昂まつて來たが、ロンドン會議も終了し、財部全權が五月十九日歸朝するや、その間の感情は一層悪化した。政府も政府だが、海軍大臣たる財部全權が三大原則を破る如き回調案に同意するとは何事ぞといふので、加藤軍令部長は海相と會見したが、統帥權及び兵力量に關する兩者の意見は一致を見ず。その後第二次第三次會見を行つたが何等効果なく、その間、財部海相及び加藤軍令部長は伏見宮殿下を始め奉り東郷大將その他を歴訪し、事態は漸く紛糾を思

はしむるものあり。遂に五月廿九日霞ヶ關海相官邸に非公式軍事參議官會議を開き、伏見宮殿下を始め奉り、東郷大將、岡田大將、財部海相、加藤軍令部長の五將星參集し、統帥權問題兵力量問題に關し、協議したが、新國防計畫に關聯して、先づ末次軍令部長が六月十日辭任し、後任軍令部次長には永野修身中將が就任した。次で加藤軍令部長も十日海相の手許まで辭表を提出したので、財部海相は同日參内加藤軍令部長の辭職に伴ふ更迭問題に關し内奏し、十一日谷口尙眞大將が後任軍令部長に親補された。

▲無任所大臣新設 去る三月十三日以来病氣引籠中の宇垣陸相は、その後三ヶ月を経るも未だに陸軍々醫學校附屬病院にて加療中の有様にて、今後なほ少なくとも二ヶ月の靜養を要し、かくては内外の時局頗る重大なる折柄職責を盡す能はざるを思ひ、鈴木書記官長を招致して濱口首相に辭意を傳達したが、今日に於て宇垣陸相の辭職は現内閣に取りて大なる打撃たる故、濱口首相は新に無任所大臣を設けて陸相臨時代理たらしめ、陸相をして専心療養に努めしめんとの方針にて、江木鐵相を通じて極力慰留に努めた結果、宇垣陸相も遂に辭意を翻し、六月十六日陸軍次官阿部信行中將は、内閣官制第十條に依り、特に國務大臣として

内閣員に列せられ、陸軍大臣臨時代理を仰付けられた。

▲新國防計畫奉答文 ロンドン條約の兵力量に對する缺陷補充については谷口新軍令部長の手許で立案中の所、その新國防計畫の大綱も決定したので先づそれを七月六日の海軍巨頭會議に諮り、その後六回に亘つて巨頭會議を開いたが遂に意見の一致を見ず。七月二十一日非公式軍事參議官會議を開き、さらにその翌日も續行し二十三日宮中二の間に於いて正式軍事參議官會議を開いた結果、ロンドン海軍條約の海軍用兵上に及ぼす影響如何について審議し、その結果、奉答文を決定し、同日午後東郷元帥は葉山御用邸に伺候し、大元帥陛下に拜謁仰付けられ、右の奉答文を奉呈した。

▲本會臨時大會 當局の經濟難局匡救に關する三大政策及び政局打開の態度を表明すべき政友會臨時大會は九月十六日日本部に開會、全國より來會した黨員無慮一萬、第一會場たる大會議室、第二會場たる大食堂及び第三會場たる前庭は勿論、階上階下とも立錐の餘地なき盛況を呈した。森幹事長の挨拶あつて宣言を可決し犬養總裁の演説があつた。左の如し

犬養總裁の演説

現内閣成立以來我經濟界は急激なる變化を受け、不景氣と不安とに襲れて居る。此の狀勢に鑑み過般經濟調査班を各地に派して實地調査を遂げたのであるが、其の窮狀は實に豫想以上であつて餘りに悲惨である事實を知り得たのである。而かも此の悲況は現在を以て其の頂點に達したりと認むべき何等の徵候なく。更に益々深刻化せんとする實狀である。

一、國民收入の激減

現内閣は金解禁斷行によつて、我經濟界は建直し得ると聲明して之を行つたものであるが、その結果は如何であるか、我經濟界は建直るところではない。反對に經濟機能を停頓破壊せしめられたのである。

貨幣價值は金解禁と正貨流出による通貨縮少によつて二重の騰貴を見、産物及び財産の價格は此の貨幣價值の騰貴と政府の緊縮政策並に消費節約の宣傳による需要の減退に三重の下落を來し、爲めに國民收入は激減し、支出に屬する租税その他債務は何等減ずる所がない、今日の窮境は不自然に醸成せられたる不均衡の結果が茲に現れたのである。

政府は常に口を世界の不況に藉りて其の責任を逃れんとするが經濟機能の破壊せられて居る場合に世界不況の打撃を受けるのであるから。我邦は他の各國に比し非常な痛苦を感ずるのであつて、政府失政の罪重大なりと謂はねばならぬ。

二、緊縮政策の破綻

此の窮況に對して現内閣は充分の理解を持たない、従つて此の窮況を打開するの對策を持たないのである。然らば我經濟界は今後益々崩壊破滅の道程を辿るの外なかるべく、六千萬國民は其の生活を脅威せられ、塗炭の苦しみを加重するに至るべきは火を見るよりも瞭かである。

此の如く現内閣の經濟政策は破綻した、それが延いては財政上の破綻となつた。即ち租税その他國庫收入の激減に現はれて來た。四年度に於ては既に確定の事實となり、五年度に於ては八千萬圓の缺陷を政府自ら認めて事業の繰延を行ひ屢次豫算の編制替を爲して豫算に對する責任觀念を忘失し帝國議會を無視してゐる。更に六年度に於ては一億五千萬圓の缺陷あるべきことを豫想され、豫算編制難に陥つてゐる。是れ誤れる經濟政策によつて政府自ら深刻なる不景氣を醸成した其の反映に外ならぬ。故に此の誤れる經濟政策を拋棄するに非ざれば財政の破綻を免れることは出來ない。

然るに政府は糊塗彌縫を是れ事とし、財政の基礎を危殆ならしめつゝある國家の爲め寒心に堪へない。

三、積極方針確立の要

事既に茲に至る吾黨は最早や黙して止むべき秋ではない。國家民人の爲めに斷然現内閣の秕政を糾弾し局面を打開し人心を一新し全國民と共に此の難局に對し善處する方法を講ぜねばならぬ。

即ち經濟界を極端に悪化せしめたる消極退嬰の政策を改めて積極的に産業振興の方針を確立せねばならぬ。

殊に當面の急務として現下の不景氣打開、失業救済、國民負擔の軽減に對して、全力を擧げて之に善處するの必要ありと思ふのである。

先づ極度の不景氣を打開して産業振興の實を擧げんが爲めには、現内閣の高調せる消費節約の宣傳は生産を抑壓し企業の衰頹を來し經濟界の逆轉退歩を招くに過ぎざるを以て速に之を打切るべきのみならず、社會の共存共榮は消費の健全化及社會化を促すに依つて初めて可能なる所以を周知せしめねばならぬ。

又一面極端なる緊縮政策を改めて産業開發の爲には國家の全力を傾注するの政策を採るべきである。又國民をして退嬰萎縮に陥ることなく、進んで産業上に活躍せしむる爲には各人安んじて其の業を營み得るよう、國情に應じ環境を改善するの必要があるのである。即ち時局に適應せる關稅の改正幼稚産業の保護獎勵助成金融政策及

び運輸政策の改善産業の統制等是れである。同時に交通治水港灣等の設備の爲めに、將た基礎工業の確立、國富増進、輸入防遏の爲めに積極的に國家の力を致すべき範圍少しとしないのである。而して其の財源は之を官業及官有財産の整理關稅の改正、負擔の公正を期する爲めの稅制整理等に求め尙ほ必要ある時は産業公債の發行に依るべきものである。

吾々は日本國民の經濟的能力及び國富増進の餘地あることに關しては充分の確信を有する者である。

四、失業對策と減稅

次に失業對策としては上述の方法に由り國內の産業を振興せしめ勞働者に出來得る限り勞働の機會を多く提供するは最善の途たること云ふ迄もない。吾黨は豫ねて産業上の保護主義を主張し來つたのであるが、こは専ら資本家又は企業家の利益を顧慮するが爲にあらずして内地勞働の保護にその眼目を置くのである。

現内閣の如きは徒らに低物價政策に囚へられ、有らゆる産業を倒壊に陥れ爲めに全國に於て百萬を越ゆる失業者を出さしめ、彼等をして生死の限界に苦惱せしめつゝ政府は袖手傍觀、唯僅に地方自治體に其の救済策と負擔とを委讓するが如き無能無責任の甚しきものにして近代政治の何たるやを辨知せざるものと評する外はないのである。國民の負擔を軽減して政澤の普遍化を図ることは刻下の急務である。我黨は國民大多數の負擔に係る地租

營業收益稅織物消費稅、礦產稅等に對し五千萬圓程度の減稅を行ひ以て一面には國民苦難の一部を除去し他面には産業振興の一助たらしめんと欲するのである、此の減稅の財源は行政整理用度並營繕の統一及び軍備の經濟化に依つて捻出すべきである。

五、倫敦條約の批判

倫敦軍縮會議の成果は如何であるか、現内閣は統帥權干犯の非違を敢てして三大原則の主張を拋棄してまで讓歩した。果して政府の言明する如く國防の不安なきか又國民負擔の輕減を期し得るのであるか。

政府が倫敦條約案に關し軍令部の同意なくして全權に對し回訓を發したることは明かに統帥權干犯である。現に軍令部が統帥機關として儼存する以上、國防兵力量に關し其の意見の一致を要することは論を俟たない、最初全權に發せられた訓令は三大原則兵力量であつて政府も軍令部も意見を一にし各々上奏したのである。

三月十五日全權より米國案に關し請訓し來り、四月一日之れに對し回訓を發したのであるが、それは三大原則中の二大原則を棄てたもので最初の訓令とは大なる差違がある。軍令部長がこれに同意であるならばこの大差ある兵力を以てしても國防上支障なき旨更に上奏せねばならぬ筈である。

此の上奏の事實なければ何人も軍令部長の同意を認定することは出來ない。それに拘らず同意せりと認定する

ならば是れ統帥機關の無視であり統帥權の干犯である。濱口首相の議會に於ける答辯は只軍部の意見を參酌したと云ふのみで、同意を得たとは云はない否寧ろ同意を要すべきものに非ずと暗示したのであつた。それで統帥權干犯と決した。

然るに近時傳ふる所に依れば、樞密院では該條約案審議中に、濱口首相は軍令部長の同意を得たと認定した旨を答辯したと云ふが、若しそれが事實だとすれば議會に於ける答辯を覆へした詭辯である、と同時に前述の理由で此の認定それ自身が統帥權干犯を立證したことになるのである。

現内閣は倫敦條約に依る軍縮の結果生じたる財源は主として國民負擔の輕減に充當すべきことを聲明したが、其の條約案の兵力量を以てしては國防上缺陷を生ずることを政府自ら認めて補充計劃を立案中であると云ふが、此の補充計劃に要する費用は最低限度の算定に依るも却つて従前よりも多額に上り、財政的には軍擴となり、國民負擔の輕減に充つべき剩餘なきことが明白となつた。而して行政整理や軍備經濟化を實行するの意思なきことも明白である以上、政府の減稅宣傳は今や一場の夢物語に過ぎない。軍縮會議の眼目は兵力の均衡と國民負擔の輕減とにあるのである、然るに二者共之を喪失せる條約案は少くとも我邦としては其の成立の意義を沒却したものである。

六、國難を打開せむ。

政治の要諦は國民生活の安定と其の向上とを期するに在るは今更ら言ふを待たない、然るに現内閣施政の跡は悉く此の目標を外れて居る。之れを外にしては貿易の衰退甚しく、輸出超過期に於てさへ正貨の流出滔々として止まず、之れを内にしては生活の不安、不況の深刻未だ曾つて此の時より甚しきはない。そうして最も恐るべきは民心の萎靡頹廢である、此の行詰りを轉回して國難を打開するの途は、唯我黨が國民と共に其所信に向つて緊張し邁往するの外なしと信するのである。

▲臨時大會の宣言 今次の臨時大會に於て可決したる宣言左の如し。

宣 言

産業經濟の枯涸は益々不景氣を深刻に導きて底止する所を知らず、都市農村を通じて齊しく悲痛慘澹の間に呻吟す。今に於て之を匡救するに非ざれば遂に地方自治團體を破壊し財政の基礎を危ふくするのみならず、延いて由々しき社會問題を惹起して兇險なる風潮を醸成せんとす。而して此に至らしたるものは職として現内閣が無準備の金解禁を盲斷し不合理の緊縮節約を強調したるに由らざるなし。今や時艱切迫して政策轉換を要望するの聲翕然として全國に遍ねきに拘らず、現内閣は政策の破綻が直ちに自家の運命に關すべきを恐れ耳を天下の公論に

掩ひ、飽く迄非違を強行し、財界不況を世界的に籍口して以て國民を欺瞞せんとす。

敢て問ふ、不況は世界的にもせよ深刻痛烈なること我國の如くなるもの他に比類ありや、而も現内閣は之を救ふの對策を有せず、拱手放任其爲す所を知らず、何ぞ責任を解せざるの甚しきや。

現内閣の功罪を検するに、其功績絶無にして罪過餘りに多きに過ぐ、即ち内には不合理なる經濟政策を強行して國政を紊亂し、民人を塗端の中に苦しめ、外には倫敦條約を締結して國防の不安を招致せんとす、思ふに海軍々備制限の要縮たる各國均衡の勢力を維持し、國民負擔の輕減を計るに在り。而かも該條約の内容之に副はざるに拘らず、徒らに詐言詭辭を弄して以て上下を瞞過せんとす。是等の責任を糺明すると共に政策を轉換して陰暗なる世相を打開するは焦眉の急務ならざるべからず。

我黨は確く信ず、今日の經濟難局を匡救せんと欲せば、我黨既定の政綱たる根本國策を遂行し、更に應急の舉措とし新に立案せる當面對策を速行する外斷して其方途なきことを。乃ち茲に臨時大會を開き、全國民一致の覺悟を促し、其支援協力を求め、諸般政策の實現に依り産業經濟の面目を一新すると同時に内外の政治を振刷せんことを期す。

敢て宣す。

▲政友會の經濟政策 政友會は濱口内閣打倒を宣したる臨時大會の前一日即ち九月十五日政務調査總會を開き、連日審議講究の結果得たる經濟政策要綱の原案を附議し、會長山本条太郎氏の説明的演説あり、原案通り可決發表した。

經濟政策要綱

第一根本對策 我黨既定の政綱たる産業立國主義を根幹とし、國務全般に亘り時代に適應する根本政策を確立すべく目下調査中に屬し、不日成案の見込なり。

第二當面應急對策 現下産業經濟の異常なる不況に鑑み、應急施設として左記各項の政策を速行すべし。

甲、不景氣對策

一、産業五ヶ年計畫 今後五ヶ年を期し國內生産の自然的増加を別とし、年額十億圓の新たなる生産増加を圖り、以て國民經濟を充實し、併せて輸入を防遏し、輸出を増進し以て根本的に正貨流出の防止を期す、而して之れが達成の爲めに要する施設左の如し。

本計畫に依る生産品の種類數量及之に要する資金の明細は之を別表に據る。

- (イ) 産業統制 生産政策の確立、企業の統整調和に依り國民經濟の全局より瞰下して適正なる施設を行ふ
- (ロ) 電力統制 電氣事業を統制し、電力普及料金低下を圖る。
- (ハ) 鐵道運貨政策 改正木材石炭鑛石等の運賃を引下げ、生産費の低下と輸入防遏の助成に資す。
- (ニ) 低金利政策 各特殊銀行預金部産業組合其他の各機關を通じて現事的要求に適應する低金利資金の運用を圖る。
- (ホ) 生産助成事業の積極的實施 河川港灣道路用排水等の擴張及び改修、一般農業の改善開墾林業漁業海運業鑛業等の獎勵助成の爲國費支辨を以て其の實施を期す。尙地方負擔事業に對する國費補助の方針は之を繼續す。
- (ヘ) 工業生産助成の施設 主要輸入品たる肥料鐵油類毛織物機械自動車染料藥品等内地生産可能のものに對し關稅政策以外其の獎勵の爲め相當助成の途を講ず。
- (ト) 輸入管理及び關稅改正 生産充實輸入防遏の目的を以て一部商品の輸入管理を爲し、且つ適當なる關稅改正をなす。
- (チ) 朝鮮臺灣に於ける産業政策樹立 内地産業と利害の衝突を避け、相互協調、有無相通の方針を以て産

業政策を樹立遂行す。

二、米價調節 米穀法を根本的に改正することの必要なるは勿論なるが、差向き現行法の施行區域を擴張し之を朝鮮臺灣に及びし、米價暴落に際し之等産地より直接海外に輸送販賣するの便を開く。

三、絲價安定 糸價安定融資補償法に由る在庫生糸に對し臨時消化の應急策を講ず。

乙、失業當面對策

一、速に嚴密正確なる失業調査を行ひ、其の實體を明かにせんことを期す。

二、速かに失業基金制度失業保險制度、解雇手當制度等並に勞働供給の調節制限に關する各制度の研究調査に著手し、適切なる根本失業對策の確立を期す。

三、公共事業の起興は國家主として之に當り、公共團體と協力して其の實績を收めんことを期す。其要領次の如し。

(イ) 公共事業は産業の振興民衆生活の安定並に一般文化の向上に裨補するものたること。

(ロ) 公共事業の起興は之を都市に限定せず廣く農村にも普及すること。

(ハ) 公共事業の起興は自由勞働者の救済にとゞまらず、熟練職工一般技術員智識階級の失業者救済をも考

慮して計畫すべきこと。

(ニ) 地方公共團體の起興する失業救済事業に對しては補助條件緩和に因り地方の負擔を軽減すること。

(ホ) 失業救済事業の計畫は内地にとゞまらず朝鮮其他必要なる領域にも實施せしむること。

四、移植民を奨勵し、失業の救済に資せんことを期す。

五、智識階級の失業者に對しては、學制の改正により之が防止緩和の策を樹つると共に、臨時に全國的調査機關を設置して應急授職の途を開かんことを期す。

六、職業紹介所に對する國庫補助率を増加し、職業紹介網の全國的普及を圖ると共に其の統制の完備を期す。

七、勞働不能による生活困難者に對して速かに救護法を實施して之を救済せんことを期す。

丙、國民負擔の軽減

民力涵養生産振興不景氣打開の趣旨に鑑み、年額五千萬圓を下らざる負擔軽減を圖り、地租營業收益稅織物消費稅礦産稅を目標として時宜に應じ免稅を行ふ。

丁、行政及び財政整理

行財政改革の趣旨に則り且つ減稅財源(五千萬圓)及び不景氣對策失業對策(主として産業五ヶ年計畫)の

實行に要する財源（年額一億二千萬圓五ヶ年六億圓）を求むる爲め左記各項の政策を實行す。

- (一) 行政整理。
 - (二) 軍備の經濟化。
 - (三) 官業及び官有財産の整理。
 - (四) 失業対策及び産業施設の爲めにする一定時間を劃し特別奢侈税の創設。
 - (五) 産業公債の發行。
- (一)(二)を以て減稅財源に充て(三)(四)(五)を以て産業政策實施の財源に資す。
- 戊、臨時産業資金制度
- 産業五ヶ年計畫の實施に要する財源及び支途に關する事務を統括し、其の收支を嚴確ならしめ且つ其の運用の敏活を期する爲め特に本制度を設く。

山本會長の説明

我國の現状は今や都會と地方との別なく、又農工商其他何れの方面を問はず、慘憺たる不況に陥り之が爲めに

諸般の事業は悉く萎縮し、飢餓線上に彷徨する失業群は全國に溢れ、其數實に百萬に上ると傳ふ。應に是れ所謂經濟困難の時代にして、若し之を現内閣の極端なる緊縮政策に委ね、漫然成り行きに放任するに於ては勢ひの窮る所。恰も戰敗國と同様の運命に逢着せん事を虞る、然らば之が對策如何。惟ふに我國今日の經濟的苦境に關しては根本的遠因と急性的近因との二種あり。先づ其の根本的遠因より云へば、國民經濟は生産と消費との均衡を缺き隨つて我貿易は短期間を除き明治時代以來巨額の輸入超過國たる地位を脱せず。之れ即ち國民生活上の最大弱點なり。

言ふ迄もなく、輸入超過は生産不足の反映に外ならずして部分的又は一時的には生産過剩の場合もあるも、綜合的には未だ國民生活の需用を滿すに足らず。故に國民經濟を基調とする國家の根本政策は積極的及進取的なる産業發展に依りて生産の増大を圖り、先づ需給の均衡を確保すると共に進んで輸出を盛にする以外何等別箇の方針あること無し。

之を以て我黨は豫て新經濟國策を政綱とし、行政制度其他諸般の方面に亘り改造的施設を行ふべく目下銳意成案を整へつゝあり。

次に經濟困難の急性的近因は現内閣の誤れる無準備の金解禁と、極端なる緊縮及消費節約政策に在り、故に其

の對策も亦應急的對應療法を必要とし、最早や一日も猶豫し能はざる危急を告げつゝあり。

此の間他働的には世界的不景氣の波動を被れるものありと雖も、而かも眼前の國民的苦難を傍觀して運命を他國の局面展開に待つが如きは無能の告白にあらずんば無責任の態度と云はざる能はず。

茲に於て我黨は新經濟政策に由る前述の根本對策以外こゝに先づ次の應急的當面對策を緊要と認む。

第一不景氣打開策

第二失業問題及社會政策

第三國民負擔の軽減

第一の不景氣打開策を初め各對策は總て前に述べたる新經濟政策の根本的建前に立脚して其の綱領を定めたり政策綱領は當初朗讀したる通り。

之等政策の綱領は應急的當面對策として、最も緊急を要する事項にして、且つ何れも因果的關係を有する施設に屬す。

即ち(甲)の不景氣打開策だに實行さるゝに於ては目下特に重要とする(乙)の失業問題も自然的に解決し得べく又(丙)の減稅政策を行へば是又自然に不景氣打開の機運を促進すべきや明瞭なり。

故に前述の政策に依り産業五ヶ年計畫を樹立し自然増加以外に十億圓の生産増加を圖るに於ては、國民經濟を充實し對外貿易の均衡を圖り得るに止まらず、該生産事業の振興に依り過剩勞力は直に吸收され、總ての職業に亘り活氣を呈すること歐洲大戰當時の我が實例に徴しても推知するに餘りあり。何んとなれば一切の商品價格は直接間接廣義に於ける勞銀の結晶に外ならざるが故に、十億圓の生産増加は即ちそれだけの勞力活用を意味するを以てなり、隨つて生産資金としての公債は一名失業活用公債と稱するも可なり。

元來國家經濟の立場より見て、輸入超過の爲めに支拂はるべき對外勘定は、事實上外國勞働者への賃銀と同一意味を有す。従つて我國が巨額の輸入國たるに拘らず自國內に多數の失業者及未就職を有するが如きは矛盾の甚しきものにして、畢竟國家それ自らの無政策を暴露するものと云はざるべからず。殊に今日の如き苛烈なる苦難時代に際しては國力を以て失業者の活用を圖るを急務とし徒らに手を拱きて傍觀するの時にあらざるのみならず其の負擔を地方に課し單に少額の國庫補助のみを以て足れりとするが如きは國家經濟の全局より視て妥當なる方策と認むるを得ず。且つ夫れ失業問題の解決として失業者の要求する所は各自の技能體力に適應する生業にして決して職を離れたる儘救恤を求むるにあらず。單なる救済は慈善的恩惠的心理に出發するものなるが故に、本來非經濟的なるのみならず、失業者の人格及志望を無視するの非難は免れず、不具癡疾等の如き不運の國民に對し

ては別に社會政策上の施設に依り之を救護するを當然とするが故に、別に救護法の實施を取急ぐべきも、それは失業問題と混同すべからず。

故に刻下の失業對策としては、原則として國家の力を以て生産事業を起し之を活用するを緊要とし、之れに依つて前述の如く五年後に於て毎年十億圓の特別生産を増加せば、統計に據る一人一ヶ年平均所得二百五十圓を基調として優に四百萬人の所得に該當し、更に現時に即し本計畫に依り第一年に於て國庫及地方の支辨一億八千萬圓と假定するも、直接間接勞銀となりて約七十五萬人を就業せしめ得るのみならず、之等の多數者が各生業を得るに於ては自然日用品其他の消費を増進すること明らかなるを以て、其の獲得せる勞銀は廣く國內に轉々循環し農商工其他總ての各方面に需要供給の作用を喚起し、一般的好景氣を持ち來すべきや毫も疑なし。尙失業對策に就てはその推移に應じ、緊急臨機の方策を施すことあるべし。

次に國民負擔の輕減即ち減稅政策及財源問題に於ては前述政策要綱に依り一目瞭然と信するが、最後に一言を添へたきは臨時産業資金制度の創設なり、該制度は産業五ヶ年計畫に依る新財源總額六億圓及從來産業的施設に支出しつゝある資金を以て之を構成し専ら所要の事業施設に充當するものとす。

斯くして臨時産業資金制度に依り所定の計畫を遂行するに於ては我國の生産力は逐年累進して五年後に到れば之が爲に特に年額十億圓に達するを以て、僅かに一ヶ年にして其の投資總額を回收し能ふのみならず、此の計畫の直接的刺戟と間接的影響とを受けて民間各方面の事業も亦著しく活氣を呈し、加速度に生産を累加し來るべきこと必然なり。故に國民經濟の全局より云へば其の效果の至大なるや多言を要せず、況んや之に依つて百萬の失業者は活用され能ふに於ておや。更に況んや、河川と云ひ、港灣と云ひ道路、用排水と云ひ、農林業工業水産鑛工業獎勵の各施設と云ひ、皆悉く永久的利益を將來に持續するに於いておや。これ我が黨が現に急迫せる國難匡救の爲め斷乎として上述の具體的建設策を樹立し、之れを政綱となす所以なり。

▲政友經濟調査委員 政友會は現下の經濟事情について應急の對策を講ずるため、全國

主要都市に經濟事情調査委員を特派することに決定し、七月廿九日左の如く選任發表された

福岡縣 水野鍊太郎、東武、西岡竹二郎、植原悦二郎、加藤久米四郎、山崎猛。

大阪府 望月圭介、松野鶴平、岩本武助、井上孝哉、岡田忠彦、竹内友治郎、津崎尙

武、鈴木英雄、清水銀藏、宮澤裕、太田正孝。

名古屋市 久原房之助、秋田清、西村茂生、志賀和多利、高橋熊次郎、中谷貞頼。

仙臺市 元田肇、瀧正雄、田子一民、八田宗吉、星島二郎、名川侃市。

北海道 床次竹二郎、熊谷直太、崎山武夫、高山長幸、東郷實、小野寺章。
尙關東方面に於る經濟調査委員は八月九日左の如く選任された。

東京横濱 第一 商工業並其他の産業 山本条太郎、鳩山一郎、今井健彦、内田信也、

吉植庄一郎、川島正次郎、田邊七六、門田新松、田邊熊一、松岡洋右
山下谷次、金光庸夫、向井倭雄、桑山鐵男。

第二 金融及納稅 三土忠造、山崎達之輔、津雲國利、中島知久平、木暮武
夫、松村光三、堀切善兵衛、片野重脩、山田又司、河上哲太、猪野毛
利榮、倉元要一、二神駿吉、清瀬規矩雄。

第三 社會問題 鈴木喜三郎、秦豐助、篠原和市、藤沼庄平、安藤正純、立
川太郎、牧野賤男、前田米藏、守屋榮夫、熊谷巖、鈴木梅四郎、宮田
光雄、長岡隆一郎、山岡萬之助、犬養健。

第四 産業合理化及國產愛用運動實踐 勝田主計、島田俊雄、藤井達也、川
口義久、大野伴陸、喜多孝治、土井權大、寺田市正。

神奈川縣 山本悌二郎、廣瀬爲久、牧野良三、豊島長吉、鈴木義隆、武田徳三郎、大久
保留次郎。

山梨、長野、新潟 川村竹治、大口喜六、加藤知正。
栃木、群馬、埼玉 砂田重政、庄司良朗。
千葉、茨城 兒玉右二、工藤十三雄。

調査項目

- 一、地方に於る主要産業の狀態。
- 一、失業の狀況。
- 一、重要商品の商取引及び其他の及せる影響。
- 一、農漁村生産品の收支並に販賣狀況。
- 一、畜産の狀況。
- 一、中小商工業者の實際狀況。
- 一、政府及び公共團體の事業中止若くは繰延べによりて蒙リし影響。
- 一、租稅及公私員組合の收入況。

- 一、金融上に於る便否。
- 一、俸給生活者の現状。
- 一、子弟の教育に及せる影響。
- 一、經濟不況の國民思想に及ぼしたる影響。
- 一、その他參考事項。

以上の各派は八月初めより出勤、擔任各地の視察調査を遂げて中旬歸京、東京班も之れと前後して活動を開始し、調査完了の上それ／＼本部に報告書を提出したが、現内閣の不景氣政策による國民生活の慘狀を擧げ盡して餘蘊なかつた。此企ては政黨界に一新紀元を劃せる經世的活動として世の耳目を引いた。

東京經濟調査社會班報告

班長（顧問） 鈴木喜三郎

今回政友會に於て經濟調査を爲すに當り、東京班を四班に分たる中、左記の十四人は其の第三班、即ち社會問題班として之を擔當した。

鈴木喜三郎	秦 豊 助	前田米藏
宮田光雄	山岡萬之助	長岡隆一郎
安藤正純	守屋榮夫	鈴木梅四郎
熊谷 巖	立川太郎	牧野賤男
藤沼庄平	篠原和市	（補充、犬養健）

依て過日來連日連夜、それ／＼分擔の上、各官衙、各自治團體、各種實業組合、各職業紹介所、無料宿泊所、並に社會事業團體等に就て、相當廣汎なる範圍に於て精密の調査を爲し、また各階級の人々に面接して直接その實狀を聴取し、更に委員全部出勤して、細民街の實相、野宿の現場、並に失業者の現實を視察した。追て詳細の報告は發表するが、こゝには其の極めて概要だけを報告することゝしたい。

先づ東京市（隣接町村を含む）の失業狀態は、昨年九月の調査に依ると、小額給料者一萬七千四百人、日傭労働者二萬〇四百人、其他の労働者三萬二千六百人、合計七萬〇四百人の失業者があつた。然るに本年六月の調査に依ると、小額給料者三萬三千五百人、日傭労働者三萬二千二百人、其他の労働者五萬〇五百人、合計十一萬六千百人となつた。即ち九ヶ月間に四萬五千七百人増加して居る。

東京市には日傭労働者専門の職業紹介所が六ヶ所ある。こゝに登録して労働手帳を所持する者は、一萬一千七百人である。最も救済に努力しつゝある日傭労働者ですら、失業者数の三分の一弱だけが労働手帳を所持し、他の三分の二は所持しない。労働手帳を所持しないものは、到底仕事には有り付けない。然かも各紹介所には顔付といふ先取特権者が半数位はある實状だから、労働手帳を所持するものでも、實際は六七日に一度位の外仕事は當らない。故に毎朝、職業紹介所前には日傭労働者が殺到して何れも殺氣を帯て居る、實に凄惨たる光景で、これは我々が未明に實地視察したところである。

此くの如き状態故、一泊二十錢の木賃宿に泊ることが出來ず、又一泊十七錢の市立簡易宿泊所に宿することも出來ず、結局野宿者が激増した。東京市内の野宿者は一昨年の調査では四百七十三人であつた。然るに現在では、淺草公園深川富川町伊豫橋附近、上野公園、芝公園、隅田川の各橋畔、各所の神社寺院の境内に野宿するものが少くとも二千人は下らない。これも我々が深夜視察して實見したところである。輦轂の下、帝都の真中に、年壯屈強なる數千の同胞が、空腹をかゝへ、青天井を睨んで、大地に横臥する光景は、實に暗涙と戰慄とを禁じ得ない。

次に日傭労働者以外の失業状況を見るに、東京市の職業紹介所十五ヶ所の中、九ヶ所は日傭労働者以外の一般

紹介所であるが、この各紹介所を通じての求職者は、最近では一ヶ月二萬人を超過して居る。これは從來の記録破りである。神田橋の中央職業紹介所だけでも、昨年七月の求職者五千〇八十三人に對し、本年七月は、六千三百二十人、即ち千二百三十七人の増加である。又女子の求職者は、この一紹介所だけでも、昨年七月の六百十三人に對して、本年七月は九百六十四人である。殊に注意すべき現象は、婦人に對する求人、中央紹介所に於ける、昨年七月の六百六十三人に對して、本年七月は千六百〇八人である。これは給料の高い男子を解雇して低廉なる婦人に代へる爲めである。今一つは大學卒業者の求職の多きことである。中央紹介所だけでも毎日中學校卒業以上の者平均二百五十人以上の求職者があるが、その内五分の一は大學卒業者である。

我々調査視察の結果、各職業紹介所（日傭労働者以外）を通じて、次の如き特殊の現象が注意せられる、いづれも深刻なる失業苦を物語るものである。

- 一、男よりも女、壯年よりも青年、殊に近來少年少女の需要が多い。これは比較的低廉な人を使用せんとする傾向である。
- 二、智識階級に於ては、専門學校、大學出身者は需要が著しく減退し、中等學校卒業以下の需要が大に増加した
- 三、婦人の求職者が激増した、從來は女中の如きは供給難であつたが、最近では寧ろ供給過剩となつた。これは